

令和6年度政策評価の事前分析表

令和6年3月
財務省

令和6年度政策評価の事前分析表について

財務省では、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成13年法律第86号。以下「政策評価法」といいます。）及び財務省の「政策評価に関する基本計画」に基づき、主要な政策分野の全てについて、あらかじめ目標を設定し、政策評価を行っています。政策評価法では政策評価を実施する場合に実施計画を定めることとされていることから、財務省では、評価対象年度の開始までに実施計画を策定しています。これと併せて、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」（平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承。以下「ガイドライン」といいます。）に基づき、評価対象となる政策の目標ごとに毎年度、事前分析表を作成し、公表しています。

ガイドラインに基づく目標管理型の政策評価においては、目標を適切に設定することが重要であり、要するコストとともに、目的、目標（指標）、それらの達成手段、各手段がいかに目標等の実現に寄与するか等に係る事前の想定を分かりやすく重要な情報に焦点を絞った形であらかじめ整理、公表し、事後に実績を踏まえて検証していくことは、各行政機関の政策体系の一層の明確化、外部検証の促進、各行政機関の長等によるマネジメントの強化等に有効とされています。

これらの趣旨を踏まえ、令和6年度政策評価の事前分析表は、総合目標（6目標）及び政策目標（24目標。国税庁に係る政策目標（3目標）を除いています。）の30の「政策の目標」について、作成しています。

政策評価に関する情報の公表を通じて、政策の透明性を確保することにより、国民の皆様に対する説明責任を果たし、信頼される行政を目指してまいります。

令和6年3月
財 務 省

<目 次>

令和6年度政策評価の事前分析表について	1
財務省の「政策の目標」の体系図	4
令和6年度政策評価の事前分析表	
総合目標	
総合目標1（財政）	5
総合目標2（税制）	8
総合目標3（財務管理）	10
総合目標4（通貨・金融システム）	14
総合目標5（世界経済）	17
総合目標6（財政・経済運営）	22
政策目標1（健全な財政の確保）	
政策目標1－1（重点的な予算配分を通じた財政の効率化・質的改善の推進）	24
政策目標1－2（必要な歳入の確保）	28
政策目標1－3（予算執行の透明性の向上・適正な予算執行の確保）	30
政策目標1－4（決算の作成を通じた国の財政状況の的確な開示）	34
政策目標1－5（地方財政計画の策定をはじめ、地方の歳入・歳出、国・地方間の財政移 転に関する事務の適切な遂行）	36
政策目標1－6（公正で効率的かつ透明な財政・会計に係る制度の構築及びその適正な運 営）	38
政策目標2（適正かつ公平な課税の実現）	
政策目標2－1（物価高を上回る持続的な賃金の上昇が行われる経済の実現、生産性の向上 等による供給力の強化等に向けた税制の着実な実施、我が国の経済社会の 構造変化及び喫緊の課題に応えるための税制の検討並びに税制についての 広報の充実）	40
政策目標3（国の資産・負債の適正な管理）	
政策目標3－1（国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制）	44
政策目標3－2（財政投融资の対象として必要な事業を実施する機関の資金需要への的確 な対応、ディスクロージャーの推進及び機関に対するチェック機能の充 実）	52
政策目標3－3（庁舎及び宿舍を含む国有財産の適正な管理・処分及び有効活用と情報提 供の充実）	59
政策目標3－4（国庫金の効率的かつ正確な管理）	72

政策目標 4 (通貨及び信用秩序に対する信頼の維持)

政策目標 4-1 (通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止)	76
政策目標 4-2 (金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理)	81

政策目標 5 (貿易の秩序維持と健全な発展)

政策目標 5-1 (内外経済情勢等を踏まえた適切な関税率の設定・関税制度の改善等)	84
政策目標 5-2 (多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進並びに税関分野にお ける国際的な貿易円滑化の推進)	86
政策目標 5-3 (関税等の適正な賦課及び徴収、社会悪物品等の密輸阻止並びに税関手続 における利用者利便の向上).....	91

政策目標 6 (国際金融システムの安定的かつ健全な発展と開発途上国の経済社会の発展の促進)

政策目標 6-1 (外国為替市場の安定並びにアジア地域を含む国際金融システムの安定に 向けた制度強化及びその適切な運用の確保)	103
政策目標 6-2 (開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・ 知的支援を含む多様な協力の推進).....	114
政策目標 6-3 (日本企業の海外展開支援の推進)	124

(財務省が所管する法人及び事業等の適正な管理、運営の確保)

政策目標 7-1 (政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営の確保)	127
政策目標 8-1 (地震再保険事業の健全な運営)	132
政策目標 9-1 (安定的で効率的な国家公務員共済制度等の構築及び管理)	135
政策目標 10-1 (日本銀行の業務及び組織の適正な運営の確保)	139
政策目標 11-1 (たばこ・塩事業の健全な発展の促進と適切な運営の確保)	141

参考資料

1 令和6年度において実施するアンケート調査の概要.....	146
2 用語集.....	148

財務省の「政策の目標」の体系図（令和6年度版）

財務省の使命

国の信用を守り、希望ある社会を次世代に引き継ぐ。

納税者としての国民の視点に立ち、効率的かつ透明性の高い行政を行い、国の財務を総合的に管理運営することにより、広く国の信用を守り、健全で活力ある経済及び安心で豊かな社会を実現するとともに、世界経済の安定的発展に貢献して、希望ある社会を次世代に引き継ぐこと。

政策の目標

財政 (総合目標 1)

我が国の財政状況が歴史的に見ても諸外国との比較においても、極めて厳しい状況にあることを踏まえ、社会保障・税一体改革を継続しつつ社会保障制度の持続可能性の確保に向けた基盤強化の取組を進めるとともに、2025年度の国・地方を合わせたプライマリーバランス（基礎的財政収支）黒字化を旨とし、同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを旨とする財政健全化目標達成に向け、経済再生を図りながら、歳入・歳出両面において財政健全化に取り組む。

税制 (総合目標 2)

デフレからの完全脱却と経済の新たなステージへの移行を実現するための基本的考え方の下、経済成長と財政健全化の両立を図るとともに、少子高齢化、グローバル化、デジタル化等の経済社会の構造変化に対応する観点から、税体系全般にわたる見直しを進める。

財務管理 (総合目標 3)

経済金融情勢及び財政状況を踏まえつつ、市場との緊密な対話に基づき、国債管理政策を遂行し、中長期的な調達コストの抑制を図りながら、必要な財政資金を確実に調達する。同時に、国庫金の適正な管理を行う。また、社会経済情勢等の変化を踏まえ、財政投融资を活用して政策的に必要とされる資金需要に的確に対応する。さらに、地域や社会のニーズ及び個々の国有財産の状況に応じ、地方公共団体等との連携を進めつつ、最適な形での国有財産の有効活用を進める。

通貨・金融システム (総合目標 4)

関係機関との連携を図りつつ、金融破綻処理制度の整備・運用を図るとともに金融危機管理を行うことにより、金融システムの安定の確保を図る。また、通貨の流通状況を把握するとともに、偽造・変造の防止等に取り組み、高い品質の通貨を円滑に供給することに より、通貨に対する信頼の維持に貢献する。

世界経済 (総合目標 5)

我が国経済の健全な発展に資するよう、国際的な協力等に積極的に取り組むことにより、世界経済の持続的発展、アジア地域を含む国際金融システムの安定及びそれに向けた制度強化、質の高いインフラ投資等を通じた開発途上国の経済社会の発展、国際貿易の秩序ある発展を旨とするとともに、日本企業の海外展開支援も推進する。

財政・経済運営 (総合目標 6)

総合目標 1 から 5 の目標を追求しつつ、自然災害からの復興に取り組むとともに、デフレからの脱却を確実なものとし、経済再生と財政健全化の双方を同時に実現することを旨とし、関係機関との連携を図りながら、適切な財政・経済の運営を行う。

政策の基本目標 (総合目標)

健全な財政の確保 (政策目標 1)

- 1-1 重点的な予算配分を通じた財政の効率化・質的改善の推進
- 1-2 必要な歳入の確保
- 1-3 予算執行の透明性の向上・適正な予算執行の確保
- 1-4 決算の作成を通じた国の財政状況の的確な開示
- 1-5 地方財政計画の策定をはじめ、地方の歳入・歳出、国・地方間の財政移転に関する事務の適切な遂行
- 1-6 公正で効率的かつ透明な財政・会計に係る制度の構築及びその適正な運営

適正かつ公平な課税の実現 (政策目標 2)

- 2-1 物価高を上回る持続的な賃金の上昇が行われる経済の実現、生産性の向上等による供給力の強化等に向けた税制の着実な実施、我が国の経済社会の構造変化及び喫緊の課題に対応するための税制の検討並びに税制についての広報の充実
- 2-2 内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収
- 2-3 酒類業の健全な発達の促進
- 2-4 税理士業務の適正な運営の確保

国の資産・負債の適正な管理 (政策目標 3)

- 3-1 国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制
- 3-2 財政投融资の対象として必要な事業を実施する機能的対応、デタスクリュージャの推進及び機械の充実
- 3-3 庁舎及び宿舍を含む国有財産の適正な管理・処分及び有効活用と情報提供の充実
- 3-4 国庫金の効率的かつ正確な管理

通貨及び信用秩序に対する信頼の維持 (政策目標 4)

- 4-1 通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止
- 4-2 金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理

貿易の秩序維持と健全な発展 (政策目標 5)

- 5-1 内外経済情勢等を踏まえた適切な関税率の設定・関税制度の改善等
- 5-2 多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進並びに国際的な貿易円滑化の推進
- 5-3 関税等の適正な賦課及び徴収、社会悪物品等の密輸阻止並びに税関手続における利用者利便の向上

国際金融システムの安定的かつ健全な発展と開発途上国の経済社会の発展の促進 (政策目標 6)

- 6-1 外国為替市場の安定並びにアジア地域を含む国際金融システムの安定に向けた制度強化及びその適切な運用の確保
- 6-2 開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進
- 6-3 日本企業の海外展開支援の推進

財務省が所管する法人及び事業等の適正な管理、運営の確保

- 7-1 政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営の確保
- 8-1 地震再保険事業の健全な運営
- 9-1 安定的で効率的な国家公務員共済制度等の構築及び管理
- 10-1 日本銀行の業務及び組織の適正な運営の確保
- 11-1 たばこ・塩事業の健全な発展の促進と適切な運営の確保

各政策分野の目標 (政策目標)

- 総合目標 1 : 我が国の財政状況が歴史的に見ても諸外国との比較においても、極めて厳しい状況にあることを踏まえ、社会保障・税一体改革を継続しつつ社会保障制度の持続可能性の確保に向けた基盤強化の取組を進めるとともに、2025 年度の国・地方を合わせたプライマリーバランス（基礎的財政収支）黒字化を目指し、同時に債務残高対 GDP 比の安定的な引下げを目指すとの財政健全化目標達成に向け、経済再生を図りながら、歳入・歳出両面において財政健全化に取り組む。

総合目標の内容及び 目標設定の考え方

我が国の財政は極めて厳しい状況にあります。各年度の政策的経費をその年度の税収等で賄うことができず（プライマリーバランス（用語集参照）が赤字の状態）、公債発行への依存が常態化しており、公債残高は累増の一途をたどっています。令和 5 年度の国・地方の公債等残高（用語集参照）は、物価高による国民負担の緩和策等を含む総合経済対策に基づく歳出増などもあり、1,244 兆円（対 GDP 比 208%）に達すると見込まれます。

特に、社会保障制度の給付と負担の乖離という構造的な問題を抱える中で、将来世代の不安を取り除くためにも、社会保障の持続可能性を確保し、財政健全化の道筋を確かなものとする必要があります。

こうした認識の下、「経済財政運営と改革の基本方針 2021」（以下、「骨太の方針 2021」といいます。）においては、「経済財政運営と改革の基本方針 2018」（以下、「骨太の方針 2018」といいます。）で示された財政健全化目標（2025 年度の国・地方を合わせたプライマリーバランス黒字化を目指す、同時に債務残高対 GDP 比の安定的な引下げを目指す。）を堅持するとともに、2022 年度から 2024 年度までの 3 年間について、これまでと同様の歳出改革努力をすることとされました。また、「経済財政運営と改革の基本方針 2022」（以下、「骨太の方針 2022」といいます。）及び「経済財政運営と改革の基本方針 2023」（以下、「骨太の方針 2023」といいます。）においては、財政健全化の「旗」を下ろさず、これまでの財政健全化目標に取り組むこととされました。

引き続き、経済あつての財政という方針の下、日本経済を立て直し、財政健全化に向けて取り組んでいく必要があります。

これらを踏まえ、上記の目標を設定します。

上記の「総合目標」を構成するテーマ

総1-1 : 2025年度の国・地方を合わせたプライマリーバランス黒字化を目指し、同時に債務残高対 GDP 比の安定的な引下げを目指す

関連する内閣の基本方針

- 「第 213 回国会 総理大臣施政方針演説」（令和 6 年 1 月 30 日）
- 「第 213 回国会 財務大臣財政演説」（令和 6 年 1 月 30 日）
- 「令和 6 年度予算編成の基本方針」（令和 5 年 12 月 8 日閣議決定）
- 「令和 6 年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」（令和 6 年 1 月 26 日閣議決定）
- 「中長期の経済財政に関する試算」（令和 6 年 1 月 22 日経済財政諮問会議提

	<p>出)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「経済財政運営と改革の基本方針 2018」(平成 30 年 6 月 15 日閣議決定) ○「経済財政運営と改革の基本方針 2019」(令和元年 6 月 21 日閣議決定) ○「経済財政運営と改革の基本方針 2020」(令和 2 年 7 月 17 日閣議決定) ○「経済財政運営と改革の基本方針 2021」(令和 3 年 6 月 18 日閣議決定) ○「経済財政運営と改革の基本方針 2022」(令和 4 年 6 月 7 日閣議決定) ○「経済財政運営と改革の基本方針 2023」(令和 5 年 6 月 16 日閣議決定) ○「新しい経済政策パッケージ」(平成 29 年 12 月 8 日閣議決定) ○「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋(改革工程)」(令和 5 年 12 月 22 日閣議決定)
--	---

テーマ	総1-1: 2025年度の国・地方を合わせたプライマリーバランス黒字化を目指し、同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指す
-----	--

取組内容	上記「総合目標の内容及び目標設定の考え方」記載のとおり。
------	------------------------------

定量的な測定指標			
[主要] 総1-1-A-1: 財政健全化目標の達成に向けた取組	目標値	2025年度の国・地方を合わせたプライマリーバランス黒字化を目指し、同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指す	
	実績値		
(目標値の設定の根拠)			
「骨太の方針2021」において、「2025年度の国・地方を合わせたプライマリーバランス黒字化を目指す」、「同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指す」とあり、「骨太の方針2022」及び「骨太の方針2023」において、「財政健全化の『旗』を下ろさず、これまでの財政健全化目標に取り組む」とあるためです。			
(参考)			
国・地方のプライマリーバランス赤字の対GDP比(実額)		国・地方の公債等残高の対GDP比	
2023(令和5)年度(見込み)	▲5.1%(▲30.4兆円)	2023(令和5)年度(見込み)	208.2%
2022(令和4)年度	▲3.5%(▲20.0兆円)	2022(令和4)年度	211.8%
2021(令和3)年度	▲5.5%(▲30.3兆円)	2021(令和3)年度	211.1%
2020(令和2)年度	▲9.1%(▲48.9兆円)	2020(令和2)年度	208.5%
2019(令和元)年度	▲2.6%(▲14.8兆円)	2019(令和元)年度	191.2%
2018(平成30)年度	▲1.9%(▲10.7兆円)	2018(平成30)年度	189.3%
2017(平成29)年度	▲2.2%(▲12.2兆円)	2017(平成29)年度	186.1%
2016(平成28)年度	▲2.9%(▲15.6兆円)	2016(平成28)年度	185.7%
2015(平成27)年度	▲2.9%(▲15.6兆円)	2015(平成27)年度	182.9%
2014(平成26)年度	▲3.8%(▲19.8兆円)	2014(平成26)年度	182.8%
(出所) 内閣府「中長期の経済財政に関する試算」(令和6年1月22日経済財政諮問会議提出)			

定性的な測定指標

〔主要〕 総 1-1-B-1 : 社会保障・税一体改革の継続的な実施と社会保障制度の基盤強化

(指標の内容)

社会保障・税一体改革（用語集参照）を継続的に実施するとともに、「骨太の方針 2018」に盛り込まれた「新経済・財政再生計画」に基づき、改革を順次実行に移してきました。引き続き、「骨太の方針 2021」、「骨太の方針 2022」及び「骨太の方針 2023」に基づき、歳出改革努力を継続し、経済成長と財政を持続可能にするための基盤固めにつなげます。具体的な改革項目としては、「新経済・財政再生計画」に加え、「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）」に記載された取組について、各年度の予算編成過程において、実施すべき施策の検討・決定を行ってまいります。

(指標の設定の根拠)

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律」（平成 24 年法律第 68 号）や「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」（平成 25 年法律第 112 号）等に規定された社会保障・税一体改革の内容を確実に実施していくためです。また、プライマリーバランスの黒字化に向けては、社会保障改革を軸として、社会保障の自然増の抑制や医療・介護サービスの適正化・効率化、生産性向上や給付と負担の適正化等に取り組むことが不可欠であるところ、「骨太の方針 2018」に盛り込まれた「新経済・財政再生計画」に基づき、改革を順次実行に移してきました。引き続き、「骨太の方針 2021」、「骨太の方針 2022」及び「骨太の方針 2023」に基づき、歳出改革努力を継続し、経済成長と財政を持続可能にするための基盤固めを行うことが重要です。このため、具体的な改革項目として上記の指標を設け、各年度の予算編成過程において、実施すべき施策の検討・決定を行うことにより、着実に取り組んでいくこととしています。

今回廃止した測定指標とその理由

該当なし

参考指標

- 参考指標 1 「一般会計税収、歳出総額及び公債発行額の推移」
- 参考指標 2 「一般会計及び特別会計の歳出総額及び純計額」
- 参考指標 3 「公債発行額・公債依存度の推移」
- 参考指標 4 「公債残高の推移」
- 参考指標 5 「国及び地方の基礎的財政収支の推移」
- 参考指標 6 「一般会計の基礎的財政収支の推移」
- 参考指標 7 「国及び地方の財政収支の推移」
- 参考指標 8 「国民負担率の状況」

総合目標に係る予算額

令和 3 年度

4 年度

5 年度

6 年度当初

令和 6 年度行政事業レビュー番号

上記の総合目標に関連する予算額はありません。

担当部局名

主計局（調査課、総務課）、大臣官房総合政策課、主税局（総務課、調査課）

政策評価実施予定時期

令和 7 年 6 月

- 総合目標2：デフレからの完全脱却と経済の新たなステージへの移行を実現するとの基本的考え方（税制）
下、経済成長と財政健全化の両立を図るとともに、少子高齢化、グローバル化、デジタル化等の経済社会の構造変化に対応する観点から、税体系全般にわたる見直しを進める。

総合目標の内容及び目標設定の考え方	<p>税制は、社会の活力や経済発展の基盤として、財源調達機能（政府が提供する公共サービスの資金調達）や再分配機能（国民の所得や資産の再分配）を果たすことが期待されており、「公平・中立・簡素」という基本原則を踏まえつつ、経済社会の構造変化に対応した、不断の見直しに取り組んでいく必要があります。</p> <p>「経済財政運営と改革の基本方針2023」（以下、「骨太の方針2023」といいます。）においては、財政健全化の「旗」を下ろさず、これまでの財政健全化目標に取り組むこととしています。</p> <p>税制については、デフレからの完全脱却と経済の新たなステージへの移行を実現するとの基本的考え方の下、経済成長と財政健全化の両立を図るとともに、少子高齢化、グローバル化、デジタル化等の経済社会の構造変化に対応する観点から、税体系全般にわたる見直しを進めます。</p> <p>「骨太の方針2023」においては、「経済財政運営と改革の基本方針2022」等も踏まえ、応能負担を通じた再分配機能の向上・格差の固定化防止を図りつつ、公平かつ多様な働き方等に中立的で、デジタル社会にふさわしい税制を構築し、経済成長を阻害しない安定的な税収基盤を確保するため、税体系全般の見直しを進めることとしています。</p>
--------------------------	--

上記の「総合目標」を構成するテーマ	
	総2-1：我が国の経済社会の構造変化を踏まえた税制を構築する

関連する内閣の基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「第 213 回国会 総理大臣施政方針演説」（令和 6 年 1 月 30 日） ○ 「第 213 回国会 財務大臣財政演説」（令和 6 年 1 月 30 日） ○ 「経済財政運営と改革の基本方針 2023」（令和 5 年 6 月 16 日閣議決定） ○ 「経済財政運営と改革の基本方針 2022」（令和 4 年 6 月 7 日閣議決定） ○ 「わが国税制の現状と課題—令和時代の構造変化と税制のあり方—」（令和 5 年 6 月 30 日税制調査会） ○ 「諮問」（令和 6 年 1 月 25 日税制調査会） ○ 「令和 6 年度税制改正の大綱」（令和 5 年 12 月 22 日閣議決定）
--------------------	--

テーマ	総2-1：我が国の経済社会の構造変化を踏まえた税制を構築する
取組内容	上記「総合目標の内容及び目標設定の考え方」記載のとおり。
定性的な測定指標	
	[主要] 総2-1-B-1：経済社会の構造変化を踏まえた税制改正の検討
(指標の内容)	経済社会の構造変化を踏まえた税制を構築すべく、毎年度の税制改正を検討します。

(指標の設定の根拠)					
税制は、社会の活力や経済発展の基盤として、財源調達機能（政府が提供する公共サービスの資金調達）や再分配機能（国民の所得や資産の再分配）を果たすことが期待されており、「公平・中立・簡素」という基本原則を踏まえつつ、経済社会の構造変化に対応した、不断の見直しに取り組んでいく必要があるためです。					
今回廃止した測定指標とその理由					
該当なし					
参考指標	<input type="checkbox"/> 参考指標1「税率比率の推移」 <input type="checkbox"/> 参考指標2「一般会計税収の推移」 <input type="checkbox"/> 参考指標3「一般会計税収、歳出総額及び公債発行額の推移」【再掲（総1-1：参考指標1）】				
総合目標に係る予算額	令和3年度	4年度	5年度	6年度当初	令和6年度行政事業レビュー番号
上記の総合目標に関連する予算額はありません。					
担当部局名	主税局（総務課、調査課、税制第一課、税制第二課、税制第三課、参事官室）		政策評価実施予定時期	令和7年6月	

- 総合目標3：経済金融情勢及び財政状況を踏まえつつ、市場との緊密な対話に基づき、国債管理政策（財務管理）を遂行し、中長期的な調達コストの抑制を図りながら、必要な財政資金を確実に調達する。同時に、国庫金の適正な管理を行う。また、社会経済情勢等の変化を踏まえ、財政投融資を活用して政策的に必要とされる資金需要に的確に対応する。さらに、地域や社会のニーズ及び個々の国有財産の状況に応じ、地方公共団体等との連携を進めつつ、最適な形での国有財産の有効活用を進める。

**総合目標の内容及び
目標設定の考え方**

我が国の財政は、国・地方の公債等残高（用語集参照）が令和5年度には1,244兆円（対GDP比208%）に達すると見込まれるなど、極めて厳しい状況にあります。

このような状況を踏まえ、財務省としては、中長期的な調達コストの抑制を図りながら、必要とされる財政資金を確実に調達していくという基本的な考え方に沿って、市場との緊密な対話に基づき、そのニーズ・動向等を踏まえつつ、中長期的な需要動向に即した、安定的で透明性の高い国債発行を行うなど、国債管理政策を適切に運営していきます。同時に、国庫金（用語集参照）の効率的かつ正確な管理を行います。

また、財政投融資（用語集参照）については、国民のニーズや社会経済情勢等の変化を踏まえ、政策的必要性や民業補完性・償還確実性等を精査し、政策的に必要とされる資金需要に的確に対応していきます。

さらに、「経済財政運営と改革の基本方針2023」及び「新経済・財政再生計画 改革工程表2023」等を踏まえ、地域や社会のニーズ及び個々の国有財産（用語集参照）の状況に応じて、中長期的な視点から、最適な形での国有財産の有効活用を推進していきます。

こうした取組を通じ、国の資産・負債について、適正な財務管理に努めます。

上記の「総合目標」を構成するテーマ

- 総3-1：適切な国債管理政策を実施する
- 総3-2：財政投融資を適切に活用する
- 総3-3：国有財産の有効活用を推進する
- 総3-4：国庫金の適正な管理を行う

関連する内閣の基本方針

- 「第213回国会 財務大臣財政演説」（令和6年1月30日）
- 「デジタル田園都市国家構想総合戦略」（令和4年12月23日閣議決定）
- 「経済財政運営と改革の基本方針2023」（令和5年6月16日閣議決定）
- 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」「成長戦略等のフォローアップ」（令和5年6月16日閣議決定）
- 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」「フォローアップ」（令和4年6月7日閣議決定）
- 「新経済・財政再生計画 改革工程表2023」（令和5年12月21日経済財政諮問会議決定）

	<ul style="list-style-type: none"> ○「デフレ完全脱却のための総合経済対策」(令和 5 年 11 月 2 日閣議決定) ○「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」(令和 4 年 10 月 28 日閣議決定) ○「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和 3 年 11 月 19 日閣議決定) ○「防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策」(令和 2 年 12 月 11 日閣議決定)
--	--

テーマ	総3-1：適切な国債管理政策を実施する
取組内容	<p>国債管理政策においては、確実かつ円滑な国債発行により、中長期的な調達コストの抑制を図りながら、必要とされる財政資金を確実に調達していくことによって、円滑な財政運営の基盤を確保することを目的としています。こうした観点を踏まえつつ、投資家の需要動向を的確に反映した年限構成の見直しによる国債の安定的な発行の確保、国債市場の流動性の維持・向上、個人や海外投資家を含めた投資家層の多様化による国債の保有構造の安定化等の課題に取り組みます。</p>
定性的な測定指標	
	<p>[主要] 総3-1-B-1：国債管理政策の適切な運営</p> <p>(指標の内容)</p> <p>市場との対話に基づき、そのニーズ・動向等を踏まえつつ国債管理政策を適切に運営していきます。</p> <p>(指標の設定の根拠)</p> <p>市場のニーズ・動向等を踏まえつつ、中長期的な需要動向に即した、安定的で透明性の高い国債発行を行うなど、国債管理政策を適切に遂行することにより、中長期的な調達コスト抑制や確実かつ円滑な国債発行を通じた財政運営基盤の確保が可能になると考えられるためです。</p>
今回廃止した測定指標とその理由	
	該当なし
参考指標	該当なし

テーマ	総3-2：財政投融资を適切に活用する
取組内容	<p>財政投融资については、国民のニーズや社会経済情勢等の変化を踏まえ、財政投融资対象機関に対する適切な審査を行ったうえで、政策的に必要とされる資金需要に的確に対応していきます。また、政策コスト分析や実地監査等を実施することで、ディスクロージャーの推進や、財政投融资対象機関に対するチェック機能の充実を図っていきます。さらに、貸付金の確実な回収と的確な資産負債管理（ALM）（用語集参照）による財務の健全性の確保に努めます。</p>
定性的な測定指標	
	<p>[主要] 総3-2-B-1：各年度の財政投融资計画の編成</p> <p>(指標の内容)</p> <p>国民のニーズや社会経済情勢等の変化などを踏まえ、政策的必要性や民業補完性・償還確実性等を精査しつつ、財政投融资計画（用語集参照）を編成します。</p>

(指標の設定の根拠)	
国民のニーズや社会経済情勢等の変化などを踏まえ、政策的必要性や民業補完性・償還確実性等を精査しつつ、編成を行うことで、財政投融资を活用して政策的に必要な資金需要に的確に対応することが可能となるためです。	
今回廃止した測定指標とその理由	
該当なし	
参考指標	該当なし

テーマ	総3-3：国有財産の有効活用を推進する
取組内容	国有財産は国民の貴重な財産であることから、地域や社会のニーズ及び個々の国有財産の状況に応じて、中長期的な視点から、最適な形で国有財産の有効活用を推進します。
定性的な測定指標	
[主要] 総3-3-B-1：国有財産の更なる有効活用に向けた各施策の取組状況	
(指標の内容)	
国と地方公共団体が連携しながら、一定の地域に所在する国公有財産の情報を面的に共有し、地域のニーズを踏まえた国と地方公共団体の庁舎の整備など各地域における国公有財産の最適利用を図るほか、有用性が高く、希少な国有地については、引き続き国が保有しつつ、介護・保育などの分野を中心に国有財産の積極的な活用を推進するなど、地域や社会のニーズ及び個々の国有財産の状況に応じた最適な形で国有財産の有効活用に向けた各施策の取組状況を指標とします。	
(指標の設定の根拠)	
最適な形で国有財産の有効活用を推進するために、地域や社会のニーズや個々の国有財産の状況に応じ、地方公共団体等と連携しながら着実に各取組を進めることが重要であるためです。	
今回廃止した測定指標とその理由	
該当なし	
参考指標	○参考指標1「社会福祉分野等における国有財産の活用実績」 ○参考指標2「留保財産の取組状況」

テーマ	総3-4：国庫金の適正な管理を行う
取組内容	国庫金の管理においては、時期によって過不足が生じる国庫収支の調整を行うこと等により、国庫金の管理を効率的に行います。また、国庫金の取扱事務を担う日本銀行を適正に監督することにより、出納の正確性を確保します。これらの取組により、国庫金の適正な管理を行います。
定性的な測定指標	
[主要] 総3-4-B-1：国庫金の効率的かつ正確な管理	
(指標の内容)	
国庫金の管理を効率的に行い、また出納の正確性を引き続き確保します。	
(指標の設定の根拠)	
国庫金の過不足の調整（用語集参照）等国庫金の管理を効率的に行うこと、また各府省庁等から指示を受けて日本銀行が行う国庫金の出納事務の正確性を確保することが重要であるためです。	

今回廃止した測定指標とその理由					
該当なし					
参考指標	該当なし				
総合目標に係る予算額	令和3年度	4年度	5年度	6年度当初	令和6年度行政事業レビュー番号
上記の総合目標に関連する予算額はありません。					
担当部局名	理財局（総務課、国庫課、国債企画課、国債業務課、財政投融资総括課、国有財産企画課、国有財産調整課、国有財産業務課、管理課、計画官室）		政策評価実施予定時期	令和7年6月	

- 総合目標4：関係機関との連携を図りつつ、金融破綻処理制度の整備・運用を図るとともに金融危機管理（通貨・金融システム）を行うことにより、金融システムの安定の確保を図る。また、通貨の流通状況を把握するとともに、偽造・変造の防止等に取り組み、高い品質の通貨を円滑に供給することにより、通貨に対する信頼の維持に貢献する。

**総合目標の内容及び
目標設定の考え方**

金融システムは、資金仲介・リスク仲介機能や決済機能を担い、経済活動の基盤をなすものであることから、国民経済の発展のためには金融システムの安定の確保が不可欠です。

財務省としては、信用不安の連鎖が金融機関に波及し、社会不安を招かないようにする一方、健全な財政の確保の観点から、金融機関の安易な救済によって国民負担が生じないようにバランスを取ることが重要であると考えます。

人口減少による国内市場の縮小や市場のグローバル化、デジタルライゼーションを背景に、国内外で金融規制改革や金融技術革新が急速に進展しています。

こうした中、財務省としては、金融庁等と密接な連携を図りつつ、金融仲介機能を発揮するための基盤となる金融システムの安定の確保のため、金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理を行います。

加えて、新型コロナウイルス感染症や物価高騰等により影響を受けた事業者への支援も盛り込んだ地域経済活性化支援や東日本大震災への対応も含め、株式会社地域経済活性化支援機構及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構の適切な監督を通じて、地域の信用秩序の基盤強化等を図ります。

また、通貨は様々な経済取引の決済において、国民から信頼され、安心して使われる必要があります。そのため、通貨の流通状況等を把握し、偽造されにくい通貨を円滑に供給できるように製造計画の策定等を適切に行うとともに、国内外の関係機関との意見交換・情報収集等により偽造・変造を防止する環境整備に努めつつ、CBDC（中央銀行デジタル通貨：用語集参照）を含め、通貨の在り方についても引き続き検討していきます。これらにより、通貨制度（用語集参照）の適切な運用に万全を期し、通貨に対する信頼の維持に努めます。

上記の「総合目標」を構成するテーマ

総4-1：金融システムの安定を確保する

総4-2：通貨に対する信頼を維持する

関連する内閣の基本方針

- 「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（令和5年11月2日閣議決定）
- 「経済財政運営と改革の基本方針2023」（令和5年6月16日閣議決定）
- 「成長戦略等のフォローアップ」（令和5年6月16日閣議決定）
- 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」（令和5年6月16日閣議決定）

テーマ	総4-1：金融システムの安定を確保する
取組内容	<p>金融仲介機能を発揮するための基盤となる金融システムの安定を確保するため、信用不安の連鎖が金融機関に波及し、社会不安を招かないようにする一方、金融機関の安易な救済によって国民負担が生じないようにバランスを取ることが重要であると考えます。このような考えの下、国内外での金融規制改革や金融技術革新の進展を踏まえながら、金融庁等と密接な連携を図りつつ、金融破綻処理制度の整備・運用を行うとともに、預金保険法等の法令に基づき、迅速・的確な金融危機管理を行います。</p>
定性的な測定指標	
<p>[主要] 総4-1-B-1：金融システムの安定を確保するための取組</p>	
<p>(指標の内容)</p> <p>金融システムの状況を適切に踏まえながら、金融庁等と緊密に連携しつつ、金融破綻処理制度の整備・運用を行い、また、預金保険法等の法令に基づき、迅速・的確な金融危機管理を実施することにより、金融システムの安定の確保に万全を期していきます。</p>	
<p>(指標の設定の根拠)</p> <p>金融システムは、資金仲介・リスク仲介機能や決済機能を担い、経済活動の基盤をなすものであることから、国民経済の発展のためには金融システムの安定の確保が不可欠であるためです。</p>	
今回廃止した測定指標とその理由	
該当なし	
参考指標	<p>○参考指標 1 「国内金融機関の自己資本比率」</p> <p>○参考指標 2 「国内金融機関の不良債権比率・残高」</p>

テーマ	総4-2：通貨に対する信頼を維持する
取組内容	<p>通貨は様々な経済取引の決済において、国民から信頼され、安心して使われる必要があります。そのため、通貨の流通状況等を把握し、偽造されにくい通貨を円滑に供給できるように製造計画の策定等を適切に行うとともに、国内外の関係機関との意見交換・情報収集等により偽造・変造を防止する環境整備に努めつつ、C B D Cを含め、通貨の在り方についても引き続き検討していきます。これらにより、通貨制度の適切な運用に万全を期し、通貨に対する信頼の維持に努めます。</p>
定性的な測定指標	
<p>[主要] 総4-2-B-1：通貨に対する信頼を維持するための取組</p>	
<p>(指標の内容)</p> <p>通貨が様々な経済取引の決済において、国民から信頼され、安心して使われるために、通貨の流通状況等を把握し、偽造されにくい通貨を円滑に供給できるように製造計画の策定等を適切に行うこと等により、通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止等通貨制度の適切な運用に万全を期していきます。</p>	

(指標の設定の根拠)	
通貨を円滑に供給するためには、市中における通貨の流通状況等を勘案した製造計画の策定等を適切に行う必要があるほか、通貨の偽造・変造は、国民の通貨に対する信頼を失わせ、経済社会に深刻な影響を及ぼすおそれがあり、これを防止する必要があるためです。	
今回廃止した測定指標とその理由	
該当なし	
参考指標	該当なし
総合目標に係る予算額	令和3年度
	4年度
	5年度
	6年度当初
	令和6年度行政事業レビュー番号
上記の総合目標に関連する予算額はありません。	
担当部局名	大臣官房信用機構課、理財局（国庫課）
政策評価実施予定時期	令和7年6月

- 総合目標5：我が国経済の健全な発展に資するよう、国際的な協力等に積極的に取り組むことにより、世界（世界経済）経済の持続的発展、アジア地域を含む国際金融システムの安定及びそれに向けた制度強化、質の高いインフラ投資等を通じた開発途上国の経済社会の発展、国際貿易の秩序ある発展を目指すとともに、日本企業の海外展開支援も推進する。

**総合目標の内容及び
目標設定の考え方**

通貨に対する信託を確保しつつ、我が国経済の健全な発展を実現するためには、国際金融システムを安定させ、強固で持続可能かつ均衡ある世界経済の成長を生み出すとともに、保護主義に陥ることなく国際貿易の秩序ある発展を図ることが重要となっています。また、貧困、パンデミック、開発途上国の債務問題、地球環境問題、マネー・ローンダリング（マネロン）、テロ・大量破壊兵器の拡散等に関連する資金等による国際金融システムの濫用といった問題にも国際社会が協力して積極的に取り組む必要があります。我が国は、こうした国際的協力において主体的な役割を果たしていきます。特に、我が国との関係が深いアジアにおける金融市場の環境整備支援を含む地域金融協力の推進や、ODA等を通じた支援により、アジアをはじめ世界の経済社会の発展を促進するとともに、日本企業の海外展開支援を推進していきます。これに加え、対内直接投資を促進するとともに、国の安全等を損なうおそれがある投資に適切に対応していきます。また、国際貿易の秩序ある発展のために、多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進に取り組めます。

上記の「総合目標」を構成するテーマ

- 総5-1：世界経済の持続的発展等に向けた国際的な協力に取り組む
- 総5-2：国際貿易の秩序ある発展に向けた国際的な協力に取り組む

関連する内閣の基本方針

- 「開発協力大綱」（令和5年6月9日閣議決定）
- 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」「成長戦略等のフォローアップ」（令和5年6月16日閣議決定）
- 「総合的なTPP等関連政策大綱」（令和2年12月8日TPP等総合対策本部決定）
- 「経済財政運営と改革の基本方針2023」（令和5年6月16日閣議決定）
- 「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（令和5年11月2日閣議決定）
- 「インフラシステム海外展開戦略2025」（令和2年12月10日経協インフラ戦略会議決定、令和3年6月17日改訂、令和4年6月3日追補、令和5年6月1日追補）
- 「「世界一安全な日本」創造戦略2022」（令和4年12月20日閣議決定）

テーマ 総5-1：世界経済の持続的発展等に向けた国際的な協力に取り組む

取組内容

世界経済の持続的な発展等に向けては、世界経済に大きな影響を与える、米国、中国、欧州の政治経済の動向や、ロシアのウクライナ侵略、北朝鮮等の地政学リスクなどに十分に留意しつつ、国際社会が連携することが重要です。
こうした中、為替市場の安定、またその前提となる国際金融システムの安定を実現し、開発

途上国における貧困や気候変動を始めとする地球環境問題、マネロン、テロ・大量破壊兵器の拡散等に関連する資金等による国際金融システムの濫用といった問題の解決を図ることにより、強固で持続可能かつ均衡ある世界経済の成長を生み出すための取組を進めることが重要です。また、国際情勢が変化する中、ルールに基づく国際秩序と多国間主義という、国際連携の基盤となる基本的価値を堅持する取組に参画し、国際秩序の根幹を揺るがす暴挙に対しては国際社会の責任ある一員として毅然と対応することが不可欠です。こうした観点から、対露制裁並びにウクライナ及び周辺国への支援を強力に推進するとともに、いわゆるグローバル・サウスへの関与を強化します。

このため、引き続き G 7（用語集参照）において主導的な役割を果たすとともに、G 20（用語集参照）における国際的な議論にも積極的に参画していきます。また、経済の信認と金融の安定を促進する観点から、国際機関及び各国の財務金融当局等との政策対話も積極的に行っていきます。

また、特に我が国との関係が深いアジア経済の持続的発展に貢献することは、我が国経済の発展にもつながる重要な取組です。そのため、ASEAN（東南アジア諸国連合）+ 3（日中韓）（用語集参照）財務大臣・中央銀行総裁会議等の多国間のフォーラムで主導的な役割を果たしつつ、二国間の会議も積極的に推進することで、アジア大洋州諸国との関係を更に深化・拡大させていきます。また、関係省庁や関係機関と連携して、アジアにおける金融市場の環境整備を支援し、民間資金の流入やノウハウの活用を促進していきます。

併せて、我が国経済の健全な発展に寄与する対内直接投資を促進し、一方で国の安全等を損なうおそれのある対内直接投資に対しては適切に対応するよう、迅速かつ適正な審査を実施していきます。

また、ODA等を通じて、新興国・開発途上国の持続的な経済社会の発展を支援します。特に、「経済財政運営と改革の基本方針2023」等を踏まえ、令和元年6月に日本議長下のG20大阪サミットで承認した「質の高いインフラ投資に関するG20原則」等の普及・実践を通じて、「開放性」「透明性」「経済性」「借入国の債務持続可能性」等が確保されるようにインフラの整備を推進していきます。こうした取組を通じて、アジアをはじめ世界の経済社会の発展の促進を図っていきます。

さらに、「インフラシステム海外展開戦略2025」で掲げられた、令和7年に約34兆円のインフラシステムの受注を実現するとの目標を踏まえつつ、関係省庁、関係機関及び関連民間企業等と連携して、デジタル・グリーンなどの成長分野を見据えた、スタートアップ企業等の支援を含む日本企業の海外展開支援を推進していきます。

定性的な測定指標

[主要] 総5-1-B-1：世界経済の持続的発展等に向けた国際的な協力への参画

(指標の内容)

世界経済の持続的発展等を目的として、G 7、G 20等の国際的な枠組みにおいて積極的に貢献するとともに、国際機関及び各国の財務金融当局との政策対話も積極的に行っていきます。

(指標の設定の根拠)

国際金融システムの安定等を実現し、強固で、持続可能で、均衡あるかつ包摂的な世界経済の成長を生み出すためには国際的な協力が重要なためです。

[主要] 総5-1-B-2：アジアにおける地域金融協力の推進

	<p>(指標の内容)</p> <p>ASEAN+3等の多国間のフォーラムで主導的役割を果たしつつ、二国間の会議も積極的に推進することで、アジア大洋州諸国との関係の深化・拡大に貢献していきます。また、関係省庁及び関係機関と連携して、アジアにおける金融市場の環境整備を支援し、民間資金の流入やノウハウの活用を促進していきます。</p>
	<p>(指標の設定の根拠)</p> <p>我が国との関係が深いアジアにおける金融市場の環境整備支援を含む地域金融協力を推進することが、アジア太平洋地域の経済の持続的発展や金融システムの安定を図る上で重要であるためです。</p>
	<p>[主要] 総5-1-B-3: ODA等を通じた支援及び日本企業の海外展開支援の推進</p>
	<p>(指標の内容)</p> <p>ODAやOOF等を通じ、G20大阪サミットで承認した「質の高いインフラ投資に関するG20原則」の普及・実践や、国際保健、地球環境問題、債務問題等の課題へ対処することで、新興国・開発途上国の持続的な経済社会の発展を支援します。また、「インフラシステム海外展開戦略2025」を踏まえ、関係省庁、関係機関及び関連民間企業等と連携し、日本の産業の国際競争力の維持・向上に資するサプライチェーンの強靱化によって、日本企業の海外進出の基盤を確保しつつ、デジタル・グリーンなどの成長分野を見据えた、スタートアップ企業等の支援を含む日本企業の海外展開支援を推進し、日本経済の活性化を図ります。</p>
	<p>(指標の設定の根拠)</p> <p>ODAやOOF等を通じた支援により、特に質の高いインフラの推進や国際保健、地球環境問題、債務問題等の課題へ対処することが、開発途上国の経済社会の発展に重要であり、また、日本企業の海外展開支援により、新興国・開発途上国の活力を取り込んでいくことが、日本の持続的な繁栄のために重要であるためです。</p>
	<p>[主要] 総5-1-B-4: 国際金融システムの濫用防止</p>
	<p>(指標の内容)</p> <p>資産凍結措置をはじめとする、外国為替及び外国貿易法に基づく金融制裁措置を適時に実施し、制裁措置の実効性を確保するとともに、暗号資産等の新たな技術の普及などの影響も踏まえつつ、マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の推進に貢献していきます。</p>
	<p>(指標の設定の根拠)</p> <p>北朝鮮による核・ミサイル開発やロシアによるウクライナ侵略等、国際秩序や我が国の安全保障を揺るがす行動を行う国が存在する中、我が国の経済・金融活動の健全な発展を促進するためには、各国との協調や国際的枠組み等での貢献を積極的に行い、国際金融システムの濫用を防止し、そうした行動の資金源を断つための取組を推進することが重要であるためです。</p>
<p>今回廃止した測定指標とその理由</p>	
<p>該当なし</p>	
<p>参考指標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○参考指標 1 「最近の世界経済動向」 ○参考指標 2 「途上国の貧困削減状況」 ○参考指標 3 「テロリスト等に対する我が国による資産凍結措置対象者数」 ○参考指標 4 「我が国への対内直接投資残高」 ○参考指標 5 「円借款実施状況」 ○参考指標 6 「国際協力銀行（JBIC）の出融資保証業務実施状況」

テーマ		総5-2：国際貿易の秩序ある発展に向けた国際的な協力に取り組む				
取組内容	<p>自由で公正な貿易は世界経済成長の源泉であり、我が国は、従来から、WTO（用語集参照）を中心とする多角的な自由貿易体制を推進しています。また、対外経済連携の促進に向けた取組についても、政府全体として積極的に推進しています。</p> <p>WTOについては、令和5年7月のG7広島サミット及び令和5年9月のG20ニューデリーサミットにおいても、各国首脳間で、WTO改革への継続的な政治的支持が表明されており、我が国はWTO改革に関する議論にも積極的に参画・貢献しています。国際社会が複合的な危機に直面する中、WTOの機能強化は喫緊の課題であり、多角的自由貿易体制の維持・強化に向けて引き続き取り組んでいきます。</p> <p>経済連携協定については、平成30年12月に環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP）、平成31年2月に日EU・EPA（用語集参照）、令和2年1月に日米貿易協定・日米デジタル貿易協定（用語集参照）、令和3年1月に日英EPA（用語集参照）、令和4年1月に地域的な包括的経済連携（RCEP）協定（用語集参照）がそれぞれ発効しました。これらは、世界的に保護主義的な動きがある中で、我が国が率先して自由で公正な貿易を推進する範を世界に示すものであり、引き続き、これらの協定の着実な実施に向けて、積極的に取り組んでいきます。</p> <p>世界経済の成長の源泉を豊かなものとするため、「自由で公正な経済圏」を創り上げることを目指して、財務省としては、関係省庁と連携しつつ、WTOを中心とする多角的自由貿易体制の維持・強化に引き続き取り組むとともに、CPTPPやRCEP協定の着実な実施や円滑な運用、履行の確保に取り組む等、戦略的かつスピード感を持って、各地域における経済連携を推進していきます。</p> <p>また、貿易大国である我が国として、税関分野における貿易円滑化の推進に積極的に取り組んでいきます。</p>					
	<p>定性的な測定指標</p> <p>〔主要〕 総5-2-B-1：国際貿易の秩序ある発展に向けた国際的な協力への取組</p> <p>（指標の内容）</p> <p>WTOを中心とする多角的自由貿易体制の維持・強化に取り組むとともに、戦略的かつスピード感を持って、各地域における経済連携を推進し、これらを通じて、税関分野における貿易円滑化の推進にも積極的に取り組んでいきます。</p> <p>（指標の設定の根拠）</p> <p>世界的に保護主義的な動きがある中で、世界経済の成長の源泉を豊かなものとするため、「自由で公正な経済圏」を創り上げることが重要であるためです。</p>					
<p>今回廃止した測定指標とその理由</p> <p>該当なし</p>						
参考指標	該当なし					
総合目標に係る予算額	令和3年度	令和4年度	令和5年度	6年度当初	令和6年度行政事業レビュー番号	
上記の総合目標に関連する予算額はありません。						

担当部局名	国際局（総務課、調査課、国際機構課、地域協力課、為替市場課、開発政策課、開発機関課）、関税局（関税課、参事官室（国際交渉担当）、参事官室（国際協力担当）、経済連携室）、財務総合政策研究所（総務研究部国際交流課）	政策評価実施予定時期	令和 7 年 6 月
--------------	---	-------------------	------------

- **総合目標6**：総合目標1から5の目標を追求しつつ、自然災害からの復興に取り組むとともに、デフレからの脱却を確実なものとし、経済再生と財政健全化の双方を同時に実現することを目指し、関係機関との連携を図りながら、適切な財政・経済の運営を行う。

総合目標の内容及び 目標設定の考え方

日本経済につきましては、昨年30年ぶりとなった高水準の賃上げや企業の意欲的な投資計画の策定など前向きな動きが見られています。一方で、我が国の財政状況は、国・地方の公債等残高（用語集参照）が、物価高による国民負担の緩和策等を含む総合経済対策に基づく歳出増などもあり、令和5年度には1,244兆円（対GDP比208%）に達すると見込まれるなど、極めて厳しい状況にあります。

このような状況の下、引き続き、経済あつての財政という方針の下、日本経済を立て直し、財政健全化に向けて取り組んでいく必要があります。具体的には、令和5年11月2日に閣議決定した「デフレ完全脱却のための総合経済対策」を迅速かつ適切に実行するとともに、「経済財政運営と改革の基本方針2023（骨太の方針2023）」に基づき、2025年度のプライマリーバランス（用語集参照）黒字化と債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指していきます。

また、マクロ経済政策の一翼を担う金融政策についても、政府の財政・経済政策と一体的・整合的に運営されるよう、金融政策を所管する日本銀行と議論を重ねます。この観点から、平成25年1月に取りまとめた「デフレ脱却と持続的な経済成長の実現のための政府・日本銀行の政策連携について（共同声明）」等に則り、政府及び日本銀行は、政策連携を強化し、デフレ脱却と持続的な経済成長の実現に向け、一体となって取り組んでいきます。

加えて、自然災害からの復興に全力で取り組みます。

上記の「総合目標」を構成するテーマ

総6-1：デフレ脱却と持続的な経済成長を実現するとともに、2025年度のプライマリーバランス黒字化を目指し、同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指す。

関連する内閣の基本方針

- 「第212回国会 総理大臣所信表明演説」（令和5年10月23日）
- 「第212回国会 財務大臣財政演説」（令和5年11月20日）
- 「第213回国会 総理大臣施政方針演説」（令和6年1月30日）
- 「第213回国会 財務大臣財政演説」（令和6年1月30日）
- 「経済財政運営と改革の基本方針2023」（令和5年6月16日閣議決定）
- 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」（令和5年6月16日閣議決定）
- 「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（令和5年11月2日閣議決定）
- 「令和6年度予算編成の基本方針」（令和5年12月8日閣議決定）
- 「令和6年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」（令和6年1月26日閣議決定）

テーマ

総6-1：デフレ脱却と持続的な経済成長を実現するとともに、2025年度のプライマリーバランス黒字化を目指し、同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指す。

取組内容	上記「総合目標の内容及び目標設定の考え方」記載のとおり。				
定性的な測定指標					
	[主要]総6-1-B-1：「経済財政運営と改革の基本方針2023」における目標達成に向けた取組の進捗状況の把握・分析				
	(指標の内容) 「経済財政運営と改革の基本方針2023」における目標達成に向けた取組の進捗状況を把握・分析します。				
	(指標の設定の根拠) 「経済財政運営と改革の基本方針2023」を踏まえ、引き続き、「デフレ脱却・経済再生」、「歳出改革」、「歳入改革」に取り組むことが重要であるからです。				
	[主要]総6-1-B-2：自然災害からの復興への取組				
	(指標の内容) 東日本大震災や令和6年能登半島地震からの復興を含め、自然災害からの復興に全力で取り組みます。				
	(指標の設定の根拠) 自然災害からの復興に取り組むことが重要であるからです。				
今回廃止した測定指標とその理由					
該当なし					
参考指標	○参考指標1「主要経済指標（実質成長率等）」 (出所) 令和6年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度（令和6年1月26日閣議決定）				
総合目標に係る予算額	令和3年度	4年度	5年度	6年度当初	令和6年度行政事業レビュー番号
上記の総合目標に関連する予算額はありません。					
担当部局名	大臣官房総合政策課、主計局（総務課、調査課）、主税局（総務課、調査課）		政策評価実施予定時期	令和7年6月	

○ 政策目標1-1：重点的な予算配分を通じた財政の効率化・質的改善の推進

政策目標の内容及び
目標設定の考え方

国家は、多岐にわたる分野で多くの活動を行っており、これらの活動に必要な資金を租税や公債などの手段により調達し、必要な分野に資金を供給しています。

経済財政状況を踏まえつつ、選択と集中の考え方により、一般会計と特別会計を合わせた歳出全体を必要性の高い分野に重点的に配分し、逆に重要性や必要性の低い分野、相対的な優先度の低い分野には配分しないという考えの下、財政活動全般を効率的、効果的なものとする必要があります。

上記の「政策目標」を達成するための「施策」

政1-1-1：重点的な予算配分を通じた財政の効率化等への取組

政1-1-2：財政に関する広報活動

関連する内閣の基本方針

- 「第213回国会 総理大臣施政方針演説」(令和6年1月30日)
- 「第213回国会 財務大臣財政演説」(令和6年1月30日)
- 「令和6年度予算編成の基本方針」(令和5年12月8日閣議決定)
- 「令和6年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」(令和6年1月26日閣議決定)
- 「『第2期復興・創生期間』以降における東日本大震災からの復興の基本方針」(令和3年3月9日閣議決定)
- 「経済財政運営と改革の基本方針2018」(平成30年6月15日閣議決定)
- 「経済財政運営と改革の基本方針2019」(令和元年6月21日閣議決定)
- 「経済財政運営と改革の基本方針2020」(令和2年7月17日閣議決定)
- 「経済財政運営と改革の基本方針2021」(令和3年6月18日閣議決定)
- 「経済財政運営と改革の基本方針2022」(令和4年6月7日閣議決定)
- 「経済財政運営と改革の基本方針2023」(令和5年6月16日閣議決定)
- 「新しい経済政策パッケージ」(平成29年12月8日閣議決定)

施策 政1-1-1：重点的な予算配分を通じた財政の効率化等への取組

取組内容

一般会計と特別会計を合わせた歳出全体を必要性の高い分野に重点的に配分し、逆に重要性や必要性の低い分野、相対的な優先度の低い分野には配分しないという考えの下、財政活動全般を効率的、効果的なものとします。

引き続き、予算執行調査、政策評価、行政事業レビュー、決算及び決算検査報告、国会での指摘・議決などの予算編成等への適切な活用・反映に努めます。

「経済財政運営と改革の基本方針2018」(以下、「骨太の方針2018」といいます。)に盛り込まれた「新経済・財政再生計画」においては、財政健全化目標として、①2025年度の国・地方を合わせたプライマリーバランス(用語集参照)黒字化を目指す、②同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指すことを堅持する、ことが掲げられ、この目標達成に向けて、2019年度から2021年度の3年間について歳出改革の取組方針が示され、この方針を踏まえ、財政健全化に向けた取組を進めてきました。

「経済財政運営と改革の基本方針2021」（以下、「骨太の方針2021」といいます。）では、これらの取組がこれまで財政規律としての役割を果たしてきたことを踏まえ、2022年度から2024年度までの3年間についても、これまでと同様の歳出改革努力を継続することとされています。また、「経済財政運営と改革の基本方針2022」（以下、「骨太の方針2022」といいます。）及び「経済財政運営と改革の基本方針2023」（以下、「骨太の方針2023」といいます。）においては、財政健全化の「旗」を下ろさず、これまでの財政健全化目標に取り組むこととされています。これらを踏まえ、引き続き、財政健全化に向けた取組を進めてまいります。

上記に加えて、復興事業については、「『第2期復興・創生期間』以降における東日本大震災からの復興の基本方針」を踏まえ、復興のステージに応じた、被災地の復興に真に必要な事業をしっかりと実施できるよう取り組んでいきます。

定性的な測定指標

〔主要〕政1-1-1-B-1：予算編成における重点的な配分と財政健全化目標の達成に向けた取組の実施

（令和6年度目標）

一般会計と特別会計を合わせた歳出全体を必要性の高い分野に重点的に配分し、逆に重要性や必要性の低い分野、相対的な優先度の低い分野には配分しないという考えの下、財政活動全般を効率的、効果的なものにします。「骨太の方針2018」に盛り込まれた「新経済・財政再生計画」においては、財政健全化目標として、①2025年度の国・地方を合わせたプライマリーバランス黒字化を目指す、②同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指すことを堅持する、ことが掲げられ、この目標に向けて、2019年度から2021年度の3年間について歳出改革の取組方針が示され、この方針を踏まえ、財政健全化に向けた取組を進めてきました。

「骨太の方針2021」では、これらの取組がこれまで財政規律としての役割を果たしてきたことを踏まえ、2022年度から2024年度までの3年間についても、これまでと同様の歳出改革努力を継続することとされています。また、「骨太の方針2022」及び「骨太の方針2023」においては、財政健全化の「旗」を下ろさず、これまでの財政健全化目標に取り組むこととされています。これらを踏まえ、引き続き、財政健全化に向けた取組を進めてまいります。

（目標の設定の根拠）

予算を必要性の高い分野に重点的に配分することで、財政の効率化・質的改善を推進する必要があるためです。

政1-1-1-B-2：予算執行調査等の予算編成等への適切な活用・反映

（令和6年度目標）

予算執行調査、政策評価、行政事業レビュー、決算及び決算検査報告、国会での指摘・議決などを予算編成等へ適切に活用・反映します。

（目標の設定の根拠）

財政資金の効率的・効果的な活用のため、予算の「プラン（予算編成）」・「ドゥー（予算の執行）」・「チェック（評価・検証）」・「アクション（予算への反映）」のサイクルにおける「チェック」・「アクション」機能を強化し、予算への確にフィードバックするためです。

政1-1-1-B-3：予算編成における東日本大震災への適切な対応

（令和6年度目標）

復興事業については、「『第2期復興・創生期間』以降における東日本大震災からの復興の基本方針」を踏まえ、復興のステージに応じた、被災地の復興に真に必要な事業をしっかりと実施できる

よう取り組んでいきます。

(目標の設定の根拠)

東日本大震災からの復興を効果的かつ確実に進めるとともに、復興財源に対する被災地の不安を払拭するためです。

今回廃止した測定指標とその理由

該当なし

参考指標

- 参考指標 1 「一般会計及び特別会計の歳出総額及び純計額」【再掲（総1-1：参考指標 2）】
- 参考指標 2 「一般会計歳出の構成」
(https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/budget/fy2024/seifuan2024/01.pdf)
- 参考指標 3 「一般会計歳出概算所管別内訳」
(https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/budget/fy2024/sy050905.pdf)
- 参考指標 4 「なぜ財政は悪化したのか（財政構造の変化）」
(https://www.mof.go.jp/policy/budget/fiscal_condition/related_data/202310_kanryaku.pdf)
- 参考指標 5 「各予算のポイント」
(https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/budget/fy2024/seifuan2024/index.html)
- 参考指標 6 「補助金等の内訳（交付先別、主要経費別）」
- 参考指標 7 「補助金等の整理合理化状況」

施策 政1-1-2：財政に関する広報活動

取組内容

財政に関し、国民に対する説明責任を果たすとともに、国民に理解を深めてもらう観点から、パンフレットの作成・配布・電子書籍化、ウェブサイトを通じた情報提供、オンラインも活用した説明会等の広報活動に積極的に取り組みます。

加えて、財政を含め持続可能な社会・経済への関心を高めるべく、フューチャー・デザイン（用語集参照）の考え方を活用した取組を推進します。

また、財政に関する迅速かつ正確な情報提供を行うため、以下の取組を行います。

A 各府省のウェブサイトにおいて公開される概算要求書及び政策評価調書を、各府省の協力の下、財務省ウェブサイトからそれぞれ9月末日、10月20日前後までに一元的に閲覧できるようにします。

B 決定した予算の内容や執行状況について、広く国民全般に分かりやすい情報開示の方法を工夫し、一般会計と特別会計、当初予算と補正予算を含めた予算の全体像についても、より分かりやすく国民への情報発信を行うよう努めます。

定量的な測定指標

政1-1-2-A-1：各府省等のウェブサイトで公開される概算要求書等	年度		令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度目標値
	目標値	概算要求書等	11月10日前後	9月末日	9月末日	9月末日	9月末日

の財務省ウェブサイトからの閲覧可能化	目標値	政策評価調書	11月10日 前後	10月20日 前後	10月20日 前後	10月20日 前後	10月20日 前後
	実績値	概算要求書等	11月9日	9月29日	9月27日	9月27日	
		政策評価調書	11月9日	10月19日	10月20日	10月17日	
(出所) 主計局総務課及び司計課調 (目標値の設定の根拠) 財政に関する迅速かつ正確な情報提供を行うため、過去の実績を参考に目標値を設定しました。							

定性的な測定指標

[主要] 政1-1-2-B-1：財政に関する広報活動の実施状況

(令和6年度目標)

積極的にパンフレットの作成・配布・電子書籍化、ウェブサイトを通じた情報提供、オンラインも活用した説明会、フューチャー・デザインの考え方を活用した取組等の広報活動を実施します。

(目標の設定の根拠)

財政に関し、国民に対する説明責任を果たすとともに、国民に理解を深めてもらうためです。

今回廃止した測定指標とその理由

該当なし

参考指標

○参考指標1「財務省ウェブサイトの予算・決算に関するページへのアクセス件数」

政策目標に係る予算額	令和3年度	4年度	5年度	6年度当初	令和6年度行政事業レビュー番号
(項) 財政健全化推進費	419,603千円	420,645千円	426,496千円	425,590千円	
(事項) 財政の効率化・質的改善の推進に必要な経費	419,603千円 (注2)	420,645千円 (注2)	426,496千円 (注2)	425,590千円 (注2)	
内 財政に関する説明資料の拡充	7,370千円	6,952千円	7,073千円	5,277千円	(注4)
内 財政制度等に関する調査(注3)	4,661千円	4,661千円	4,592千円	24,000千円	(注4)
内 旅費等実態調査	13,967千円	13,901千円	13,358千円	13,279千円	(注4)

(注1)「政策目標に係る予算額」の表中には、政策目標1-1に係る予算額を記載しています。

(注2) 政府情報システム関連予算の令和3年度予算額は、内閣所管(組織)内閣官房及びデジタル庁所管(組織)デジタル庁に「(項)情報通信技術調達等適正・効率化推進費」にて一括計上され、令和4年度以降の予算額は、デジタル庁所管(組織)デジタル庁に「(項)情報通信技術調達等適正・効率化推進費」にて一括計上されています。

(注3)「フューチャー・デザインの考え方を活用した取組」に係る予算額は、「財政制度等に関する調査」に含まれます。

(注4) 行政事業レビューの対象か否か及び対象となった場合の番号は、確定後に記載します。

担当部局名	主計局(総務課、司計課、調査課、主計官、主計企画官(調整担当))	政策評価実施予定時期	令和7年6月
-------	----------------------------------	------------	--------

○ 政策目標1-2：必要な歳入の確保

政策目標の内容及び
目標設定の考え方

健全な財政を確保するためには、財政需要について、原則として公債や借入金にはよらず、税収等で賄うという考え方が基本となります（非募債主義・「財政法」（昭和22年法律第34号）第4条第1項）。

税収については、内国税である租税及び印紙収入並びに輸入品に対し課される関税等から成るものであり、毎年度の税制改正等の政策目的を踏まえつつ、必要な税収の確保に努めます。税制については、経済社会のあり方に密接に関連するものであることから、経済社会の構造変化や国際的動向等を踏まえつつ、財源調達機能を果たすべく、経済成長を阻害しない安定的な税収基盤を構築する観点や、適正・公平な課税を実現する観点からの見直しを進めていきます。また、その時点で判明している課税実績、政府経済見通しに係る諸指標等を基礎に、税目ごとに適切な見積りに努めます。

税収及び公債金収入以外の国の歳入である「その他収入」（用語集参照）については、現下の極めて厳しい財政事情の下、可能な限りその確保に努めるとともに、各項目別に最近の実績等を基礎に適切な見積りを行います。

公債の発行については、歳出の重点化、節減合理化に努めてもなお財源が不足する場合に限って、やむを得ない措置として行います。

なお、上記のような歳入に関する情報について、財務省ウェブサイトにおいて開示する方法等を通じ、国民への説明責任の向上に努めます。

本目標は、以下に掲げる内閣の基本方針を踏まえ、推進してまいります。

上記の「政策目標」を達成するための「施策」

政1-2-1：必要な歳入の確保等

関連する内閣の基本方針

- 「第213回国会 総理大臣施政方針演説」（令和6年1月30日）
- 「第213回国会 財務大臣財政演説」（令和6年1月30日）
- 「令和6年度予算編成の基本方針」（令和5年12月8日閣議決定）

施策 政1-2-1：必要な歳入の確保等

取組内容

税制改正等の政策目的を踏まえつつ、必要な税収の確保に努めます。税制について、財源調達機能を果たすべく、経済成長を阻害しない安定的な税収基盤を構築する観点や、適正・公平な課税を実現する観点からの見直しを進めていきます。

また、「その他収入」について、現下の極めて厳しい財政事情の下、可能な限りその確保に努め、最近の実績等を基礎に適切な見積りを行います。

なお、上記のような歳入に関する情報について、財務省ウェブサイトにおいて開示する方法等を通じ、国民への説明責任の向上に努めます。

定性的な測定指標

【主要】政1-2-1-B-1：必要な歳入の確保及び説明責任の向上

(令和6年度目標)

税制改正等の政策目的を踏まえつつ、必要な歳入の確保に努めます。税制について、財源調達機能を果たすべく、経済成長を阻害しない安定的な歳入基盤を構築する観点や、適正・公平な課税を実現する観点からの見直しを進めていきます。

また、「その他収入」について、現下の極めて厳しい財政事情の下、可能な限りその確保に努め、最近の実績等を基礎に適切な見直しを行います。

なお、上記のような歳入に関する情報について、財務省ウェブサイトにおいて開示する方法等を通じ、国民への説明責任の向上に努めます。

(目標の設定の根拠)

安定的な歳入基盤を構築し、適正・公平な課税を実現して、必要な歳入の確保に努めるほか、「その他収入」についても、可能な限りその確保に努め、適切な見直しを行うためです。

また、歳入に関する情報について、国民への説明責任の向上に努めるためです。

今回廃止した測定指標とその理由

該当なし

参考指標

○参考指標1 「一般会計歳入の推移」

(https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/condition/a03.htm)

○参考指標2 「一般会計歳入、歳出総額及び公債発行額の推移」【再掲（総1-1：参考指標1）】

○参考指標3 「歳入（一般会計）構成の推移」

(https://www.mof.go.jp/policy/budget/fiscal_condition/basic_data/202304/sy202304b.pdf)

政策目標に係る予算額

令和3年度

4年度

5年度

6年度当初

令和6年度行政事業レビュー番号

上記の政策目標に関連する予算額はありません。

担当部局名

主計局（総務課）、主税局（総務課）

政策評価実施予定時期

令和7年6月

○ 政策目標 1 - 3 : 予算執行の透明性の向上・適正な予算執行の確保

政策目標の内容及び
目標設定の考え方

国の予算の執行の責任及び権限は各省各庁の長に委ねられていますが、財政当局としても予算の執行が法令の定めにより、かつ、経済的、効率的に行われるよう各省各庁への要請等を行っています。特に公共調達のある方については、引き続き入札及び契約の改善や随意契約の適正化を図る必要があります、そのための取組を進めています。

また、予算の質の向上・効率化を図るためには、国民への情報開示の充実などにより予算執行の透明性の向上を図るとともに、予算執行の実態を把握し、いわゆるPDCAサイクルにおける、C (=チェック) 及びA (=アクション) の機能を強化する必要があります。

上記の「政策目標」を達成するための「施策」

政1-3-1 : 予算執行に関する情報開示の充実

政1-3-2 : 円滑かつ効率的な予算執行の確保

政1-3-3 : 予算執行調査の実施

政1-3-4 : 各省各庁等に対する予算の適正かつ効率的な執行の確保のための要請等

関連する内閣の基本方針

○ 「行政の透明性向上のための予算執行等の在り方について」(平成25年6月28日閣議決定)

施策 政1-3-1 : 予算執行に関する情報開示の充実

取組内容

予算執行の透明性を確保する観点から、各府省庁のウェブサイトで定期的に関示されている予算執行等に係る情報を、各府省庁の協力の下、財務省ウェブサイトから閲覧できるようにします。
(<https://www.mof.go.jp/policy/budget/topics/portalsite.htm>)

定性的な測定指標

[主要] 政1-3-1-B-1 : 定期的な予算執行に関する情報開示の確認

(令和6年度目標)

各府省庁の予算執行等に係る情報開示の状況を定期的に確認します。

(目標の設定の根拠)

「予算執行等に係る情報の公表等に関する指針」(平成25年6月28日内閣官房行政改革推進本部事務局)に基づき、各府省庁において開示されている予算執行等に係る情報について、財務省ウェブサイトから一元的に閲覧できる状態を維持するためです。

今回廃止した測定指標とその理由

該当なし

参考指標

○ 参考指標 1 「各府省の予算執行情報ポータルサイト」
(<https://www.mof.go.jp/policy/budget/topics/portalsite.htm>)

施策	政1-3-2：円滑かつ効率的な予算執行の確保
取組内容	<p>国の予算は、国会の議決に基づき各省各庁の長に配賦され、その執行の責任及び権限は各省各庁の長に委ねられています。その執行に当たっては、円滑かつ迅速な執行が確保されるよう努めます。</p> <p>また、予算の執行において、財務大臣の承認を要するものが法令で定められていますが、これらの法令の定めにより、繰越明許費及び移流用を活用すること等によって、経済的、効率的に予算執行がなされるよう努めています。</p> <p>特に、繰越手続については、平成21年度より、繰越要件の明確化や手続の簡素化等を図っており、繰越制度が一層活用されるよう努めます。</p> <p>今後とも、法令や予算との整合性等に留意するとともに、会計検査院や関係省庁との連携を図ることなどにより、円滑かつ効率的な予算執行が確保されるよう努めます。</p>
定性的な測定指標	
[主要] 政1-3-2-B-1：円滑かつ効率的な予算執行の確保の取組	
(令和6年度目標) 法令と予算との整合性等に留意の上、各省各庁において繰越制度等が活用されるよう取り組みます。	
(目標の設定の根拠) 円滑かつ効率的な予算執行を確保するためです。	
今回廃止した測定指標とその理由	
該当なし	
参考指標	該当なし
施策	政1-3-3：予算執行調査の実施
取組内容	<p>予算執行調査は、財務省主計局の予算担当者及び財務局の職員が、次年度以降の予算編成に向けた問題意識等から選定した事業について、実際に予算が効率的かつ効果的に執行されているかといった観点から調査を行うものです。予算執行調査の実施に当たっては、予算の効率化が図られるよう、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 調査対象につき、特別会計の事業を含め、予算の執行状況全般を選定の対象とするほか、日常的に予算執行の現場に接する機会の多い財務局の視点等も活用しつつ、案件を選定します。 2 専門家の知見の活用や実地調査の実施など、調査の質の向上等を図ります。 3 調査結果を適切な時期に公表し、予算の執行や予算編成に反映するとともに、その反映状況を予算の決定後速やかに公表します。
定性的な測定指標	
[主要] 政1-3-3-B-1：予算執行調査の実施	
(令和6年度目標) 予算執行調査を着実に実施し、調査結果や予算への反映状況を速やかに公表します。	
(目標の設定の根拠) 予算執行の実態を把握し、予算の効率化が図られるようにするためです。	

今回廃止した測定指標とその理由	
該当なし	
参考指標	<p>○参考指標 1 「予算執行調査の実施件数及び反映額」</p> <p>○参考指標 2 「調査結果（令和 5 年 6 月）」 (https://www.mof.go.jp/policy/budget/topics/budget_execution_audit/fy2023/sy0506/index.html)</p> <p>○参考指標 3 「調査結果（令和 5 年 10 月）」 (https://www.mof.go.jp/policy/budget/topics/budget_execution_audit/fy2023/sy0510/index.html)</p> <p>○参考指標 4 「反映状況（令和 6 年 1 月）」 (https://www.mof.go.jp/policy/budget/topics/budget_execution_audit/fy2023/hanei/index.html)</p>
施策	政1-3-4：各省各庁等に対する予算の適正かつ効率的な執行の確保のための要請等
取組内容	<p>予算の適正かつ効率的な執行を確保するために、各省各庁に対し文書による要請を行うとともに、担当職員の資質の向上及び会計事務に携わる心構え等が重要であることから、各省各庁等の会計事務職員を対象とした会議・研修（注）を実施します。</p> <p>また、随意契約の適正化のため、契約の透明性を高める観点から、各省各庁が締結した契約（少額随意契約等を除く。）について、統計を作成し、公表します。</p> <p>（注）実施予定の会議・研修</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会議 財務省と会計検査院との事務連絡会、各省各庁等予算執行・決算担当者会議、財務局等繰越決算事務担当者会議、補助金等適正化中央連絡会議幹事会、各府省等内部監査担当者連絡会 2. 研修 会計事務職員研修、政府関係法人会計事務職員研修、会計事務職員契約管理研修、予算担当職員初任者研修、会計監査事務職員研修
定性的な測定指標	
[主要] 政1-3-4-B-1：予算の適正かつ効率的な執行の確保のための要請等の実施	
(令和 6 年度目標)	
文書による要請及び会議・研修を実施します。	
また、各省各庁が締結した契約（少額随意契約等を除く。）について、統計を作成し、公表します。	
(目標の設定の根拠)	
各省各庁等の予算の適正かつ効率的な執行を確保するためです。	
今回廃止した測定指標とその理由	
該当なし	
参考指標	<p>○参考指標 1 「会計検査院決算検査報告に掲記された不当事項等の推移」</p> <p>○参考指標 2 「会計事務職員研修等の実績」</p>

政策目標に係る予算額	令和3年度	4年度	5年度	6年度当初	令和6年度行政事業レビュー番号
(項) 財政健全化推進費	405,473千円	413,366千円	410,707千円	412,164千円	
(事項) 適正な予算執行の確保に必要な経費	32,554千円	38,010千円	43,207千円	43,052千円	(注3)
(事項) 会計センターに必要な経費	372,919千円 (注2)	375,356千円 (注2)	367,500千円 (注2)	369,112千円 (注2)	(注3)
(項) 財務局業務費	187,891千円	185,108千円	175,839千円	177,108千円	
(事項) 適正な予算執行の確保に必要な経費	187,891千円	185,108千円	175,839千円	177,108千円	(注3)
合計	593,364千円	598,474千円	586,546千円	589,272千円	

(注1) 「政策目標に係る予算額」の表中には、政策目標1-3に係る予算額を記載しています。

(注2) 政府情報システム関連予算の令和3年度予算額は、内閣所管(組織)内閣官房及びデジタル庁所管(組織)デジタル庁に「(項)情報通信技術調達等適正・効率化推進費」にて一括計上され、令和4年度以降の予算額は、デジタル庁所管(組織)デジタル庁に「(項)情報通信技術調達等適正・効率化推進費」にて一括計上されています。

(注3) 行政事業レビューの対象か否か及び対象となった場合の番号は、確定後に記載します。

担当部局名	主計局(総務課、司計課、法規課)、会計センター	政策評価実施予定時期	令和7年6月
-------	-------------------------	------------	--------

○ 政策目標1-4：決算の作成を通じた国の財政状況の的確な開示

政策目標の内容及び
目標設定の考え方

国の決算は、国会の議決によって成立した予算の執行実績を示すものであり、一会計年度における収入・支出の実績を計算、整理、記録したものです。したがって、決算は予算のような規範性はなく、政府が「財政法」（昭和22年法律第34号）、「会計法」（昭和22年法律第35号）等の定めるところに従い執行した実績を国民及び国会に対して報告する性格を持っています。

このような決算の性格を踏まえ、広く国民が財政に対する関心及び理解を深めるためにも、今後とも正確で分かりやすい決算の作成に努めます。また、決算及び決算検査報告、決算に関する国会での指摘・議決等については、予算編成や執行への反映に努めます。

上記の「政策目標」を達成するための「施策」

政1-4-1：予算使用の状況、国庫歳入歳出状況及び決算概要の報告

政1-4-2：令和5年度歳入歳出決算の国会への早期提出

関連する内閣の基本方針

該当なし

施策 政1-4-1：予算使用の状況、国庫歳入歳出状況及び決算概要の報告

取組内容

年度の途中における予算使用の状況、国庫歳入歳出状況及び予算の執行実績である決算概要について、これまでに引き続き、官報や財務省ウェブサイトを活用するなどして、国民や国会に対し適時適切な報告を行います。

(<https://www.mof.go.jp/policy/budget/index.html>)

定量的な測定指標

[主要] 政1-4-1-A-1：予算使用の状況、国庫歳入歳出状況及び決算概要の定期的な公表状況	年度	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度 目標値
	目標値	予算使用の状況	5回	5回	5回	5回
国庫歳入歳出状況		15回	15回	15回	15回	15回
決算概要		1回	1回	1回	1回	1回
実績値		全て達成	全て達成	全て達成	N.A.	

(注) 令和5年度の実績値は、令和6年9月に確定するため、令和7年度事前分析表に記載します。

(出所) 主計局司計課調

(目標値の設定の根拠)

国民や国会に対し適時適切な報告を行うため、予算使用の状況については四半期ごと、国庫歳入歳出状況については月ごと、決算概要については決算が確定した際に、それぞれ報告を行うこととするよう目標を設定しました。

※予算使用の状況と国庫歳入歳出状況については出納整理期間を含む。

今回廃止した測定指標とその理由

該当なし

参考指標	該当なし
------	------

施策	政1-4-2：令和5年度歳入歳出決算の国会への早期提出
----	-----------------------------

取組内容	決算の早期提出については、平成15年に参議院から会計年度翌年の11月20日前後に国会に提出するよう要請を受けたところであり、令和5年度歳入歳出決算については、令和4年度歳入歳出決算に引き続き、会計検査院へ早期に送付し、11月20日前後に国会提出が可能となるよう努めます。
------	---

定量的な測定指標

政1-4-2-A-1：歳入歳出決算の会計検査院への送付日	年度	令和2年度 (元年度決算)	3年度 (2年度決算)	4年度 (3年度決算)	5年度 (4年度決算)	6年度 目標値 (5年度決算)
	目標値	2.9月初旬	3.9月初旬	4.9月初旬	5.9月初旬	6.9月初旬
	実績値	2.9.4	3.9.3	4.9.2	5.9.1	

(出所) 主計局司計課調

(目標値の設定の根拠)

平成15年に参議院から会計年度翌年の11月20日前後に決算を国会へ提出するよう要請を受けており、会計検査院における検査確認に2ヶ月程度の期間を要していることから9月初旬を目標とするものです。

[主要] 政1-4-2-A-2：歳入歳出決算の国会への提出日	年度	令和2年度 (元年度決算)	3年度 (2年度決算)	4年度 (3年度決算)	5年度 (4年度決算)	6年度 目標値 (5年度決算)
	目標値	2.11.20 前後	3.11.20 前後	4.11.20 前後	5.11.20 前後	6.11.20 前後
	実績値	2.11.20	3.12.6	4.11.18	5.11.20	

(注) 令和2年度歳入歳出決算の国会提出が令和3年12月6日となったのは、令和3年11月20日前後に国会が開会されていなかったためです。

(出所) 主計局司計課調

(目標値の設定の根拠)

平成15年に参議院から会計年度翌年の11月20日前後に決算を国会へ提出するよう要請を受けているためです。

今回廃止した測定指標とその理由

該当なし

参考指標	該当なし
------	------

政策目標に係る予算額	令和3年度	4年度	5年度	6年度当初	令和6年度行政事業レビュー番号
上記の政策目標に関連する予算額はありません。					

担当部局名	主計局 (司計課)	政策評価実施予定時期	令和7年6月
-------	-----------	------------	--------

○ 政策目標1-5：地方財政計画の策定をはじめ、地方の歳入・歳出、国・地方間の財政移転に関する事務の適切な遂行

**政策目標の内容及び
目標設定の考え方**

令和6年度の地方の財政状況については、国と地方の折半により負担する地方の財源不足が生じず、臨時財政対策債の発行も前年度より縮減されるものの、引き続き、歳入面・歳出面における改革を進めていく必要があります。

地方財政に関する事務については、地方財政計画の策定、地方税制度及び地方債等を所管する総務省との調整が重要となります。

このような状況において、国の財務を総括する観点から、地方の歳入・歳出、国・地方間の財政移転に関する事務を適切かつ円滑に遂行します。

また、2025年度の国・地方を合わせたプライマリーバランス（用語集参照）黒字化を目指し、同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指すとの財政健全化目標を実現するため、財務省としても適切に対応していきます。

上記の「政策目標」を達成するための「施策」

政1-5-1：地方の歳入面・歳出面の改革

関連する内閣の基本方針

- 「経済財政運営と改革の基本方針2018」（平成30年6月15日閣議決定）
- 「経済財政運営と改革の基本方針2019」（令和元年6月21日閣議決定）
- 「経済財政運営と改革の基本方針2020」（令和2年7月17日閣議決定）
- 「経済財政運営と改革の基本方針2021」（令和3年6月18日閣議決定）
- 「経済財政運営と改革の基本方針2022」（令和4年6月7日閣議決定）
- 「経済財政運営と改革の基本方針2023」（令和5年6月16日閣議決定）
- 「令和6年度予算編成の基本方針」（令和5年12月8日閣議決定）

施策 政1-5-1：地方の歳入面・歳出面の改革

取組内容

国の財務の総括や財政資金の効率的配分の観点から、地方の歳入・歳出、国・地方間の財政移転に関する事務を適切かつ円滑に遂行するため、引き続き必要な取組を検討するなど、地方の歳入面・歳出面における改革を進めていきます。

定性的な測定指標

[主要] 政1-5-1-B-1：地方の歳入面・歳出面の改革

(令和6年度目標)

国の財務の総括や財政資金の効率的配分の観点から、地方の歳入・歳出、国・地方間の財政移転に関する事務を適切かつ円滑に遂行するため、引き続き必要な取組を検討するなど、地方の歳入面・歳出面における改革を進めていきます。

(目標の設定の根拠)

「経済財政運営と改革の基本方針2021」に、「2025年度の国・地方を合わせたプライマリーバランス黒字化を目指す、同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指す」としているほか、2022年度から2024年度までの3年間について、「地方の歳出水準については、国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体を始め地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額について、

2021年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する」と定められており、「経済財政運営と改革の基本方針2022」及び「経済財政運営と改革の基本方針2023」において、「財政健全化の『旗』を下ろさず、これまでの財政健全化目標に取り組む」と定められているためです。

今回廃止した測定指標とその理由

該当なし

参考指標

- 参考指標1 「地方財政計画」
(<https://www.soumu.go.jp/iken/zaisei.html>)
- 参考指標2 「地方向け補助金等の全体像」
(https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/budget/fy2024/seifuan2024/index.html)
- 参考指標3 「地方の一般財源総額について」
(<https://www.soumu.go.jp/iken/zaisei.html>)

政策目標に係る予算額

令和3年度

4年度

5年度

6年度当初

令和6年度行政事業レビュー番号

上記の政策目標に関連する予算額はありません。

担当部局名

主計局（主計官（総務、地方財政、財務係担当）、主計企画官（調整担当）、主税局（総務課）、理財局（計画官（厚生労働・文部科学、国土交通、地方企画、地方財務審査、地方運用係担当））

政策評価実施予定時期

令和7年6月

○ 政策目標1-6：公正で効率的かつ透明な財政・会計に係る制度の構築及びその適正な運営

政策目標の内容及び
目標設定の考え方

現行の財政・会計に係る制度の基本にある考え方は、①国の財政を処理する権限は国会の議決に基づいて行使しなければならないこと、②財政の健全性を確保すること、③国の支出は適正かつ公正に行われなければならないこと、といった点です。

また、財政・会計に係る制度の運用については、透明性、説明責任の向上が求められています。

国の財務状況等に関する説明責任の履行の向上等のため、国の財務書類の作成・公表を行います。

上記の「政策目標」を達成するための「施策」

政1-6-1：国の財務書類の作成・公表等

関連する内閣の基本方針

該当なし

施策 政1-6-1：国の財務書類の作成・公表等

取組内容

国の財政状況に関するストック及びフローの情報の充実を図るため、各府省が作成している省庁別財務書類の計数を基礎として、国全体の財務状況を開示する国の財務書類を平成15年度決算分から作成・公表しているところです。公表に当たっては、財務省ウェブサイトも活用して、広く国民に対する情報開示を行います。

(https://www.mof.go.jp/policy/budget/report/public_finance_fact_sheet/)

また、財務省は、各府省の作成する省庁別財務書類について、財務情報の的確な開示が行われるよう必要な助言等を行うほか、令和7年度予算の審議に活用するために、令和5年度決算分の国の財務書類（一般会計・特別会計）を令和7年1月下旬に公表します。

定量的な測定指標

[主要] 政1-6-1-A-1：国の財務書類（一般会計・特別会計）の公表日	年度	令和2年度 (元年度分)	3年度 (2年度分)	4年度 (3年度分)	5年度 (4年度分)	6年度目標値 (5年度分)
目標値		3年1月下旬	4年1月下旬	5年1月下旬	6年1月下旬	7年1月下旬
実績値		3.1.29	4.1.25	5.1.27	6.1.26	

(出所) 主計局法規課調

(目標値の設定の根拠)

「公会計整備の一層の推進に向けて～中間取りまとめ～」（平成18年6月14日財政制度等審議会）において、「財政活動の効率化・適正化等に向けて財務書類の一層の活用を図るためには、できる限り早期に作成・公表を行えるよう、システムの整備等について検討していく必要がある」との提言がなされたことから、その測定のため公表日を目標値として設定しました。

定性的な測定指標

政1-6-1-B-1 : 国民に対して分かりやすい国の財務書類関係資料の作成・公表

(令和 6 年度目標)

国の財務書類のポイント (パンフレット) やガイドブック等において、図表等を用いて国民に対するより分かりやすい説明を行います。

(目標の設定の根拠)

「財務書類等の一層の活用に向けて」 (平成27年 4 月30日財政制度等審議会 法制・公会計部会) 等において、国民に対する分かりやすい説明が求められているためです。

今回廃止した測定指標とその理由

該当なし

参考指標

○参考指標 1 「国の財務書類及び省庁別財務書類の公表状況」

(https://www.mof.go.jp/policy/budget/report/public_finance_fact_sheet/)

政策目標に係る予算額	令和 3 年度	4 年度	5 年度	6 年度当初	令和 6 年度行政事業レビュー番号
(項) 財政健全化推進費	12,958千円	12,386千円	11,229千円	11,974千円	
(事項) 財務書類の作成・公表に必要な経費	12,958千円	12,386千円	11,229千円	11,974千円	(注 2)

(注 1) 「政策目標に係る予算額」の表中には、政策目標 1 - 6 に係る予算額を記載しています。

(注 2) 行政事業レビューの対象か否か及び対象となった場合の番号は、確定後に記載します。

担当部局名	主計局 (法規課)	政策評価実施予定時期	令和 7 年 6 月
-------	-----------	------------	------------

- 政策目標2-1：物価高を上回る持続的な賃金の上昇が行われる経済の実現、生産性の向上等による供給力の強化等に向けた税制の着実な実施、我が国の経済社会の構造変化及び喫緊の課題に応えるための税制の検討並びに税制についての広報の充実

政策目標の内容及び目標設定の考え方

物価高を上回る持続的な賃金の上昇が行われる経済の実現、生産性の向上等による供給力の強化等に向けて、令和6年度税制改正を着実に実施していきます。また、総合目標2において述べたとおり、「公平・中立・簡素」という基本原則を踏まえつつ、我が国の経済社会の構造変化に対応するとともに喫緊の課題に応えるため、各年度の税制改正作業等に取り組みます。

併せて、税制全般に対する国民の理解が深まるよう、税制に関する広報に取り組んでいきます。

上記の「政策目標」を達成するための「施策」

政2-1-1：物価高を上回る持続的な賃金の上昇が行われる経済の実現、生産性の向上等による供給力の強化等に向けた税制の着実な実施、我が国の経済社会の構造変化及び喫緊の課題に応えるための税制の検討

政2-1-2：税制についての広報の充実

関連する内閣の基本方針

- 「第213回国会 総理大臣施政方針演説」(令和6年1月30日)
- 「第213回国会 財務大臣財政演説」(令和6年1月30日)
- 「経済財政運営と改革の基本方針2023」(令和5年6月16日閣議決定)
- 「経済財政運営と改革の基本方針2022」(令和4年6月7日閣議決定)
- 「わが国税制の現状と課題—令和時代の構造変化と税制のあり方—」(令和5年6月30日税制調査会)
- 「諮問」(令和6年1月25日税制調査会)
- 「令和6年度税制改正の大綱」(令和5年12月22日閣議決定)

施策

政2-1-1：物価高を上回る持続的な賃金の上昇が行われる経済の実現、生産性の向上等による供給力の強化等に向けた税制の着実な実施、我が国の経済社会の構造変化及び喫緊の課題に応えるための税制の検討

取組内容

「令和6年度税制改正の大綱」において、令和6年度税制改正では、賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和し、物価上昇を上回る持続的な賃上げが行われる経済の実現を目指す観点から、所得税・個人住民税の定額減税の実施や、賃上げ促進税制の強化等を行うこととしました。また、資本蓄積の推進や生産性の向上により、供給力を強化するため、戦略分野国内生産促進税制やイノベーションボックス税制を創設し、スタートアップ・エコシステムの抜本的強化のための措置を講ずることとしました。加えて、グローバル化を踏まえてプラットフォーム課税の導入等を行うとともに、地域経済や中堅・中小企業の活性化等の観点から、事業承継税制の特例措置に係る計画提出期限の延長等を行うこととしました。

これらの措置を実施するため、「所得税法等の一部を改正する法律案」を第213回国会に提出したところであり、成立後は、その内容について周知徹底を図るなど着実に実施していきます。

さらに、「経済財政運営と改革の基本方針2023」に基づき、応能負担を通じた再分配機能の向上・格差の固定化防止を図りつつ、公平かつ多様な働き方等に中立的で、デジタル社会にふさわ

しい税制を構築し、経済成長を阻害しない安定的な税収基盤を確保するため、税体系全般の見直しを推進します。令和6年度税制改正に引き続き、税制調査会（用語集参照）の議論や答申（「わが国税制の現状と課題—令和時代の構造変化と税制のあり方—」）などを踏まえながら、個人所得課税については働き方によって有利・不利が生じない公平な税制の構築、法人課税についてはグローバル化に対応した法人課税のあり方について検討を進めます。国際課税については、OECD/G20「BEPS包摂的枠組み」における国際合意の実施に向け、制度の詳細化に向けた国際的な議論に引き続き積極的に貢献するとともに、国際合意に則った法制度の整備を進めます。その他、経済社会の構造変化及び喫緊の課題に応えるための税制を検討します。

なお、租税特別措置については、要望時において各府省庁に対し、「政策の達成目標」の実現状況など各府省庁が行った政策評価の結果を記載した要望書の提出を求め、税制改正案の立案に向けた各府省庁等との議論の材料とします。その際、各府省庁の要望に関して、①政策目的と整合的な手段として税制が機能するか、②明確かつ形式的な要件が設定でき税制として成り立つか、また執行可能であるか、③税制措置により国の歳入にどのような影響を与えるか、などの点について検証を行います。また、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律に基づく租税特別措置の適用実態調査の結果も活用し、必要な見直しを行います。

定性的な測定指標

【主要】政2-1-1-B-1：令和6年度税制改正の着実な実施と令和7年度税制改正の検討

（令和6年度目標）

令和6年度税制改正を着実に実施していきます。また、我が国の経済社会の構造変化に対応するとともに喫緊の課題に応えるため、令和7年度税制改正の内容を検討していきます。

（目標の設定の根拠）

「公平・中立・簡素」という基本原則を踏まえつつ、我が国の経済社会の構造変化に対応するとともに喫緊の課題に応えるため、各年度の税制改正作業等に取り組む必要があるためです。

今回廃止した測定指標とその理由

該当なし

参考指標

- 参考指標1 「所得・消費・資産等の税収構成比の推移（国税）」
- 参考指標2 「諸外国における国民負担率（対国民所得比）の内訳の比較」
- 参考指標3 「税制改正（内国税関係）による増減収見込額」
- 参考指標4 「個人所得課税の税率等の推移」
- 参考指標5 「主要国における個人所得課税の実効税率の比較（夫婦子2人（片働き）の給与所得者）」
- 参考指標6 「法人税率の推移」
- 参考指標7 「諸外国における法人実効税率の比較」
- 参考指標8 「諸外国における国民所得に対する消費課税の割合の比較（国税・地方税）」
- 参考指標9 「諸外国における付加価値税率（標準税率及び食料品に対する適用税率）の比較」
- 参考指標10 「相続税の主な改正の内容」
- 参考指標11 「主要国における相続税負担率の比較（配偶者+子2人）」
- 参考指標12 「一般会計税収、歳出総額及び公債発行額の推移」【再掲（総1-1：参考指標1）】
- 参考指標13 「税率比率の推移」【再掲（総2-1：参考指標1）】
- 参考指標14 「一般会計税収の推移」【再掲（総2-1：参考指標2）】

施策 政2-1-2：税制についての広報の充実**取組内容**

税は国民生活と密接に関わるものであることから、税制に関する分かりやすい広報に積極的に取り組み、税制全般に対する国民の理解が深まるよう努めます。具体的には、パンフレットの作成・配布、ウェブサイト・税制メールマガジン・SNS等を通じた情報提供、オンライン会議等も積極的に活用した講演・説明会の開催等の広報活動を行います。また、動画等を活用した情報提供や、子育て世代や将来の納税者である小学生や中学生などをターゲットとした、学習コンテンツの提供等を通じた働きかけの強化等、新たな広報活動の実施に向けた取組を進めます。

さらに、国際社会に対して積極的な情報発信を行っていく観点から、英語版パンフレットの作製・配布等の広報活動も行います。

その他、アンケート調査等を通じて、税制に関する広報活動が国民にどの程度認知・理解されているのかや、広報活動の改善点等の把握を行います。

税制についての広報の充実に関して、以下の測定指標を設定し、財務省の税制関連ウェブサイトへのアクセスの容易さやわかりやすさの改善を目指します。

定量的な測定指標

政2-1-2-A-1：税制メールマガジン登録者数 (単位：人)	年度	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度目標値
目標値		増加	増加	増加	増加	増加
実績値		32,087	32,737	33,135	N.A (今後集計)	

(注) 令和5年度実績値は、令和6年6月までにデータが確定するため、令和5年度実績評価書において掲載予定です。

(出所) 大臣官房文書課広報室調

(目標値の設定の根拠)

税制全般に対する国民の理解が深まるように、広報の充実を行った結果を税制メールマガジン登録者数で測定するために指標を設定しました。更に国民の皆様は税制メールマガジン登録をしていただくため、目標値として「増加」と設定しました。

政2-1-2-A-2：財務省の税制関連ウェブサイトに関する評価(内容の分かりやすさ) (単位：%)	年度	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度目標値
目標値		80	80	85	85	85
実績値		85.7	91.3	91.1	N.A (今後集計)	

(注1) 令和5年度実績値は、令和6年6月までにデータが確定するため、令和5年度実績評価書において掲載予定です。

(注2) 数値は、財務省の税制関連ウェブサイトのアンケート調査において、「分かりやすかった」から「分かりにくかった」の5段階評価で上位評価(「分かりやすかった」及び「まあまあ分かりやすかった」)を得た割合です。

(出所) 主税局総務課調

(目標値の設定の根拠)

国民に対する税制に関する広報を充実させる観点から、税制関連ウェブサイトの分かりやすさを測定するために指標を設定しました。税制関連ウェブサイトの充実を一層図るため、これまでの実績値も踏まえて目標値として「85」と設定しました。

定性的な測定指標

[主要] 政2-1-2-B-1：税制に関する広報活動の実施状況

(令和6年度目標)

パンフレットの作成・配布、ウェブサイト・税制メールマガジン・SNS等を通じた情報提供、オンライン会議等も積極的に活用した講演・説明会の開催等の広報活動を積極的に実施します。また、動画等を活用した情報提供や、子育て世代や、将来の納税者である小学生や中学生などをターゲットとした働きかけの強化等、新たな広報活動の実施に向けた取組を進めます。

(目標の設定の根拠)

国民一人ひとりが社会を支える税のあり方について主体的に考え、納得感を持つことができるよう、税制に関する分かりやすい広報に積極的に取り組み、税に対する国民の理解を深めていく必要があるためです。

今回廃止した測定指標とその理由

該当なし

参考指標 ○参考指標1「財務省ウェブサイトの税制に関するページへのアクセス件数」

政策目標に係る予算額	令和3年度	4年度	5年度	6年度当初	令和6年度行政事業レビュー番号
(項) 税制企画立案費	159,409千円	157,963千円	157,187千円	158,687千円	
(事項) 税制の企画及び立案に必要な経費	159,409千円	157,963千円	157,187千円	158,687千円	
内 諸外国の税制に関する調査	25,579千円	25,047千円	25,410千円	25,410千円	(注2)

(注1) 「政策目標に係る予算額」の表中には、政策目標2-1に係る予算額を記載しています。

(注2) 行政事業レビューの対象か否か及び対象となった場合の番号は、確定後に記載します。

担当部局名	主税局(総務課、調査課、税制第一課、税制第二課、税制第三課、参事官室)	政策評価実施予定時期	令和7年6月
--------------	-------------------------------------	-------------------	--------

○ 政策目標3-1：国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制

政策目標の内容及び
目標設定の考え方

我が国の財政は極めて厳しい状況にあり、今後も大量の国債発行が見込まれています。第213回国会財務大臣財政演説においても、「国債管理政策につきましては、借換債を含む国債発行総額が約182兆円と、依然として極めて高い水準にある中で、市場動向も踏まえつつ、引き続き市場との緊密な対話に基づき安定的な国債発行に努めてまいります。」と言及されているところです。

こうした中、国債発行当局としては、

- 1 確実かつ円滑な国債発行により、必要とされる財政資金を確実に調達するとともに、
- 2 中長期的な調達コストを抑制していくことによって、円滑な財政運営の基盤を確保する

という基本的な考え方に基づき、国債管理政策を運営していきます。

上記の「政策目標」を達成するための「施策」

- 政3-1-1：市場のニーズ・動向等を踏まえた国債発行・債務管理
- 政3-1-2：国債市場の流動性維持・向上
- 政3-1-3：保有者層の多様化
- 政3-1-4：市場との対話等
- 政3-1-5：国債に係る国民等の理解の向上のための取組

関連する内閣の基本方針

- 「第213回国会 財務大臣財政演説」（令和6年1月30日）

施策

政3-1-1：市場のニーズ・動向等を踏まえた国債発行・債務管理

取組内容

国債残高が増加し今後も大量の国債発行が見込まれる中、国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制のためには、市場のニーズ・動向等を踏まえた国債発行を行うことが重要です。令和5年12月22日には、こうした市場のニーズ・動向等も踏まえつつ、令和6年度国債発行計画を策定・公表しました（令和6年1月16日、令和6年度予算政府案の概算の変更に伴い、令和6年度国債発行計画を変更）。

今年度は、上記の令和6年度国債発行計画に沿って、国債発行を行っていきます。

令和6年度の国債発行総額（予定額）は182.0兆円（対前年度当初比23.8兆円減）であり、依然として極めて高い水準になっています。

こうした中、カレンダーベース市中発行額（用語集参照）は、前年度当初から19.3兆円減の171.0兆円となっております。減少分の大半は、コロナ禍前は発行していなかった短期国債（6か月）を皆減するなど、短期国債の減額に充当しています。さらに、市場のニーズを踏まえつつ、2年債・5年債・10年債・20年債を減額するなど、年限構成の平時化を図っています。

また、20年債は令和6年1月から前倒しで減額した一方で、30年債・40年債は現在の発行額を維持し、投資家のニーズを踏まえたメリハリのある発行とします。なお、市場への配慮として、流動性供給入札を増額しています。

その他、令和6年2月に初回発行を実施した「クライメート・トランジション利付国債」（GX経済移行債及びその借換債のうち、資金用途等を定めたフレームワークに基づいて、個別銘柄

として発行するもの)についても、今後、市場参加者との意見交換を踏まえて決定した発行予定に基づき、発行していきます。クライメート・トランジション利付国債の発行に向けては、官民で協力してIR等を行い、国内外の投資家からの理解の醸成に努めます。発行後は、調達資金による投資の内容等について市場からの評価が得られるように、政府としてレポーティングを実施することとしております。

翌年度の国債発行計画についても、中長期的な調達コストの抑制を図りながら、確実かつ円滑に国債が発行できるよう、市場のニーズ・動向や借換債の発行額の将来推計等も踏まえて策定します。

買入消却(用語集参照)についても、市場の状況や市場参加者との意見交換を踏まえ、必要に応じて適切に実施します。

(参考)クライメート・トランジション利付国債による調達資金の使途に係る選定・評価・レポーティング等はそのフレームワークに沿って以下のように行われる。

①充当事業の選定・評価プロセス

調達資金が充当される事業は、フレームワークにて定める適格事業に適合していることを各事業所管省庁内、局長級で構成される「GX経済移行債発行に関する関係府省連絡会議」(以下、「関係府省連絡会議」)において確認し、必要に応じてGX実行会議に報告される。

②レポーティング

レポーティングについても、関係府省連絡会議にて議論し、充当状況の確認・評価を行う。

③外部評価機関によるレビュー

調達資金の充当状況及び環境改善効果に関する評価のレビューを、独立した外部評価機関より(調達された資金の充当が完了するまで)年次で取得する予定。

定性的な測定指標

[主要]政3-1-1-B-1: 市場のニーズ・動向等を踏まえた国債発行

(令和6年度目標)

令和6年度国債発行計画に沿って、市場のニーズ・動向等を踏まえた国債発行を行っていきます。また、入札の実施日・発行額等を事前に周知すること等により、国債、政府短期証券(用語集参照)及び借入金の入札を確実かつ円滑に実施します。

さらに、翌年度の国債発行計画についても、市場のニーズ・動向等を踏まえつつ、国債の発行年限等のバランスのとれた計画を策定します。

(目標の設定の根拠)

大量の国債発行が続く中で、国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制を図るためには、市場のニーズに即して発行を行うことが重要であるためです。

また、国債等の入札については、入札参加者にとって予見可能性の高い運営を図ることが、必要な財政資金を確実かつ低コストで調達する上で重要であるためです。

さらに、翌年度の国債発行計画においても引き続き、市場のニーズ・動向等を踏まえた計画策定を行っていく必要があります。

[主要]政3-1-1-B-2: 適切な債務管理

(令和6年度目標)

借換債の発行額の将来推計等を活用し、翌年度の国債発行計画の策定を行います。

	<p>また、市場の状況や市場参加者との意見交換を踏まえ、必要に応じて適切に買入消却を実施します。</p> <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>国債残高が多額に上り、今後も大量の国債発行が見込まれる中、将来の借換債の動向等を分析・把握することは、適切な債務管理を行っていく上で重要であるためです。同時に、発行した国債の適切な管理に取り組むことも重要です。</p>
今回廃止した測定指標とその理由	
該当なし	
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> ○参考指標1 「10年新発債利回りの推移」 ○参考指標2 「国債のイールドカーブ」 ○参考指標3 「国債の年限間スプレッドの推移」 ○参考指標4 「借換債発行額の将来推計」 ○参考指標5 「買入消却実施実績」
施策	政3-1-2：国債市場の流動性維持・向上
取組内容	<p>国債市場の流動性の維持・向上は、国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制に資することから、国債管理政策においても十分留意すべき課題と考えています。また、我が国の国債市場が高い流動性を有することは、市場参加者の求めるところでもあります。</p> <p>このような観点から、市場参加者の声や国債市場の動向を踏まえつつ、流動性の維持・向上に取り組んでいきます。具体的には、令和6年度国債発行計画では、13.2兆円の流動性供給入札（用語集参照）を実施することとし、ゾーン区分・ゾーン毎の発行額については、市場参加者との意見交換を踏まえ、市場環境や投資ニーズに応じて柔軟に調整します。</p>
定性的な測定指標	
	[主要]政3-1-2-B-1：国債市場の流動性維持・向上
	<p>(令和6年度目標)</p> <p>令和6年度国債発行計画に沿って、国債市場の流動性維持・向上に努めます。</p> <p>具体的には、令和6年度国債発行計画では、13.2兆円の流動性供給入札を実施することとし、ゾーン区分・ゾーン毎の発行額については、市場参加者との意見交換を踏まえ、市場環境や投資ニーズに応じて柔軟に調整します。</p>
	<p>(目標の設定の根拠)</p> <p>流動性供給入札を、市場のニーズ・動向等を踏まえて実施することは、国債市場の流動性の維持・向上に寄与すると考えられるためです。</p>
今回廃止した測定指標とその理由	
該当なし	
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> ○参考指標1 「流動性供給入札の発行額（総額及びゾーン別発行額）の推移」 ○参考指標2 「流動性供給入札の結果」 ○参考指標3 「債券市場の機能度（日本銀行「債券市場サーベイ」）」 ○参考指標4 「投資家の国債取引高と回転率」

施策	政3-1-3 : 保有者層の多様化
取組内容	<p>国債の取引が様々な市場の見方や投資スタンスに基づいて行われることは、市場の状況が変化した場合に取引が一方向に流れることを防ぎ、市場の安定化に寄与すると考えられることなどから、国債の保有者層の多様化を図ることは重要です。個人投資家の国債保有促進に向けた取組を進めるとともに、銀行や生命保険会社等の国内機関投資家のみならず、海外投資家の国債市場への参加や国債の保有促進に向けた取組を進めます。</p> <p>個人投資家向けの販売については、令和 6 年度国債発行計画において、発行予定額を 3.5 兆円としているところです。</p> <p>こうした中、個人向け国債の取扱機関と当局との間で相互に意見を交換する場として「国債トプリテラー会議」の開催、個人向け国債等の販売額が上位の機関の財務省ウェブサイト上での公表 (https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/meeting_of_jgbtr/index.html) 等を行うことにより、個人投資家の国債保有促進に努めます。</p> <p>また、個人投資家向けの広告については、効果測定の結果等を踏まえ、効果的に国債広告を実施し、個人投資家の国債保有促進に努めます。</p> <p>海外投資家については、様々なネットワークやチャネルを通じて情報提供等を実施していきます。具体的には、海外 I R (用語集参照) の実施に当たっては、オンラインも活用した投資家への個別訪問を中心に行い、きめ細かい投資家ニーズ等の把握や情報提供に努めます。効果的・効率的な海外 I R を実施し、海外投資家との親密なリレーションを構築することにより、引き続き日本国債の保有促進に努めていきます。また、「日本国債ニュースレター」(英語版) をウェブサイト上で毎月公表すること等を通じて、海外投資家への定期的な情報提供を行うことにより、日本国債の認知・理解の向上を図ります。</p>
定性的な測定指標	
[主要] 政3-1-3-B-1 : 保有者層の多様化	
<p>(令和 6 年度目標)</p> <p>保有者層の多様化を図る観点から、個人投資家や海外投資家の国債保有促進に向けた取組を進めます。具体的には、個人投資家向けの広告の充実や個人向け国債等の販売額が上位の機関の財務省ウェブサイト上での公表等を通じて個人投資家の国債保有促進に努め、海外 I R や「日本国債ニュースレター」(英語版) の公表等を通じて海外投資家の国債保有促進を図ります。</p>	
<p>(目標の設定の根拠)</p> <p>国債の保有者層の多様化を図るためには、個人投資家や海外投資家の国債保有促進に向けた取組を進めることが重要と考えられるためです。</p>	
今回廃止した測定指標とその理由	
該当なし	
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> ○参考指標 1 「国債の保有者別内訳」 ○参考指標 2 「個人向け国債の発行額(実績)及び計画額」 ○参考指標 3 「個人向け国債の認知状況」 ○参考指標 4 「海外投資家の来省及び国内拠点訪問による面談数(オンラインによる面談含む)」 ○参考指標 5 「海外投資家の海外拠点訪問による面談数(オンラインによる面談含む)」 ○参考指標 6 「日本国債ニュースレター(英語版)の年間公表回数」

施策	政3-1-4：市場との対話等					
取組内容	<p>国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制のためには、市場との緊密な意見交換を通じ、当局の施策を適時・的確に市場に発信することや、市場のニーズ・動向等を的確に把握することが重要です。こうした観点から、「国債市場特別参加者会合」や「国債投資家懇談会」を引き続き開催する（オンライン開催等を含む）とともに、個別にヒアリングを実施し、市場参加者との緊密な意見交換を行います。</p>					
	<p>また、中長期的な視点から、今後の国の債務管理政策について、高い識見を有する方々から意見や助言を得るため、「国の債務管理に関する研究会」を引き続き開催することとし、技術的な側面を含め議論を行い、債務管理の枠組みの精緻化に努めます。</p>					
	<p>また、国債発行当局として、入札の結果発表等を確実かつ速やかに行うことで、市場の透明性を高めることに努めます。</p>					
定量的な測定指標						
[主要] 政3-1-4-A-1：国債関係の懇談会等の開催状況	会合名	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度目標値
	国債市場特別参加者会合	○	○	○	○	○
	国債投資家懇談会	○	○	○	○	○
	国の債務管理に関する研究会			○	○	○
<p>(注1) 当該年度内に懇談会等の開催実績がある場合には○、ない場合には×を記載。 (注2) 「国の債務管理に関する研究会」の前身である「国の債務管理の在り方に関する懇談会」は平成16年11月から令和3年6月まで計54回実施しています。 (出所) 理財局国債企画課調</p>						
<p>(目標値の設定の根拠)</p> <p>市場との対話等は、国債関係の懇談会等を中心に行っていることから、これらの開催を指標としました。市場参加者・有識者との定期的かつオープンな対話を通じ、国債管理政策の企画及び立案を行うこと、並びに施策を適時・的確に市場に発信することは重要であることから、これらの趣旨を踏まえて懇談会等の開催を目標としました。</p>						
[主要] 政3-1-4-A-2：入札結果の公表を当日所定の時刻に行った割合	年度	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度目標値
	入札回数(a)	240	240	227	N. A.	-
	うち入札結果の公表を所定の時刻に行った回数(b)	240	238	225	N. A.	
	割合(%) (b) / (a)	100.0	99.2	99.1	N. A.	100.0
<p>(注1) 測定対象は、国債、国庫短期証券及び借入金の入札回数。 (注2) この指標は入札が行われる場合における結果公表状況に係るもので、入札回数に対する目標値ではありません。 (注3) 令和5年度の実績値は、令和6年3月に確定し、令和5年度の実績評価書に記載します。 (注4) 令和3年度において、入札結果の公表を当日所定の時刻に行うことができなかった2件は以下の通り。 ・同年9月9日の5年債入札の入札結果の公表時において、作業ミスにより、公表項目の一部について誤った数値を公表し、同日中に訂正したもの。 ・同年9月28日の40年債入札において、掲載予定時刻の設定ミスにより、財務省ホームページに公表予定時刻</p>						

	<p>より約8分早く公表していたもの。</p> <p>(注5) 令和4年度において、入札の結果発表を当日所定の時刻に公表できなかった2件は以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年1月10日の国庫短期証券(3ヶ月)入札において、日本銀行のシステムが一部利用できない状況にあったことから、入札日を翌日に延期したもの。 ・令和5年2月28日の2年債入札において、財務省のシステムの不具合により、財務省ホームページへの公表が予定時刻より約2時間遅れたもの。 <p>(出所) 理財局国債業務課調</p> <p>(目標値の設定の根拠)</p> <p>入札結果の公表を確実に速やかに行うことは、市場参加者の予測可能性を高めることにつながり、政策目標を達成する観点から重要であるため、目標値として「100.0%」を設定しました。なお、令和3年度において、入札結果の公表を所定の時刻に行うことができなかった事例が2件生じたことから、再発防止策として、入札結果の公表に係る事務手続きについて、改めて内容を精査し、課内で共有した上で、各担当者がこれに正確に準拠して業務を行うことを徹底しました。また、ホームページへの掲載時刻設定に際しては、複数人による確認を、目視及び読上げを経て行うよう徹底しました。</p> <p>また、令和4年度において、入札結果の公表を所定の時刻に行うことができなかった事例は2件あり、その内訳は日本銀行のシステムの一部利用不能によるものが1件、財務省のシステムの不具合によるものが1件となりました。財務省のシステムの不具合については、既に原因が特定されており、同様の不具合が生じないよう事務マニュアルに不具合が生じた原因や対処方法を記載するとともに、事務に携わる職員に周知することで再発防止に努めています。</p>
--	---

定性的な測定指標

	<p>[主要] 政3-1-4-B-1：市場との対話等</p> <p>(令和6年度目標)</p> <p>国債市場特別参加者や投資家に対して、国債市場の動向等に関する個別のヒアリングを実施し、市場との緊密な意見交換を行います。</p> <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>市場のニーズ・動向等を的確に把握するためには、国債関係の懇談会等の開催に加えて、個別のヒアリングを実施することも重要と考えられるためです。</p>
--	---

今回廃止した測定指標とその理由

	該当なし
参考指標	該当なし

施策	政3-1-5：国債に係る国民等の理解の向上のための取組
取組内容	<p>投資家のみならず、より幅広い国民等の国債に係る理解の向上を図ることは、国債市場や国債管理政策についての透明性を高めるためにも重要であるため、我が国の国債市場や国債管理政策について、積極的にウェブサイト等を通じた情報発信や広報活動に努めます。具体的には、「債務管理レポート」（日本語版、英語版）の年1回発行や債務残高の所定の時期における公表等を行うとともに、国債等関係諸資料や国債関係の懇談会等の議事要旨の公表等を行うこととします。</p>

定量的な測定指標

	[主要]						
	政3-1-5-A-1：	作成頻度	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度目標値
	国債関係の定	債務管理レポート(日)	○	○	○	○	○
		年1回					

期的な資料の公表	債務管理レポート(英)年1回	○	○	○	○	○
	国債統計年報年1回	○	○	○	○	○
<p>(注) 年度内に公表した場合には○、年度内に公表していない場合に×を記載 (出所) 理財局国債企画課調</p> <p>(目標値の設定の根拠)</p> <p>定期的な公表資料を通じて、我が国の国債市場や国債管理政策についての情報を発信していくことが、国債に係る国民等の理解の向上のためには重要であるため、代表的な公表物である「債務管理レポート」と「国債統計年報」を年度内に公表することを目標としました。</p>						
<p>[主要]</p> <p>政3-1-5-A-2:「国債及び借入金並びに政府保証債務現在高」を所定の時期に公表した割合</p>	<p>年度</p>	<p>令和2年度</p>	<p>3年度</p>	<p>4年度</p>	<p>5年度</p>	<p>6年度目標値</p>
<p>前年度第4四半期分</p>	○	○	○	○	○	○
<p>第1四半期分</p>	○	○	○	○	○	○
<p>第2四半期分</p>	○	○	○	○	○	○
<p>第3四半期分</p>	○	○	○	○	○	○
<p>割合</p>	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
<p>(注1)「国債及び借入金並びに政府保証債務現在高」を所定の時期に公表した場合には○、所定の時期に公表していない場合に×を記載 (注2)各四半期末時点における国債及び借入金並びに政府保証債務現在高は、当該四半期終了後1ヶ月半以内に公表。 (注3)補足として、利払い・償還財源が主として税財源により賄われる債務を整理した「国と地方の長期債務残高」との比較資料も併せて公表。 (出所) 理財局国債企画課調</p> <p>(目標値の設定の根拠)</p> <p>公的債務全体の現状に関する情報を所定の時期に公表し、国債管理政策の透明性の向上を図ることは、国債に係る国民等の理解の向上を図る上で重要であるため、目標値として「100.0%」を設定しました。</p>						
<p>定性的な測定指標</p>						
<p>[主要]政3-1-5-B-1: 国債に係る国民等の理解の向上</p>						
<p>(令和6年度目標)</p>						
<p>積極的にウェブサイト等を通じた情報発信や広報活動に努めます。具体的には、国債等関係諸資料や国債関係の懇談会等の議事要旨の公表等を行うとともに、「債務管理レポート」(日本語版・英語版)では、その時々の方策上の課題やマーケットで注目されているトピックを取り上げます。</p>						
<p>(目標の設定の根拠)</p>						
<p>投資家のみならず、より幅広い国民等の国債に係る理解の向上を図るためには、我が国の国債市場や国債管理政策について積極的に情報提供を行っていくことが重要であるためです。</p>						
<p>今回廃止した測定指標とその理由</p>						
<p>該当なし</p>						

参考指標	○参考指標1「国債等に関する情報のウェブサイトへのアクセス件数と個人向け国債ウェブサイトへのアクセス件数の合計」
-------------	--

政策目標に係る予算額	令和3年度	4年度	5年度	6年度当初	令和6年度行政事業レビュー番号
(項) 国債整理支出	237,994,833,297 千円	233,078,677,447 千円	231,161,510,343 千円	220,738,977,103 千円	
(事項) 公債等償還に必要な経費	229,257,709,924 千円	224,341,245,956 千円	222,195,929,097 千円	209,233,972,215 千円	
(事項) 公債利子等支払に必要な経費	8,737,123,373 千円	8,737,431,491 千円	8,965,581,246 千円	11,505,004,888 千円	
その他	29,174,087,138 千円 (注3)	28,413,110,061 千円 (注4)	30,706,685,593 千円 (注4)	31,434,488,772 千円 (注4)	
内 国債整理基金の経理	4,216,790,539 千円	4,095,369,059 千円	4,843,526,859 千円	4,400,010,088 千円	
合計	267,168,920,435 千円	261,491,787,508 千円	261,868,195,936 千円	252,173,465,875 千円	

(注1) 「政策目標に係る予算額」の表中には、政策目標3-1に係る予算額を記載しています。

(注2) 国債整理基金特別会計における「公債等の償還及び発行に関する諸費等に必要な経費」は、その他に含まれます。

(注3) 令和3年度予算額は、令和4年度予算額との比較対照のため組替え掲記しています。

(注4) 政府情報システム関連予算の令和4年度以降の予算額は、デジタル庁所管(組織)デジタル庁に「(項) 情報通信技術調達等適正・効率化推進費」にて一括計上されています。

担当部局名	理財局(国債企画課、国債業務課)	政策評価実施予定時期	令和7年6月
--------------	------------------	-------------------	--------

○ 政策目標3-2：財政投融资の対象として必要な事業を実施する機関の資金需要への的確な対応、ディスクロージャーの推進及び機関に対するチェック機能の充実

**政策目標の内容及び
目標設定の考え方**

財政投融资（用語集参照）は、財投債（国債）（用語集参照）の発行により調達した資金などを財源として、政策金融機関・独立行政法人等や地方公共団体に対し、政策的な必要性はあるものの、民間だけでは対応が困難な大規模・超長期プロジェクトなどについて、長期・固定・低利の資金などの供給を行うものです。また、補助金等の予算措置とは異なり、利用料収入が見込まれる等、将来のリターンを前提としている点に特徴があります。

財政投融资の資金を、どのような事業に、どの程度供給するかについては、国民のニーズや社会経済情勢等の変化などを踏まえ、政策的必要性や民業補完性・償還確実性等を精査し、必要な資金需要に的確に対応していきます。

さらに、財政投融资に対する国民の信頼を確保し、対象事業の重点化・効率化を図る観点から、財政投融资計画（用語集参照）編成、運用プロセス、将来の政策コスト等に関する情報開示の推進を通じて、財政投融资に関するディスクロージャーを推進するとともに、財政投融资対象機関に対するチェック機能の充実を図っていきます。

その他、貸付金の確実な回収と的確な資産負債管理（ALM）（用語集参照）により財務の健全性の確保に努めます。

上記の「政策目標」を達成するための「施策」

政3-2-1：社会経済情勢等の変化を踏まえた、財政投融资対象機関に対する適切な審査に基づく財政投融资計画の編成

政3-2-2：政策コスト分析等のディスクロージャーの推進

政3-2-3：財政投融资対象機関に対するチェック機能の充実

政3-2-4：貸付金の確実な回収と的確な資産負債管理による財務の健全性の確保

関連する内閣の基本方針

- 「第213回国会 財務大臣財政演説」（令和6年1月30日）
- 「経済財政運営と改革の基本方針2023」（令和5年6月16日閣議決定）
- 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」「成長戦略等のフォローアップ」（令和5年6月16日閣議決定）
- 「新経済・財政再生計画 改革工程表2023」（令和5年12月21日経済財政諮問会議決定）
- 「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（令和5年11月2日閣議決定）
- 「官民ファンドの運営に係るガイドライン」（平成25年9月27日官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議決定）

施策	政3-2-1：社会経済情勢等の変化を踏まえた、財政投融资対象機関に対する適切な審査に基づく財政投融资計画の編成
取組内容	<p>令和7年度財政投融资計画の編成においては、国民のニーズや社会経済情勢等の変化などを踏まえ、政策的必要性や民業補完性・償還確実性等を精査し、政策的に必要な資金需要に的確に対応します。</p> <p>各省庁・機関の財政投融资計画の要求に対し、それぞれの政策目的を的確に達成するため、対象分野、スキーム、事業及び財投の規模等について、政策的必要性の精査、民業補完性の確保、事業等の有効性、事業等の進捗状況・収支状況等の把握を通じた償還確実性の担保といった観点からの適切な審査を行うことにより、その内容を令和7年度財政投融资計画に反映します。</p> <p>各省庁・機関においては、令和7年度財政投融资計画の要求を行うにあたり、要求内容について事前に自ら政策評価を行い、要求に際して政策評価の結果が併せて提出されます。要求内容の審査にあたっては、各省庁・機関から提出された政策評価を積極的に活用します。また、審査における政策評価の活用事例は、財務省ウェブサイトに掲載します。</p> <p>また、財政投融资計画の編成にあわせて、財政融資資金による新たな貸付け及び既往の貸付けの継続に必要な資金を十分に精査し、財投債の発行規模を決定します。</p> <p>産業投資については、投資によって長期リスクマネーを供給し、リターンが期待できるものの、リスクが高く民間だけでは十分に資金が供給されない事業を支援していきます。</p> <p>その際、出資先の官民ファンド（用語集参照）に対しては、「官民ファンドの運営に係るガイドライン」等に基づき、政策目的の実現及び出資の毀損の回避の観点から、的確に投資を実行するための業務態勢の確保や投資実績の適切な評価等、適切な運営を求めるとともに、投資内容及び投資実行後の状況等を確認します。また、「新経済・財政再生計画 改革工程表2023」に基づく検証等を踏まえ、各官民ファンド及びその監督官庁からの要求を審査します。</p> <p>財政投融资は、資源配分の調整機能や経済の安定化機能を通じて、我が国経済の健全な発展を実現する上で重要な役割を果たしていることから、財政制度等審議会財政投融资分科会における審議も踏まえ、社会経済情勢等に応じた財政投融资計画の編成を行っていきます。</p>
定性的な測定指標	
[主要] 政3-2-1-B-1：社会経済情勢等の変化を踏まえた、政策評価を活用した適切な審査に基づく財政投融资計画の編成	
(令和6年度目標) 国民のニーズや社会経済情勢等の変化などを踏まえ、政策的必要性や民業補完性・償還確実性等を精査しつつ、令和7年度財政投融资計画を編成します。	
(目標の設定の根拠) 国民のニーズや社会経済情勢等の変化などを踏まえ、政策的必要性や民業補完性・償還確実性等を精査しつつ、令和7年度財政投融资計画を編成することで、財政投融资を活用して政策的に必要な資金需要に的確に対応することが可能となるためです。	

<p>[主要] 政3-2-1-B-2：産業投資を活用した長期リスクマネーの供給</p>	
<p>(令和6年度目標)</p> <p>令和7年度財政投融资計画の編成において、産業投資については、投資によって長期リスクマネーを供給し、リターンが期待できるものの、リスクが高く民間だけでは十分に資金が供給されない事業を支援していきます。</p> <p>その際、出資先の官民ファンドに対しては、「官民ファンドの運営に係るガイドライン」等に基づき、政策目的の実現及び出資の毀損の回避の観点から、的確に投資を実行するための業務態勢の確保や投資実績の適切な評価等、適切な運営を求めるとともに、投資内容及び投資実行後の状況等を確認します。また、「新経済・財政再生計画 改革工程表2023」に基づく検証等を踏まえ、各官民ファンド及びその監督官庁からの要求を審査します。</p>	
<p>(目標の設定の根拠)</p> <p>中長期的な視点に立った投資は、日本経済の持続的成長を支える重要な要素のひとつであるため、リスクが高く民間だけでは十分に資金が供給されない分野にリスクマネーを供給し、民間資金の呼び水・補完を行っていく必要があります。このため、官民の適切なリスク分担の下、産業投資による中長期のリスクマネーや成長資金の供給拡大を図るものです。</p> <p>また、収益性の観点から、特に官民ファンドは収益の変動及びリスクが相対的に大きく、一時的に累積損失が生じることは設立当初より想定されるものの、一部の官民ファンドにおいて累積損失が大きくなっていることを踏まえ、令和6年度目標で掲げる各取組を行うことで、政策目的の実現及び出資の毀損の回避が可能となるからです。</p>	
<p>今回廃止した測定指標とその理由</p>	
<p>該当なし</p>	
<p>参考指標</p>	<p>○参考指標1「財政投融资計画の推移（フロー・ストック）」</p> <p>○参考指標2「財政投融资計画及び実績（機関別）」</p> <p>○参考指標3「財政融資資金の融通条件」</p> <p>(https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_filp/proceedings/material/zaitoa20231221/zaito20231221_04.pdf)</p>
<p>施策</p>	<p>政3-2-2：政策コスト分析等のディスクロージャーの推進</p>
<p>取組内容</p>	<p>政策コスト分析とは、財政投融资を活用する事業について、一定の前提条件を設定して将来キャッシュフロー等を推計し、これに基づいて、事業の実施に関して、①将来、国から支出されると見込まれる補助金等と、②将来、国に納付されると見込まれる国庫納付・法人税等、及び③既に投入された出資金等による利払軽減効果の額を、各財投機関が試算したもので、財政投融资計画の編成過程において融資の償還確実性の審査等に活用しています。また、事業の妥当性を判断する材料として、将来どの程度の補助金等が投入され、あるいはあらかじめ投入された出資金等によるメリットがどの程度になるかを試算し、その結果を政策コストとして開示することは、将来の国民負担に関するディスクロージャーの充実を図り、財政投融资の透明性を高める役割があります。引き続き財政融資対象の全機関において政策コスト分析の実施及び公表内容の充実に努めます。</p> <p>また、財政投融资計画の編成及び運用、財政融資資金の資産・負債の状況等に関して情報開示を行い、財政投融资計画の編成にあたって審査過程がオープンなものとなるよう努めます。</p>

これまで、財務省ウェブサイト (<https://www.mof.go.jp/filp/index.html>) や「財政投融资リポート」等について、内容の充実を図りつつ、より分かりやすいものとなるよう工夫するなど、情報発信の強化に努めており、財政投融资計画残高見込（財投機関別）、財政投融资計画参考資料及び機関別事業計画・資金計画を作成し、機関別・月別の財政投融资の実績とともにウェブサイトにおいて公表しています。引き続きディスクロージャーの推進を図り、財政投融资の公表内容の充実・広報に努めます。

定量的な測定指標

[主要]	年度	作成頻度	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度目標値
政3-2-2-A-1 : 財政投融资関係の定期的な資料の公表及び内容の充実	財政投融资の概要	年1回	○	○	○	○	○
	財政投融资リポート	年1回	○	○	○	○	○
	OVERVIEW OF FILP	年1回	○	○	○	○	○
	政策コスト分析リポート	年1回	○	○	○	○	○
	POLICY COST ANALYSIS REPORT	年1回	○	○	○	○	○
	財政金融統計月報 (財政投融资特集)	年1回	○	○	○	○	○
	財政融資資金現在高	月1回	○	○	○	○	○
	産業投資現在高	月1回	○	○	○	○	○
	財政融資資金預託金利・貸付金利	月1回	○	○	○	○	○
	翌年度財政投融资計画要求	年1回	○	○	○	○	○
	財政投融资計画月別実行状況	月1回	○	○	○	○	○
	財政投融资リポート等の内容の充実に向けた取組（解説を充実させたトピック等）			時々の経済・金融情勢等を踏まえた内容を記載	新型コロナウィルス感染症対策としての財政投融资の活用について記載	新型コロナウィルス感染症対策やポストコロナの時代に向けた財政投融资の活用について記載	財政投融资の活用について記載を拡充するとともに、より分かりやすいものとなるよう、レイアウトを変更

(出所) 理財局財政投融资総括課調

(目標値の設定の根拠)

財政投融资に関するディスクロージャーを推進し、国民からの信頼、市場からの信託を維持するため、財政投融资計画の編成及び運用、財政融資資金の資産・負債の状況等に関して情報開示を行うことが重要なためです。

定性的な測定指標

[主要] 政3-2-2-B-1 : 政策コスト分析の充実

(令和6年度目標)

財政融資対象の全機関において政策コスト分析の実施及び公表内容の充実に努めます。

(目標の設定の根拠) 財政投融資に対する国民の信頼、市場からの信託を確保する観点から、ディスクロージャーを積極的に推進する必要があるためです。
[主要] 政3-2-2-B-2：財政投融資計画編成に係る情報の公表
(令和6年度目標) 令和7年度財政投融資計画編成過程において開催される財政制度等審議会財政投融資分科会への提出資料等を速やかに公表します。
(目標の設定の根拠) 財政投融資計画編成に対する国民の信頼、市場からの信託を高める観点から、ディスクロージャーを積極的に推進する必要があるためです。

今回廃止した測定指標とその理由

該当なし

参考指標	○参考指標1「各機関における政策コスト」
	○参考指標2「財政投融資特別会計財政投融資資金勘定の損益計算書・貸借対照表」 (https://www.mof.go.jp/policy/filp/publication/filp_report/zaito2023shiryo/10_FILPreport2023_Appendices.pdf)
	○参考指標3「財政投融資特別会計投資勘定の損益計算書・貸借対照表」 (https://www.mof.go.jp/policy/filp/publication/filp_report/zaito2023shiryo/20_FILPreport2023_Appendices.pdf)
	○参考指標4「財政投融資に関するウェブサイトへのアクセス件数の推移」

施策	政3-2-3：財政投融資対象機関に対するチェック機能の充実						
取組内容	<p>財政投融資対象機関に対する実地監査及び地方公共団体の財務状況把握の充実・活用を図るとともに、実施結果を公表します。</p> <p>また、実地監査の結果を毎年度の財政投融資計画編成時の審査等に活用し、事業の見直し等に努めるとともに、実地監査結果の反映状況等を公表します。</p>						
定量的な測定指標							
[主要] 政3-2-3-A-1： 実地監査結果	独立行政法人等	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度 目標値	
	計画件数	2	3	—	—	N.A.	
	実績件数	2	3	—	N.A.		
	実施率(%)	100.0	100.0	—	N.A.	100.0	
	地方公共団体等	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度 目標値	
	貸付資金の 使用状況等 (団体数)	計画件数	135	148	168	169	N.A.
		実績件数	135	148	168	N.A.	
実施率(%)		100.0	100.0	100.0	N.A.	100.0	

	公営企業の 経営状況 (企業数)	計画件数	211	311	273	262	N. A.
		実績件数	211	311	273	N. A.	
		実施率 (%)	100.0	100.0	100.0	N. A.	100.0
<p>(注1) 独立行政法人等については、事務年度(7月から翌年6月までの期間)ベースで計上しています。 (注2) 令和5年度実績値は、令和6年6月までにデータが確定するため、令和5年度実績評価書に掲載予定です。 (注3) 令和6年度目標値の計画件数については、令和6年5月及び7月に実施計画を策定することとしているため、令和7年度実施計画に掲載予定です。 (出所) 理財局管理課調 (目標値の設定の根拠) 財政投融資対象機関に対する実地監査の実施は、財政投融資の対象事業の適正な執行の確保、財務の健全性の維持につながり、財政投融資対象機関に対するチェック機能の充実を図る観点から重要であるため、実施率の目標値として「100.0%」を設定しています。</p>							
今回廃止した測定指標とその理由							
該当なし							
参考指標	該当なし						

施策	政3-2-4：貸付金の確実な回収と的確な資産負債管理による財務の健全性の確保						
取組内容	<p>財政投融資対象機関に対する既往の貸付金について、償還確実性の確保の観点から適切なモニタリングを行いつつ、約定通りの確実な回収を行います。</p> <p>また、財政投融資特別会計の財務の健全性を確保するため、財政投融資対象機関に対する貸付金から生じるキャッシュフローに見合った資金調達(財投債の発行)を行うことなどを通じて、資産と負債のデュレーション・ギャップ(用語集参照)の調整等を行い、引き続き的確な資産負債管理に取り組むこととします。</p>						
定性的な測定指標							
[主要] 政3-2-4-B-1：貸付金の確実な回収と的確な資産負債管理による財務の健全性の確保							
(令和6年度目標)							
<p>財政投融資対象機関に対する既往の貸付金について、償還確実性の確保の観点から適切なモニタリングを行いつつ、確実な回収を行うとともに、金利変動リスクを低減させるよう財投債の発行年限を可能な限り調整するなど、的確な資産負債管理を行い、財務の健全性を確保します。</p>							
(目標の設定の根拠)							
<p>財政投融資として、政策的必要性の高い資金需要に的確に対応していくためには、その前提として、貸付金の確実な回収と的確な資産負債管理による財務の健全性の確保が重要なためです。</p>							
今回廃止した測定指標とその理由							
該当なし							
参考指標	該当なし						

政策目標に係る予算額	令和3年度	4年度	5年度	6年度当初	令和6年度行政事業レビュー番号
財政投融资特別会計 財政融資資金勘定	40,050,034,837 千円	35,284,292,820 千円	15,058,388,626 千円	25,892,502,677 千円	
(項) 財政融資資金へ繰入	15,000,000,000 千円	16,500,000,000 千円	5,000,000,000 千円	10,000,000,000 千円	
(事項) 財政融資資金へ繰入れに必要な経費	15,000,000,000 千円	16,500,000,000 千円	5,000,000,000 千円	10,000,000,000 千円	
(項) 諸支出金	227,567,629 千円	227,932,096 千円	206,530,795 千円	435,553,876 千円	
(事項) 預託金利子支払等に必要な経費	227,567,629 千円	227,932,096 千円	206,530,795 千円	435,553,876 千円	
(項) 国債整理基金特別会計へ繰入	24,820,209,707 千円	18,554,557,228 千円	9,850,047,749 千円	15,453,960,228 千円	
(事項) 国債整理基金特別会計へ繰入れに必要な経費	24,820,209,707 千円	18,554,557,228 千円	9,850,047,749 千円	15,453,960,228 千円	
その他	2,257,501 千円	1,803,496 千円	1,810,082 千円	2,988,573 千円	
財政投融资特別会計 投資勘定	362,608,525 千円	326,208,735 千円	502,808,804 千円	474,708,843 千円	
(項) 産業投資支出	362,600,000 千円	326,200,000 千円	502,800,000 千円	474,700,000 千円	
(事項) 産業投資に必要な経費	362,600,000 千円	326,200,000 千円	502,800,000 千円	474,700,000 千円	
その他	8,525 千円	8,735 千円	8,804 千円	8,843 千円	
合計	40,412,643,362 千円	35,610,501,555 千円	15,561,197,430 千円	26,367,211,520 千円	

(注) 「政策目標に係る予算額」の表中には、政策目標3-2に係る予算額を記載しています。

担当部局名	理財局（財政投融资総括課、計画官室、管理課）	政策評価実施予定時期	令和7年6月
-------	------------------------	------------	--------

○ 政策目標3-3：庁舎及び宿舎を含む国有財産の適正な管理・処分及び有効活用と情報提供の充実

政策目標の内容及び
目標設定の考え方

国民共有の貴重な財産である国有財産（用語集参照）については、介護や保育などの社会福祉分野のほか、防災やまちづくりにおける国有地の更なる活用も含め、地域や社会のニーズ及び個々の国有財産の状況に応じた最適な形での国有財産の有効活用に取り組んでいきます。

また、公文書の適切な管理の下、法令などを遵守した国有財産の適正な管理・処分を行います。

庁舎については、既存庁舎の効率的な使用を推進するとともに、老朽化等により建替えを要する場合は利用者の利便性向上に十分配慮しつつ、移転・集約化等を推進します。また、国有財産の最適利用の観点から地方公共団体と連携した効率的な整備にも取り組みます。

宿舎については、国家公務員宿舎の削減計画（平成23年）に基づき、平成28年度までに真に公務のために必要な戸数まで削減したところであり、現下の厳しい財政事情や宿舎削減計画達成後の宿舎需要の変化等を踏まえつつ、国家公務員宿舎の適正な管理に取り組めます。

国有財産監査については、個々の財産の特性に応じた有効活用を促進し国有財産の最適利用を図るため、毎年度監査方針・監査計画を策定し、監査の充実・強化を進めていきます。

国有財産増減及び現在額総計算書等について、国有財産総合情報管理システムにより効率的かつ的確に作成し、所定の時期での国会への報告に努めます。

また、積極的な情報の公開・発信とともに、情報提供の内容の充実や財務省ウェブサイトをの利便性向上に、引き続き取り組みます。

上記の「政策目標」を達成するための「施策」

政3-3-1：国有財産の有効活用の推進

政3-3-2：行政財産の適正な管理の実施と効率的な使用の推進

政3-3-3：普通財産の適正な管理処分

政3-3-4：国有財産行政の適正な運営と情報提供の充実

関連する内閣の基本方針

○「新経済・財政再生計画 改革工程表 2023」（令和5年12月21日経済財政諮問会議決定）

○「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（令和5年11月2日閣議決定）

○「経済財政運営と改革の基本方針2023」（令和5年6月16日閣議決定）

○「防災基本計画」（令和5年5月30日中央防災会議決定）

○「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）

○「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（令和2年12月11日閣議決定）

	<ul style="list-style-type: none"> ○「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」(令和2年12月8日閣議決定) ○「ニッポン一億総活躍プラン」(平成28年6月2日閣議決定) ○「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」(平成27年11月26日一億総活躍国民会議取りまとめ)
--	--

施策	政3-3-1：国有財産の有効活用の推進
-----------	----------------------------

取組内容	<p>国有財産については、介護や保育などの社会福祉、防災及びまちづくり等の分野での活用など、地域や社会のニーズ及び個々の国有財産の状況に応じた有効活用を進めます。</p> <p>具体的には、介護や保育など人々の安心につながる分野等で国有財産を積極的に活用するため、未利用国有地(用語集参照)の情報提供を行い、地方公共団体等からの要望に応じ、売却に加えて、定期借地権による貸付けを行います。</p> <p>また、令和元年6月の財政制度等審議会国有財産分科会の答申「今後の国有財産の管理処分のある方について－国有財産の最適利用に向けて－」(以下「元年答申」といいます。)を踏まえ、国が所有権を留保し、将来世代に残しておくべき、有用性が高く希少な国有地については、留保財産(用語集参照)として選定した上で、その最適利用を図るために、定期借地権による貸付けを行います。</p> <p>なお、留保財産の利用方針の策定に当たっては、民間へのヒアリングなどを通じて多様なニーズの事前調査を行うとともに、地方公共団体と活用方針について議論を行います。</p> <p>あわせて、留保財産も含め、民間事業者による様々な企画提案が期待される土地などについては、資産価値の向上やまちづくりへの地域貢献のため、地区計画活用型一般競争入札(用語集参照)、二段階一般競争入札(用語集参照)などの手法も活用します。</p> <p>また、「防災基本計画」を踏まえ、災害に備えるとともに、災害応急対策等を迅速かつ円滑に行うため、避難場所、指定避難所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、国有財産の有効活用を図ります。加えて、国・地方ともに極めて厳しい財政状況の中で、国有財産の総括機関である財務局等と地方公共団体が連携しながら、一定の地域に所在する国公有財産の情報を面的に共有し、公的施設の効率的な再編及び最適化を図るなど、国公有財産の最適利用を推進します。</p> <p>さらに、「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」及び「デフレ完全脱却のための総合経済対策」に盛り込まれた国有財産関連施策について着実に取り組めます。</p>
-------------	---

定性的な測定指標

[主要] 政3-3-1-B-1：地域や社会のニーズに対応した国有財産の有効活用

(令和6年度目標)

<p>介護施設や保育所等の整備に当たっては、地方公共団体等の要望に応じ、売却に加えて、定期借地権による貸付けを行うとともに、用地確保が困難な都市部等における介護施設整備を促進するため、定期借地権による貸付料を5割減額します。</p>
--

また、元年答申を踏まえ、留保財産は定期借地権による貸付けを行うこととしつつ、留保財産も含め、民間事業者による様々な企画提案が期待される土地などについては、地区計画活用型一般競争入札、二段階一般競争入札などの手法も活用します。

なお、災害応急対策を迅速かつ円滑に行うため、避難場所などとして国有地を活用し、防災に関する諸活動の推進に配慮することに加え、国有地を活用した遊水地・雨水貯留浸透施設（用語集参照）の整備の推進に取り組むとともに、一定の地域に所在する国公有財産の情報を面的に共有し、公的施設の効率的な再編及び最適化を図り、国公有財産の最適利用を推進します。

さらに、5G基地局の設置場所、サテライトオフィスの提供場所、太陽光発電設備及び電気自動車向け充電設備等の設置場所として、庁舎等を提供します。

（目標の設定の根拠）

「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」において、「介護離職ゼロ」に向けた緊急対策として「国有地の更なる活用」が取りまとめられていること、「ニッポン一億総活躍プラン」において、保育の受け皿の確保については「国有地の更なる活用により受け皿の拡大を促進する」とされていることなどを踏まえ、人々の安心につながる分野等で国有財産を活用することが重要であるためです。

また、元年答申において、有用性が高く希少な国有地については「将来世代における行政需要に備えつつ地域のニーズに対応するため、国が所有権を留保し、売却せずに定期借地権による貸付けを行うことで、最適利用を図っていくべきである。」とされていること、「防災基本計画」において、「避難場所、指定避難所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、国有財産の有効活用を図る」とされているためです。

加えて「デフレ完全脱却のための総合経済対策」において、「介護施設など地域のニーズを踏まえた国有地の活用による社会課題への対応」等が盛り込まれていることなどから、地域や社会のニーズに対応した国有財産の有効活用を図る必要があるためです。なお、「新経済・財政再生計画 改革工程表 2023」において、「国有地の定期借地件数」及び「国公有財産の最適利用プランを策定した数」について、「件数をモニターする」とされています。

「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」において、「国有財産を活用したデジタル改革の推進（5G通信網の整備）」及び「国有財産を活用したサテライトオフィス整備支援」、「国有地も活用した遊水地・貯留施設の整備」等が盛り込まれています。また、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」においても、「国有地を活用した遊水地・貯留施設の整備加速」等が盛り込まれています。

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」において、庁舎等の国有財産を活用したカーボンニュートラルの実現に向けた取組促進が盛り込まれています。

今回廃止した測定指標とその理由

該当なし

参考指標

- 参考指標 1 「国有地の定期借地件数の推移」
- 参考指標 2 「留保財産の取組状況」
- 参考指標 3 「市区町村等との間で設置した協議会の設置件数及び国公有財産の最適利用プランの策定件数」

○参考指標4 「「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」及び「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」における国有財産の活用状況」

施策 政3-3-2：行政財産の適正な管理の実施と効率的な使用の推進

取組内容

- A 現下の厳しい財政事情を踏まえ、庁舎の効率的な使用を推進します。また、国公有財産の最適利用の観点から、地方公共団体と連携した庁舎の効率的な整備にも取り組みます。
- 具体的には、行政組織の見直しによって生じる既存庁舎の過不足を解消した上で、借受庁舎の解消による借受費用の縮減や売却可能財産の創出を図るため、監査の結果等を有効に活用し、省庁横断的な入替調整等を積極的に行うことにより、既存庁舎の効率的な使用を推進するとともに、入居官署に必要な耐震性能の確保にも取り組みます。また、地方公共団体との協議会等の場で情報共有を図り、国公有財産の最適利用を具体化した最適利用プランを策定するとともに、庁舎の効率的な整備にも取り組みます。なお、庁舎が不足している地域において一定規模の権利床（用語集参照）の取得が見込まれる場合には、庁舎需要や経済合理性等を勘案した上で、庁舎として活用します。
- 老朽化等により継続して使用することが困難な庁舎については、利用者の利便性向上に十分配慮しつつ、スクラップ・アンド・ビルドの考え方に基づく特定国有財産整備計画（用語集参照）の活用も含めた移転・集約化等を推進するとともに、建替えと民間借受けのコスト比較を行い、最も効率的な調達方法を選択します。
- B 宿舎については、元年答申や令和3年11月の「行政財産の未来像研究会報告書」を踏まえて、令和4年3月に発出・改正した通達に基づき、地域ごとの需要の把握や災害発生時における初動体制確保に資する業務継続計画（BCP）に基づく緊急参集要員のための宿舎（BCP用宿舎）の確保、不足する独身用・単身者用宿舎に対応するため既存宿舎の活用を図るほか、老朽化への対応を進めます。特に、合同宿舎（用語集参照）については、老朽度・立地条件・中長期的な需要など、個々の宿舎の状況に応じて、計画的かつ効率的な改修を推進します。

定量的な測定指標

[主要] 政3-3-2-A-1：合同宿舎における改修工事の実施状況 (単位：棟)	年度	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度 目標値
	目標値	327	252	296	263	N. A.
	実績値	401	364	301	N. A.	

(注1) 令和6年度の目標値は、令和6年4月に合同宿舎の維持整備計画を策定することとしているため、令和7年度の実施計画に記載します。

(注2) 令和5年度の実績値は、令和6年6月に確定し、令和5年度の実績評価書に記載します。

(出所) 理財局国有財産調整課調

	<p>(目標値の設定の根拠)</p> <p>合同宿舎については、計画的かつ効率的な維持整備を推進するため、合同宿舎の棟ごとに毎年度4月1日時点で改修工事の計画を作成し、これに基づき毎年度の改修工事を実施することとしています。改修工事を着実に実行するため、当該計画(令和6年4月1日時点)の改修工事の件数を目標値とします。</p>
定性的な測定指標	
[主要] 政3-3-2-B-1: 庁舎の入替調整等の実施状況	
<p>(令和6年度目標)</p> <p>庁舎については、行政組織の見直しによって生じる既存庁舎の過不足を解消した上で、借受庁舎の解消による借受費用の縮減や売却可能財産の創出を図るため、監査の結果等を有効に活用し、省庁横断的な入替調整等を積極的に行い、既存庁舎の効率的な使用を推進します。</p>	
<p>(目標の設定の根拠)</p> <p>現下の厳しい財政事情を踏まえ、庁舎の効率的な使用を推進する必要があるためです。</p>	
今回廃止した測定指標とその理由	
該当なし	
参考指標	<p>○参考指標1「既存庁舎の入替調整等実績の推移」</p> <p>○参考指標2「庁舎等使用調整計画による借受費用縮減及び売却可能財産の創出実績の推移」</p> <p>○参考指標3「宿舎戸数の推移」</p>

施策	政3-3-3: 普通財産の適正な管理処分
取組内容	<p>A 国有財産は国民共有の貴重な財産であり、その管理処分を適正に行うことが重要です。売却や貸付け等を行うに当たっては、法令等に基づいた手続きに従い、公正、透明な処理を行います。なお、契約に当たっては、警察当局と連携して暴力団等の排除を徹底します。</p> <p>公共随意契約(以下「公共随契」といいます。)(用語集参照)による売却や貸付けの処分等価格の決定方法については、国にとってより有利な価格となるよう、会計法令に基づき、すべての場合において見積り合せ(相手方から契約希望価格を確認し、国の予定価格以上であるか否かを確認する手続き)を実施します。さらに、契約金額については、公表の同意を契約締結の要件とし、すべて公表することにより透明性を確保します。</p> <p>普通財産(用語集参照)の売却や貸付け等を行うに当たっては、国が自ら地下埋設物等の撤去や除去等に要する費用を見積もることはせず、民間精通者による客観的な見積額等を徴した上で不動産鑑定士に提供するものとし、地下埋設物等を原因とする価格の減価が大きいと見込まれる場合等には、有識者による第三者チェックを行います。</p> <p>公共随契による売払等手続きを中心に書類の電子化等の取組について、引き続き推進します。</p> <p>B 留保財産以外の未利用国有地で、地方公共団体等からの利用要望のない国有地については計画的に一般競争入札を実施します。</p> <p>C 売却が困難な財産のうち、無道路地・不整形地といった土地の形状により建物が建てられない財産等において、隣接している土地と交換することで土地の売却が可能な場合に</p>

は、交換制度の活用を検討します。また、隣接地との境界が未確定となっている財産等については、可能な限り、その現状を明示した上で積極的に入札（瑕疵等明示売却）に付します。

D 旧里道・旧水路（用語集参照）及び国有畦畔・脱落地（用語集参照）等についての調査依頼、並びに境界確認に関する申請及び時効取得確認申請に対しては、関係機関への照会調査や現地確認調査などを的確に行い、適正な事務処理を行います。その結果、誤信使用財産（用語集参照）であることが確認された場合には、使用者の申請により売却等を行います。売却に当たっては、申請書を受理してから売却価格を通知するまでの期間を30日以内（閉庁日を除く）とするよう努めます。

なお、誤信使用財産については、一層の適正な管理・処分のため、計画的かつ効率的に処理すべく、態様別に分類し、優先順位をつけた計画に基づき、着実に実施します。

E 地震や風水害等の災害における被災地に所在する貸付中財産については、その被災状況に応じて貸付期間の不算入措置を講ずるなど、貸付相手方からの相談に丁寧に対応していきます。

F 売却までの間、暫定活用が可能な未利用国有地や、売却困難財産及び売残り財産等については、税外収入の確保に加え管理コストを削減する観点から、一時貸付に係る要望を募るなどの暫定活用を図ることとします。

G 相続土地国庫帰属制度（用語集参照）については、所有者不明土地の発生の抑制を図ることが目的とされていることを踏まえ、制度の円滑な運用のため、関係機関と連携して適切に対応していきます。

H 特殊会社等の株式に係る株主義決権の行使等については、「政府保有株式に係る株主義決権行使等の方針」（平成28年5月17日公表、令和5年2月22日一部変更）に基づいて適切に対応し、その結果については、財務省ウェブサイトで公表します。また、「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）等により処分が求められている特殊会社の株式については、適切な処分に向けた所要の準備を進め、個々の株式処分の環境が整った場合、株式市場の状況等を勘案しつつ処分を行います。

さらに、物納株式等については、引き受け後、可能な限り速やかに所要の準備を進め、個々の株式処分の環境が整った場合、株式市場の状況等を勘案しつつ、外部委託の活用等により処分を行います。

定量的な測定指標

政3-3-3-A-1：未利用国有地（財務省所管一般会計所属普通財産）の一般競争入札実施状況 （単位：％）	年度	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度 目標値
	目標値		100	100	100	100
実績値		100 (741)	100 (574)	100 (485)	N. A. (N. A.)	

(注1) ()内は入札件数

(注2) 処理率の算出方法については、災害等の事情変更により一般競争入札を実施できなかったものを除くこととします。

(注3) 令和5年度の実績値は、令和6年6月に確定し、令和5年度実績評価書に掲載します。

(出所) 理財局国有財産業務課調

(目標値の設定の根拠)

留保財産以外の未利用国有地については、まず、地方公共団体等から公的取得等要望を募り、要望がない場合には、一般競争入札に付しているところです。一般競争入札は、税外収入の確保を図るため計画的に実施する必要があることから、一般競争入札の実施状況に関して、過去の実績値を参考に、実施計画に対する実績の割合を目標値として設定しました。

政3-3-3-A-2：旧里道・旧水路等の売却事務処理状況 (単位：%)	年度	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度 目標値
目標値		83.5以上	83.5以上	83.7以上	83.7以上	83.7以上
実績値		83.5 (980)	83.5 (934)	83.7 (965)	N.A. (N.A.)	

(注1) 目標値及び実績値については、申請書を受受理し売却価格を通知したもののうち、相手方の資金繰り等により契約時期を指定される等のやむを得ない理由により、売却価格通知を30日以内(閉庁日を除く)にできなかった場合を除いて算出しています。

(注2) 実績値の()内は、30日以内(閉庁日を除く)に売却価格を通知した件数。

(注3) 令和5年度の実績値は、令和6年6月に確定し、令和5年度実績評価書に掲載します。

(出所) 財務局等から報告を受けて、理財局国有財産業務課で集計

(目標値の設定の根拠)

迅速な事務処理を徹底するため、申請書を受受理してから売却価格を通知するまでの期間を30日以内(閉庁日を除く)としているところです。財産の個別事情によっては事務処理に時間を要するケースがありますが、期限内の処理を促進することとし、過去の実績値を参考にそれらを上回るよう目標値を設定しました。

定性的な測定指標**[主要] 政3-3-3-B-1：国有財産の管理・処分における法令等に基づく公正、透明な処理の実施****(令和6年度目標)**

売却や貸付け等を行うに当たっては、相手方への迅速かつ丁寧な対応を行うとともに法令等に基づいた手続きに従い、公正、透明な処理を行います。なお、契約に当たっては、警察当局と連携して暴力団等の排除を徹底します。

公共随契による売却や貸付けを行う際には、すべての場合において処分等価格の見積り合せを実施するとともに、契約金額については、公表の同意を契約締結の要件とし、すべて公表します。

また、売却や貸付け等を行うに当たり、地下埋設物等を原因とする処分等価格の減価が大きいと見込まれる場合等には、不動産鑑定士や弁護士等の外部の有識者による第三者チェックを行います。

(目標の設定の根拠)

未利用国有地の売却や貸付け等について、公正、透明に処理をする必要があるためです。

政3-3-3-B-2：交換制度の活用及び瑕疵等明示売却の実施**(令和6年度目標)**

無道路地・不整形地といった土地の形状により建物が建てられない財産等において、隣接している土地と交換することで土地の処分を容易にすることが可能な場合には、交換制度を活用します。

また、隣接地との境界が未確定となっている財産等については、可能な限り、その現状を明示した上で積極的に入札(瑕疵等明示売却)に付します。

(目標の設定の根拠)

現下の厳しい財政状況の下、土地の形状により建物が建てられない財産、隣接地との境界が未確定となっている財産など売却困難事由のある財産について、積極的な処理促進を図る必要があるためです。

政3-3-3-B-3：暫定活用の実施**(令和6年度目標)**

売却までの間、暫定活用が可能な未利用国有地や売却困難財産及び売残り財産等について、一時貸付に係る要望を募るなどの暫定活用を図ります。

(目標の設定の根拠)

税外収入の確保に加え、国有地の管理コストを削減するためです。

政3-3-3-B-4：貸付中財産の災害等にかかる適切な対応の実施**(令和6年度目標)**

地震や風水害等の災害における被災地に所在する貸付中財産については、その被災状況に応じて貸付期間の不算入措置を講ずるなど、貸付相手方からの相談に丁寧に対応します。

(目標の設定の根拠)

地震や風水害等の災害における被災地に所在する貸付中の財産にかかる不算入措置などは、被災した貸付相手方への配慮のためです。

政3-3-3-B-5：相続土地国庫帰属制度の円滑な運用の実施**(令和6年度目標)**

相続土地国庫帰属制度については、所有者不明土地の発生を抑制を図ることが目的とされていることを踏まえ、制度の円滑な運用のため、関係機関と連携して適切に対応します。

(目標の設定の根拠)

所有者不明土地に係る問題は、政府一体となって検討が進められてきたものであり、所有者不明土地の発生を抑制する方策の一つとして、相続土地国庫帰属制度が創設されたことから、当該制度の円滑な運用に向けて関係機関と連携した対応が求められているためです。

政3-3-3-B-6：政府が保有する株式等の管理・処分**(令和6年度目標)**

特殊会社等の株式に係る株主議決権の行使等については、「政府保有株式に係る株主議決権行使等の方針」（平成28年5月17日公表、令和5年2月22日一部変更）に基づいて適切に対応し、その結果については、財務省ウェブサイトで公表します。また、処分が求められている特殊会社の株式については、適切な処分に向けた所要の準備を進め、個々の株式処分の環境が整った場合、株式市場の状況等を勘案しつつ、処分を行います。

さらに、物納株式等については、引き受け後、可能な限り速やかに所要の準備を進め、個々の株式処分の環境が整った場合、株式市場の状況等を勘案しつつ、外部委託の活用等により処分を行います。

(目標の設定の根拠)

特殊会社等の株式については、国民共有の財産であり、企業価値及び株式価値の向上を図る観点から、適切に株主議決権の行使等を行う必要があること、また、「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）等により、処分が求められているためです。

また、物納株式等については、金銭に代わるものとして納付されたものであり、株式市場の状況等を考慮しつつ、可能な限り速やかに換価する必要があるためです。

今回廃止した測定指標とその理由

該当なし

参考指標

- 参考指標1「財務省所管一般会計所属普通財産（土地）の年度別現在額の推移」
- 参考指標2「未利用国有地の推移」
- 参考指標3「未利用国有地の状況」
- 参考指標4「一般競争入札における落札状況」
- 参考指標5「未利用国有地等（財務省所管一般会計所属普通財産）の売却結果の推移」
- 参考指標6「一時貸付け及び管理委託の件数と面積」
- 参考指標7「第三者チェックの件数」

施策 政3-3-4：国有財産行政の適正な運営と情報提供の充実

取組内容

- A 国有財産の有効活用を促進するため、平成23年度以降、国有財産の監査の充実・強化を図ることとし、従来の書面を中心とした監査から現地における深度ある監査を進めており、主に以下の事項を中心に監査を実施します。
- 1 各省各庁が所管する庁舎及び宿舍の公用財産等を対象に、組織の改編・統廃合等に伴って生じる土地及び建物の非効率的な利用に対し、未利用国有地の洗い出し及び余剰スペースの創出など有効活用を促進し、国有財産の最適利用を図る観点から監査を実施。
 - 2 各省各庁が所管する普通財産を対象に、未利用国有地等の有効活用を促進するため、処理の進捗状況を把握し、管理処分 of 適正化を図る観点から監査を実施。こうした方針に基づき、策定した監査計画に対して100%実施するよう努めます。
- B 国有財産増減及び現在額総計算書等については、国有財産法（昭和23年法律第73号）第34条及び第37条の規定に基づき、毎年度、会計検査院の検査を経た上で国会に報告することとされています。
- 国会への報告については、決算に関して、平成15年に参議院から会計年度翌年の11月20日前後に国会へ提出するよう要請を受けたところであり、歳入歳出決算の国会提出と合わせて国会に報告している国有財産増減及び現在額総計算書等についても、国有財産総合情報管理システムにより効率的かつ的確に作成し、11月20日前後に国会報告が可能となるよう努めます。
- C 国の事務・事業の減量及びその運営の効率化を推進する観点から、未利用国有地の管理業務、旧里道・旧水路等の売却等業務、物納財産などの貸付中財産の買受勧奨を含む売却等業務、売却等に係る鑑定評価及び合同宿舍の施設改修工事の設計・監理の事務などのうち、会計法令に則り国自らが行わなければならない事務を除き、外部委託を行います。
- D 財務省ウェブサイトや国有財産情報公開システムについて、情報内容の充実や利便性の向上に努めます。
- 具体的には、国有財産行政の透明性を高め、より積極的な説明責任を果たす観点から、国有財産レポートにおいて、最新の国有財産行政に係る取組を紹介します。

また、国有財産の各種統計や、「国有財産一件別情報」について、毎年1回作成・更新し、引き続き公表するなど内容の充実等に努めます。

すべての未利用国有地について、引き続き、所在地、数量のほか都市計画法上の制限など国民のニーズに即応した情報の公開に努めるとともに、一般競争入札で売却を予定している財産及びその売却結果等の情報についてタイムリーに公表し、国有財産物件情報メールマガジンの配信や全国版空き家・空き地バンクへの登録など、積極的な情報提供を行います。また、活用可能な行政財産（用語集参照）についても積極的に情報提供を行います。

定量的な測定指標

[主要]	年度	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度 目標値
政3-3-4-A-1：監査実施割合 (単位：%)	目標値	100.0 (499)	100.0 (476)	100.0 (426)	100.0 (424)	100.0 (422)
	実績値	82.5 (412)	99.1 (472)	102.3 (436)	N.A. (N.A.)	

(注1) 監査計画に対する実績の割合

目標値の()内は年度当初計画の件数

実績値の()内は実績の件数

(注2) 令和5年度の実績値は、令和6年6月に確定し、令和5年度実績評価書に掲載します。

(注3) 令和2年度は、年度当初499件の実地監査を計画していましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、第1・四半期の監査の実施を見合わせざるを得ない状況となり、重点対象財産を優先的に実施するなど監査計画を見直し、計画件数を408件に変更し、この計画に対して412件の監査を実施しました。

(注4) 令和3年度は、緊急事態宣言の実施等により現地における確認が困難となった財産については、これを写真等に代えることや、相手方へのヒアリングをWEB等で行うことを可能とし、当初計画476件の監査を行うこととしました。その後計画変更により計画件数を480件へ変更しましたが、指摘の適否の判断に当たって写真等に代えることが困難で、現地における確認の必要がある財産のうち、まん延防止等重点措置の実施により現地確認を翌年度に延期した事案8件を除く472件の監査を実施しました。

(出所) 理財局国有財産調整課国有財産監査室調

(目標値の設定の根拠)

国有財産の有効活用を促進するため、国有財産の監査の充実・強化を図っており、現地における深度ある監査を進めています。

策定した監査計画を適切に実施するため、目標値を設定しました。

政3-3-4-A-2：国有財産増減及び現在額総計算書等の会計検査院への送付日	年度	令和2年度 (元年度決算)	3年度 (2年度決算)	4年度 (3年度決算)	5年度 (4年度決算)	6年度 (5年度決算)
目標値		2.9月初旬	3.9月初旬	4.9月初旬	5.9月初旬	6.9月初旬
実績値		2.9.4	3.9.3	4.9.2	5.9.1	

(出所) 理財局国有財産情報室調

(目標値の設定の根拠)

決算について、平成15年に参議院から会計年度翌年の11月20日前後に国会へ提出するよう要請を受けたところであり、歳入歳出決算の国会提出と合わせて国会に報告している国有財産増減及び現在額総計算書等の会計検査院への送付日について、会計検査院における検査確認に2か月程度の期間を要していることを考慮し、9月初旬を目標とするものです。

政3-3-4-A-3：国有財産増減及び現在額総計算書等の国会への報告日	年度	令和2年度 (元年度決算)	3年度 (2年度決算)	4年度 (3年度決算)	5年度 (4年度決算)	6年度 (5年度決算)
	目標値	2.11.20前後	3.11.20前後	4.11.20前後	5.11.20前後	6.11.20前後
	実績値	2.11.20	3.12.6	4.11.18	5.11.20	
<p>(注) 第207回臨時国会は令和3年12月6日に開会。 (出所) 理財局国有財産情報室調</p> <p>(目標値の設定の根拠)</p> <p>決算について、平成15年に参議院から会計年度翌年の11月20日前後に国会へ提出するよう要請を受けたところであり、歳入歳出決算の国会提出と合わせて国会に報告している国有財産増減及び現在額総計算書等についても、国有財産法に基づく会計検査院の検査を経た上で、当該要請を踏まえて対応するためです。</p>						
政3-3-4-A-4：国有財産物件情報メールマガジンの登録者数	年度	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度 目標値
	目標値	-	増加	増加	増加	増加
	実績値	9,666	10,044	10,503	N.A.	
<p>(注) 令和5年度の実績値は、令和6年4月に確定し、令和5年度実績評価書に掲載します。 (出所) 理財局国有財産業務課調</p> <p>(目標値の設定の根拠)</p> <p>全国の財務局等における国有財産の売払い予定、地方公共団体等からの公用・公共用の取得等要望の受付開始、国有財産の売却等に関連する更新情報について、電子メールによりタイムリーに情報提供をします。</p> <p>より多くの国民の皆様が国有財産物件情報メールマガジンの登録をいただくため、目標値を「増加」とした測定指標を設定しました。</p>						
政3-3-4-A-5：全国版空き家・空き地バンクへの登録割合 (単位：%)	年度	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度 目標値
	目標値	100	100	100	100	100
	実績値	100	100	100	N.A.	
<p>(注1) 一般競争入札及び先着順の随意契約の実施件数に対する空き家・空き地バンクへの登録件数の割合です。 (注2) 令和5年度の実績値は、令和6年5月に確定し、令和5年度実績評価書に掲載します。 (出所) 理財局国有財産業務課調</p> <p>(目標値の設定の根拠)</p> <p>全国の各財務局等における国有財産の入札実施に係る情報を全国版空き家・空き地バンクへ登録することにより、財務局ホームページや、新聞広告等と併せて、より多くの方々に対して、情報提供を行うことができるようになり、国有財産の情報発信が強化されるためです。</p> <p>より適切な情報提供を行うため、目標値を「100%」とした測定指標を設定しました。</p>						

定性的な測定指標

政3-3-4-B-1：国有財産に関する情報提供の充実

(令和6年度目標)

財務省ウェブサイトや国有財産情報公開システムについて、最新の国有財産行政を反映した国有財産レポートや国有財産の各種統計、並びに「国有財産一件別情報」を作成・更新し、引き続き公表するなど情報内容の充実や利便性の向上に努めます。また、処分等を予定している未利用国有地については、財務省ウェブサイトやメールマガジン等を通じて、所在地、数量など、国民のニーズに即応した情報の公開に努めるとともに売却予定財産及び売却結果等についてタイムリーに公表します。さらに、活用可能な行政財産についても積極的に情報提供します。

(目標の設定の根拠)

国有財産行政の透明性を高め、より積極的な説明責任を果たすとともに国民の利便性向上等についても取り組む必要があるからです。

政3-3-4-B-2：国有財産の管理処分事務等の外部委託

(令和6年度目標)

国有財産の管理処分事務等については、国の事務・事業の減量及びその運営の効率化を推進する観点から、未利用国有地の管理業務、物納財産などの貸付中財産の買受勧奨を含む売却等業務、売却等に係る鑑定評価及び合同宿舍の施設改修工事の設計・監理の事務などのうち、会計法令に則り国自ら行わなければならない事務を除き、外部委託により実施します。

(目標の設定の根拠)

「国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本的計画」（平成11年4月27日閣議決定）に基づき、国の事務・事業の減量及びその運営の効率化を図るためです。

今回廃止した測定指標とその理由

該当なし

参考指標

- 参考指標 1 「財務省所管普通財産の管理業務の状況」
- 参考指標 2 「国有財産情報公開システムへのアクセス件数」
- 参考指標 3 「国有財産に関する公表資料」
- 参考指標 4 「全国版空き家・空き地バンクへの対象物件掲載数」

政策目標に係る予算額	令和3年度	4年度	5年度	6年度当初	令和6年度行政事業レビュー番号
(項) 資産債務管理費	54,969千円	55,009千円	38,547千円	39,856千円	
(事項) 国有財産の管理及び処分に必要な経費	35,109千円 (注2)	39,135千円 (注2)	38,547千円 (注2)	39,856千円 (注2)	
内 国有財産台帳価格改定時価倍率調査	5,032千円	4,620千円	4,476千円	4,702千円	(注3)
(事項) 民間資金等を活用した公務員宿舍の維持管理及び運営に必要な経費（公務員宿舍建設等に必要な経費（民間資金等を活用した公務員宿舍の整備、維持管理及び運営に必要な経費を含む））	19,860千円	15,874千円	-	-	(注3)
(項) 公務員宿舍施設費	7,360,726千円	7,463,915千円	7,435,663千円	7,279,771千円	

(事項) 公務員宿舍建設等に必要経費(公務員宿舍建設等に必要経費(民間資金等を活用した公務員宿舍の整備、維持管理及び運営に必要な経費を含む))	7,360,726千円	7,463,915千円	7,435,663千円	7,279,771千円	(注3)
(項) 財務局業務費	11,717,651千円	11,806,084千円	12,291,582千円	12,030,072千円	
(事項) 国有財産の管理及び処分に必要経費	8,133,922千円	8,223,570千円	8,605,048千円	8,222,209千円	
内 普通財産管理処分経費	5,808,149千円	5,935,024千円	6,286,333千円	5,868,621千円	(注3)
(事項) 公務員宿舍の維持管理に必要な経費(公務員宿舍の維持管理に必要な経費)	3,583,729千円	3,582,514千円	3,686,534千円	3,807,863千円	(注3)
(項) 特定国有財産整備費(一般会計)	6,374,508千円	2,316,615千円	5,898,918千円	9,169,059千円	
(事項) 一般庁舎等に係る特定施設整備に必要な経費(特定国有財産の整備(一般会計))	6,374,508千円	2,316,615千円	5,898,918千円	9,169,059千円	(注3)
(項) 特定国有財産整備費(財政投融資特別会計特定国有財産整備勘定)	17,300,529千円	22,065,853千円	18,546,786千円	7,693,965千円	
(事項) 特定施設整備に必要な経費(特定国有財産の整備(財政投融資特別会計特定国有財産整備勘定))	4,702,807千円	8,902,389千円	9,589,367千円	543,264千円	(注3)
(事項) 民間資金等を活用した特定施設整備に必要な経費(特定国有財産の整備(財政投融資特別会計特定国有財産整備勘定))	12,597,722千円	13,163,464千円	8,957,419千円	7,150,701千円	(注3)
その他	524,207千円	532,021千円	647,930千円	467,542千円	(注3)
合計	43,332,590千円	44,239,497千円	44,859,426千円	36,680,265千円	

(注1) 「政策目標に係る予算額」の表中には、政策目標3-3に係る予算額を記載しています。

(注2) 政府情報システム関連予算の予算額は、デジタル庁所管(組織)デジタル庁に「(項) 情報通信技術調達等適正・効率化推進費」にて一括計上されています。

(注3) 行政事業レビューの対象か否か及び対象となった場合の番号は、確定後に記載します。

担当部局名	理財局(国有財産企画課、国有財産調整課、国有財産業務課、政府出資室、国有財産有効活用室、国有財産監査室、国有財産審理室、国有財産情報室)	政策評価実施予定時期	令和7年6月
--------------	--	-------------------	--------

○ 政策目標 3 - 4 : 国庫金の効率的かつ正確な管理

政策目標の内容及び
目標設定の考え方

財務省では、国庫金（用語集参照）受払状況や残高の確認及び予測に基づいて国庫金の過不足の調整（用語集参照）をすること等、国庫金の管理を行っています。このような国庫金の管理を適正に行うため、国庫金の管理を効率的に行うとともに、出納の正確性を確保することを目指します。

上記の「政策目標」を達成するための「施策」

- 政3-4-1：国庫金の効率的な管理
 政3-4-2：国庫金の出納事務の正確性の確保
 政3-4-3：国庫収支に関する情報提供

関連する内閣の基本方針

該当なし

施策 政3-4-1：国庫金の効率的な管理

取組内容

国庫金の効率的な管理のためには、資金の受け手の事情も考慮しつつ、資金の受入と支払を調整することにより、余裕金の発生を抑制するとともに、それでも国庫（用語集参照）全体として余裕金が発生している場合には、現金不足となり資金需要が生じている会計に対して貸し付ける等、余裕金を有効活用することが重要です。

市場への影響等を勘案しつつ、現金不足の特別会計等に無利子で貸し付けること（国庫余裕金の繰替使用）や現金不足の特別会計等が発行する政府短期証券の引受に充てることにより、余裕金を有効活用します。

定量的な測定指標

[主要]	年度	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度 目標値
政3-4-1-A-1：国内 指定預金（一般口） の平均残高 （単位：兆円）	目標値	-	18.2 以下	19.9 以下	19.2 以下	過去5年の平 均以下 ^(注1)
	実績値	34.8	19.4	20.4	N. A. ^(注2)	

(注1) 令和2年度を除いた平成30年度から令和5年度までの5年の実績値の平均値です。令和2年度については、新型コロナウイルス感染症対策のため編成された過去最大規模の補正予算の執行に万全を期す必要があったこと等の影響により、国内指定預金（一般口）残高が極めて高い例外的な状況にあったため、目標値の算定から除いています。

(注2) 令和5年度の実績値は、令和6年6月までに確定し、令和5年度実績評価書に記載します。

(出所) 理財局国庫課調

(目標値の設定の根拠)

国庫金の効率的な管理のためには、余裕金の発生を抑制するとともに、それでも国庫全体として余裕金が発生している場合には、当該余裕金を最大限有効活用することが重要です。

具体的には、資金の受け手の事情も考慮しつつ、資金の受入と支払を調整することにより、余裕金の発生を抑制するとともに、市場への影響等を勘案しつつ、国内指定預金（一般口）の資金を用いて、資金需要が生じている特別会計等へ無利子での貸し付け（国庫余裕金の繰替使用）を行うことにより、特別会計等の資金需要を満たすと同時に民間からの資金調達額を抑制することが可能となります。

これらの取組により、国内指定預金（一般口）残高が過大な水準とならないよう、抑制に努めることが重要であるため、測定指標を国内指定預金（一般口）の平均残高とし、当該残高を過去5年（令和2年度を除く）の平均以下とすることを目標値として設定しました。

今回廃止した測定指標とその理由

該当なし

参考指標

- 参考指標1「国庫余裕金繰替使用による政府短期証券（外国為替資金証券：用語集参照）発行残高抑制額（平均残高）の推移」
- 参考指標2「政府短期証券（財務省証券：用語集参照）の平均残高の推移」
- 参考指標3「資金需要に対して国庫内の資金で対応した割合」

施策 政3-4-2：国庫金の出納事務の正確性の確保**取組内容**

国庫金の出納事務は、会計法第34条第1項及び日本銀行法第35条第1項の規定により、各府省庁等から指示を受けて日本銀行が行うこととされています。そのため、国庫金の出納は様々な経路を通り全て日本銀行に集中され、日本銀行により総括的な計算整理がなされているところ、財務省は、日本銀行の国庫金の取扱事務を監督しています。

また、日本銀行からの報告に基づいて、国庫金の出納結果を記帳した「国庫原簿」（用語集参照）を作成し、この国庫原簿と各府省庁等の予算執行の結果（一般会計歳入歳出主計簿）とを突合し両者が一致することの検証を行い、日本銀行の国庫金の出納事務の正確性を確保します。

（注）財務省では、国庫原簿と一般会計歳入歳出主計簿が一致しない場合、その原因を特定した上で、日本銀行が各府省庁等からの指示どおりに正確な出納事務を行っていたかどうかの検証を行います。

定量的な測定指標

[主要] 政3-4-2-A-1：一般会計歳入歳出主計簿と国庫原簿との突合結果 ^(注1) (単位：円)	年度	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度 目標値
	目標値		0	0	0	0
実績値		281,839,877 ^(注2)	0	289,486,551 ^(注2)	N. A. ^(注3)	

- (注1) 各府省庁等会計事務担当者による誤謬訂正があった場合には、改めて留意点や事例についての説明会等を行うとともに連絡体制の整備を行うことで、日本銀行による国庫金の出納事務の正確性を確保します。
- (注2) 目標値及び実績値は、歳入、歳出及び歳入歳出差引剰余金のそれぞれについて、一般会計歳入歳出主計簿から国庫原簿を差し引いたもの。令和2年度(元年度分)及び令和4年度(3年度分)の実績値は、新型コロナウイルス感染症の影響による航空便の停止等を原因とする日本銀行宛小切手の未着や、ロシアによるウクライナ侵攻を原因とする送金停止等のやむを得ない事情により、歳入及び歳入歳出差引剰余金に差異(令和2年度: 281,839,877円、令和4年度: 289,486,551円)が生じている。
- (注3) 令和5年度の実績値は、令和6年6月までに確定し、令和5年度実績評価書に記載します。
- (出所) 主計局司計課、理財局国庫課調

(目標値の設定の根拠)

国庫金の出納結果を記帳した「国庫原簿」は、日本銀行からの報告に基づき作成しています。国庫金の出納事務が正確に行われているかどうかの検証として、毎年度、この国庫原簿と各府省庁等の予算執行の結果(一般会計歳入歳出主計簿)が一致することを確認しているため、一般会計歳入歳出主計簿と国庫原簿との金額の差異を指標として設定しました。

日本銀行の国庫金の出納事務が正確に行われていくように、歳入歳出差引剰余金等について一般会計歳入歳出主計簿と国庫原簿との金額の差異を「0」として目標値を設定しました。

今回廃止した測定指標とその理由

該当なし

参考指標

該当なし

施策 政3-4-3: 国庫収支に関する情報提供**取組内容**

国庫収支に関する迅速かつ正確な情報提供を次のとおり行います。

(参考) 財務省ウェブサイト (<https://www.mof.go.jp/exchequer/reference/index.html>)

A 国庫と民間との間における資金受払の収支(国庫対民間収支)に、財政活動に伴う通貨量の増減をよりの確に表すため所要の調整を行った「財政資金対民間収支」の前月実績、当月見込の計数を毎月報道発表し、財務省ウェブサイトに掲載します(年12回)。

B 財政法第46条第2項の規定に基づく国会及び国民に対する報告として、政府預金(用語集参照)の増減並びにその原因となる財政資金対民間収支及び国庫対日銀収支の状況について集計を行った「国庫の状況報告書」を作成し、四半期毎に閣議を経て国会に報告するとともに官報及び財務省ウェブサイトに掲載します(年4回)。

C 「財政金融統計月報(国庫収支特集)」に前年度の財政資金対民間収支の実績と国庫収支に関する統計資料を掲載します(年1回)。

定量的な測定指標

[主要]	年度	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度 目標値
政3-4-3-A-1: 国庫収支に関する定期的な公表資料の公表の状況 (単位: %)	目標値	100	100	100	100	100
	実績値	100	100	100	N. A. (注)	

(注) 令和 5 年度の実績値は、令和 6 年 6 月に確定し、令和 5 年度実績評価書に記載します。

(出所) 理財局国庫課調

(目標値の設定の根拠)

国庫収支に関する迅速かつ正確な情報提供を以下のとおり行うため、定期的な公表資料を予定通りに公表した割合を目標値として「100%」と設定しました。

- ① 「財政資金対民間収支」を毎月報道発表し、財務省ウェブサイトに掲載します。(年12回)
- ② 「国庫の状況報告書」を財政法の規定に基づき四半期毎に閣議を経て国会に報告するとともに、国民に対する報告として官報及び財務省ウェブサイトに掲載します。(年4回)
- ③ 「財政金融統計月報(国庫収支特集)」に前年度の財政資金対民間収支の実績と国庫収支に関する統計資料を掲載します。(年1回)

今回廃止した測定指標とその理由

該当なし

参考指標

該当なし

政策目標に係る予算額	令和 3 年度	4 年度	5 年度	6 年度当初	令和 6 年度行政事業レビュー番号
(項) 資産債務管理費	66,350千円	5,495千円	5,729千円	5,934千円	/
(事項)国庫金の管理に必要な経費	66,350千円	5,495千円(注2)	5,729千円(注2)	5,934千円(注2)	

(注 1) 「政策目標に係る予算額」の表中には、政策目標 3 - 4 に係る予算額を記載しています。

(注 2) 政府情報システム関連予算の令和 4 年度以降の予算額は、デジタル庁所管(組織)デジタル庁に「(項) 情報通信技術調達等適正・効率化推進費」にて一括計上されています。

担当部局名	理財局(国庫課)	政策評価実施予定時期	令和 7 年 6 月
--------------	----------	-------------------	------------

○ 政策目標4-1：通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止

政策目標の内容及び
目標設定の考え方

財務省設置法（平成11年法律第95号）第3条第1項では「通貨に対する信頼の維持」が任務とされています。これは、通貨を通じた取引の安全の確保という国民生活に直結する重要な責務です。通貨に対する信頼を維持することを目的として、通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止等、通貨制度（用語集参照）の適切な運用を行います。

（注）政策目標4-1の記述において、通貨とは、日本銀行券及び貨幣をいいます（通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律（昭和62年法律第42号）第2条第3項）。

日本銀行券は、独立行政法人国立印刷局（以下「国立印刷局」といいます。）が製造し、日本銀行が発行します（日本銀行法第46条第1項）。

また、貨幣は、独立行政法人造幣局（以下「造幣局」といいます。）が製造し、政府（財務省）が日本銀行に交付することにより発行します（通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律第4条第2項、第3項）。

上記の「政策目標」を達成するための「施策」

政4-1-1：通貨の円滑な供給

政4-1-2：偽造通貨対策の推進

政4-1-3：国家的な記念事業としての記念貨幣の発行

政4-1-4：貨幣回収準備資金（用語集参照）の保有する地金の適正な管理

政4-1-5：通貨に対する信頼の維持・向上のための広報活動

関連する内閣の基本方針

該当なし

施策 政4-1-1：通貨の円滑な供給

取組内容

A 通貨の円滑な供給を図る観点から、市中における通貨の流通状況等を勘案の上、日本銀行券の製造枚数を定める日本銀行券製造計画及び貨幣の製造・発行枚数を定める貨幣製造計画の策定等を適切に行います。

（注1）「日本銀行券の製造枚数」

財務省ウェブサイト

<https://www.mof.go.jp/policy/currency/bill/lot/index.html>

（注2）「貨幣の製造枚数」

財務省ウェブサイト

<https://www.mof.go.jp/policy/currency/coin/lot/index.html>

B 国民の通貨に対する信頼の維持を図るため、財務大臣を執行官として、貨幣の量目（重さ）が適正であることを公開の場で確認する製造貨幣大試験（用語集参照）を行います。

（注）「製造貨幣大試験」

財務省ウェブサイト

<https://www.mof.go.jp/policy/currency/coin/test/index.html>

定性的な測定指標	
	[主要] 政4-1-1-B-1：通貨を円滑に供給するための製造計画の策定等の適切な実行
	(令和6年度目標) 通貨を円滑に供給できるように製造計画の策定等を適切に行います。
	(目標の設定の根拠) 通貨が様々な経済取引において、国民から信頼され、安心して使われるためには、市中における通貨の流通状況等を適切に反映した製造計画の策定等を行い、通貨を円滑に供給する必要があるためです。
	政4-1-1-B-2：製造貨幣大試験の適切な実施
	(令和6年度目標) 製造貨幣大試験を実施し、貨幣の量目が適正であることを適切に確認します。
	(目標の設定の根拠) 貨幣の量目が適正であることを公開の場で適切に確認し、国民の通貨に対する信頼の維持を図るためです。
今回廃止した測定指標とその理由	
	該当なし
参考指標	○参考指標 1 「発行・製造計画の達成割合」 ○参考指標 2 「通貨の流通高」
施策	政4-1-2：偽造通貨対策の推進
取組内容	<p>通貨の偽造・変造は、国民の通貨に対する信頼を失わせ、経済社会に深刻な影響を及ぼすおそれがあることから、引き続き国立印刷局、造幣局、日本銀行、警察当局、税関当局等と連絡を密にし、偽造・変造を防止する環境整備に努めます。</p> <p>具体的には、</p> <p>A 通貨の偽造抵抗力を強化する観点から、新しい日本銀行券（一万円、五千円及び千円）を発行することとしており、このための準備を確実に進めます。</p> <p>(注) 新しい日本銀行券の発行開始日については、令和6年7月3日としています（令和5年12月12日報道発表）。</p> <p>B 国内外における最近の通貨偽造発生状況を踏まえ、国内外の関係機関との意見交換・情報収集に努めます。また、当該意見交換・情報収集が円滑かつ迅速に行える体制強化に努めるほか、関係業界団体等との連携強化も図ります。</p> <p>C 財務省だけでは対応できない高度な技術的問題については、国際的な取組も含め、実際に通貨を製造している国立印刷局及び造幣局とも情報交換しながら連携して取り組みます。</p> <p>D 財務省ウェブサイトへの掲載やポスターの発行等により、通貨偽造防止等に関する広報を行います。</p>

定性的な測定指標	
	[主要]政4-1-2-B-1：偽造通貨対策の適切な推進
	(令和6年度目標) 国内外の関係機関との連携強化を図るなど、通貨の偽造・変造の防止等通貨制度の適切な運用に万全を期します。
	(目標の設定の根拠) 通貨の偽造・変造は、国民の通貨に対する信頼を失わせ、経済社会に深刻な影響を及ぼすおそれがあり、これを防止する必要があるためです。
今回廃止した測定指標とその理由	
該当なし	
参考指標	○参考指標1「偽造通貨の発見枚数」

施策	政4-1-3：国家的な記念事業としての記念貨幣の発行
取組内容	<p>記念貨幣については、「通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律」第5条第2項において、「国家的な記念事業として閣議の決定を経て発行する」こととされています。</p> <p>「2025年日本国際博覧会記念貨幣」及び「国立公園制度100周年記念貨幣」のほか、今後新たに閣議の決定を経て発行することとなる記念貨幣がある場合は当該記念貨幣も含め、適切に発行することができるよう所要の準備を進めます。</p> <p>また、財務省ウェブサイトへの掲載、財務省公式SNSへの投稿及び関係機関との連携等により、記念貨幣に関する広報を行います。</p> <p>(注1)「2025年日本国際博覧会記念貨幣」は、2025(令和7)年の日本国際博覧会の開催までに、3回に分けて5種類程度発行することとしています。</p> <p>(注2)「国立公園制度100周年記念貨幣」は、令和6年から、国立公園法制定から100周年となる令和13年までの間、34の国立公園ごとの図柄により、千円銀貨幣を順次発行することとしています。</p>

定性的な測定指標	
	[主要]政4-1-3-B-1：記念貨幣の適切な発行
	(令和6年度目標) 記念貨幣について、関係機関と連携しつつ、適切に発行します。
	(目標の設定の根拠) 記念貨幣は、国家的な記念事業として閣議の決定を経て発行されるものであり、適切な発行により、通貨に対する信頼の維持を図るためです。
今回廃止した測定指標とその理由	
該当なし	
参考指標	○参考指標1「ウェブサイトへのアクセス数」 ○参考指標2「記念貨幣の発行貨種数及び発行枚数」

施策	政4-1-4：貨幣回収準備資金の保有する地金の適正な管理
-----------	------------------------------

取組内容	<p>磨損等により市中の流通に不相当となり政府が受け入れた貨幣を溶解した地金は、新たな貨幣を製造するために使用しています。ただし、資源の効率的管理の観点から、新たな貨幣の製造に使用しない地金がある場合には、「貨幣回収準備資金に関する法律」（平成14年法律第42号）第9条第2項の規定に基づき売却しています。</p> <p>必要な地金の在庫量や地金の需要動向を見極めつつ、地金の適正な管理に努めます。</p>
-------------	---

定量的な測定指標

[主要] 政4-1-4-A-1：地金の 売払い計画及び実績 (単位：t、%)	年度	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度 目標値
目標値		100.0	500.0	1,080.0	4,150.0	N.A. (注2)
実績値		250.3 (250.3)	494.0 (98.8)	1,088.2 (100.8)	N.A. (注3) (N.A.)	/

(注1) 目標値については、毎年度原則半期ごとに直近の状況を踏まえ見直しを行っています。

(注2) 令和6年度の目標値は、令和6年度上半期及び下半期に地金の売払い計画を策定することとしているため、令和7年度事前分析表に記載します。

(注3) 令和5年度の実績値は、令和5年度実績評価書に記載します。

(出所) 理財局国庫課通貨企画調整室調

(目標値の設定の根拠)

磨損等により市中の流通に不相当となり政府が受け入れた貨幣を溶解した地金は、新たな貨幣を製造するために使用しています。ただし、新たな貨幣の製造に使用しない地金がある場合には、地金の需要動向も見極めつつ売却しており、地金の適正な管理を行うため、指標を設定しています。近年においては、市中から受け入れる貨幣の増加傾向も踏まえ、目標値を設定しています。

今回廃止した測定指標とその理由

該当なし

参考指標

該当なし

施策 政4-1-5：通貨に対する信頼の維持・向上のための広報活動**取組内容**

通貨は生活上も経済上も国民にとって必要不可欠な存在であり、国民の通貨への関心の高まりは、通貨に対する信頼の維持に寄与するものです。報道発表の実施等による広報活動を含めた通貨に関する適切な情報提供や寄せられた質問に対する親切丁寧かつ速やかな回答により、国民の通貨への関心の向上に努めます。

定性的な測定指標**[主要]政4-1-5-B-1：通貨に関する適切な情報の発信と質問への対応****(令和6年度目標)**

通貨に関する適切な情報提供や寄せられた質問に対する親切丁寧かつ速やかな回答により、国民の通貨への関心の向上に努めます。

(目標の設定の根拠)

通貨は生活上も経済上も国民にとって必要不可欠な存在であり、国民の通貨に関する関心の高まりは、通貨に対する信頼の維持に寄与するためです。

今回廃止した測定指標とその理由

該当なし

参考指標 ○参考指標1 「通貨に関する質問、照会等の受付件数」					
政策目標に係る予算額	令和3年度	4年度	5年度	6年度当初	令和6年度行政事業レビュー番号
(項) 貨幣製造及信用秩序制度等企画立案費	17,996,750 千円	17,150,963 千円	17,392,413 千円	17,300,547 千円	
(事項) 貨幣の製造等に必要な経費	17,996,750 千円	17,150,963 千円	17,392,413 千円	17,300,547 千円	
内 通貨に関する調査・研究	2,783 千円	2,689 千円	2,608 千円	1,484 千円	(注2)
内 貨幣の製造に必要な経費	17,982,765 千円	17,137,607 千円	17,367,261 千円	17,272,299 千円	(注2)
(項) 貨幣回収準備資金へ繰入		253,604,452 千円	110,532,236 千円		
(事項) 貨幣回収準備資金へ繰入れに必要な経費		253,604,452 千円	110,532,236 千円		
合計	17,996,750 千円	270,755,415 千円	127,924,649 千円	17,300,547 千円	

(注1) 「政策目標に係る予算額」の表中には、政策目標4-1に係る予算額を記載しています。

(注2) 行政事業レビューの対象か否か及び対象となった場合の番号は、確定後に記載します。

担当部局名	理財局（国庫課通貨企画調整室）	政策評価実施予定時期	令和7年6月
-------	-----------------	------------	--------

○ 政策目標 4 - 2 : 金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理

政策目標の内容及び
目標設定の考え方

金融仲介機能を発揮するための基盤となる金融システムの安定を確保するため、信用不安の連鎖が金融機関に波及し、社会不安を招かないようにする一方、金融機関の安易な救済によって国民負担が生じないようにバランスを取ることが重要であると考えます。このような考えの下、金融庁等と連携して、金融破綻処理制度及び金融危機管理に関する企画・立案、それに伴う関連法令の制定・改廃を行うとともに、金融システムの安定性を支える預金保険機構等の監督を行います。仮に金融システムの安定に支障が生じるおそれがある場合には、金融庁等と緊密に連携して、金融システムの安定のための諸措置を実施します。

また、新型コロナウイルス感染症、物価高騰等により影響を受けた事業者への支援も盛り込んだ地域経済活性化支援や東日本大震災への対応も含め、株式会社地域経済活性化支援機構及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構の適切な監督を通じて、地域の信用秩序の基盤強化等を図ります。

上記の「政策目標」を達成するための「施策」

政4-2-1：金融システムの安定のために必要な制度の整備

政4-2-2：預金保険機構等の適切な監督、金融システムの安定のための諸措置の実施

関連する内閣の基本方針

- 「デフレ完全脱却のための総合経済対策」 (令和 5 年 11 月 2 日閣議決定)
- 「成長戦略等のフォローアップ」 (令和 5 年 6 月 16 日閣議決定)
- 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」 (令和 5 年 6 月 16 日閣議決定)

施策 政4-2-1：金融システムの安定のために必要な制度の整備

取組内容

金融仲介機能を発揮するための基盤となる金融システムの安定を確保するため、金融庁等と連携して金融破綻処理制度及び金融危機管理の企画・立案に必要な情報収集等を行い、必要な制度整備を行います。

また、金融システムのセーフティネットとしての預金保険機構等における政府保証枠（用語集参照）については、金融機関の経営状況や市場の動向も踏まえつつ、金融システムの安定のために十分な水準となるよう努めます。

定性的な測定指標

[主要] 政4-2-1-B-1：金融システムの安定のために必要な制度の整備

(令和 6 年度目標)

金融庁等と連携して金融破綻処理制度及び金融危機管理の企画・立案に関する情報収集等を行い、必要な制度整備を行います。預金保険機構等における政府保証枠について、金融機関の経営状況や市場の動向も踏まえつつ、金融システムの安定のために十分な水準となるようにします。

(目標の設定の根拠)

金融システムの安定を確保するためです。

今回廃止した測定指標とその理由

該当なし	
参考指標	<p>○参考指標 1 「預金保険機構等に対する政府保証枠」</p> <p>○参考指標 2 「国内金融機関の自己資本比率」 【再掲（総4-1：参考指標 1）】</p> <p>○参考指標 3 「国内金融機関の不良債権比率・残高」 【再掲（総4-1：参考指標 2）】</p>

施策	政4-2-2：預金保険機構等の適切な監督、金融システムの安定のための諸措置の実施
取組内容	<p>金融システムの安定性を支える預金保険機構等について、適切な業務運営がなされるよう、予算・資金計画の策定や借入残高の管理等について、金融庁等と連携して監督します。</p> <p>仮に金融システムの安定に支障が生じるおそれがある場合には、金融庁等と連携して、金融システムの安定を確保するための諸措置を実施します。</p> <p>預金保険機構については、既に供与した公的資金の回収が適切に行われるよう、金融庁と連携して監督するとともに、健全な財政の確保の観点も踏まえながら、金融機関による金融仲介機能が十分に発揮されるよう、国の資本参加についての判断を適切に行います。</p> <p>加えて、株式会社地域経済活性化支援機構については、新型コロナウイルス感染症、物価高騰等により影響を受けた事業者への支援を含め、地域経済の活性化を図り、これにより地域の信用秩序の基盤強化を図る観点から、内閣府と連携して適切に監督します。</p> <p>また、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構については、東日本大震災に見舞われた地域における経済活動の維持等を図る観点から、復興庁と連携して適切に監督します。</p> <p>(参考) 大臣官房信用機構課所管法人</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 預金保険機構（預金保険法） (2) 農水産業協同組合貯金保険機構（農水産業協同組合貯金保険法） (3) 生命保険契約者保護機構、損害保険契約者保護機構（保険業法） (4) 日本投資者保護基金（金融商品取引法） (5) 銀行等保有株式取得機構（銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律） (6) 株式会社地域経済活性化支援機構（株式会社地域経済活性化支援機構法） (7) 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構（株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法）

定性的な測定指標

[主要] 政4-2-2-B-1：預金保険機構等の適切な監督

(令和6年度目標)

金融システムの安定性を支える預金保険機構等について、適切な業務運営がなされるよう、予算・資金計画の策定や借入残高の管理等について、金融庁等と連携して監督します。

(目標の設定の根拠)

適切な監督を通じて預金者等の保護を図り、金融システムの安定を確保するためです。

[主要] 政4-2-2-B-2：株式会社地域経済活性化支援機構の適切な監督

(令和6年度目標)

株式会社地域経済活性化支援機構について、地域金融機関等との連携により設立したファンドの活用等を通じ、地域経済の活性化に資する事業活動の支援が行われるよう、内閣府と連携して監督します。

(目標の設定の根拠)
地域における総合的な経済力の向上を通じて地域経済の活性化を図り、これにより地域の信用秩序の基盤強化を図るためです。
[主要] 政4-2-2-B-3: 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構の適切な監督
(令和6年度目標)
株式会社東日本大震災事業者再生支援機構について、過大な債務を抱える事業者の再生支援が行われるよう、復興庁と連携して監督します。
(目標の設定の根拠)
東日本大震災に見舞われた地域における経済活動の維持等を図るためです。

今回廃止した測定指標とその理由

該当なし

参考指標	○参考指標1 「預金保険機構の資金援助の件数及び額の推移」
	○参考指標2 「預金保険機構等の借入等残高」
	○参考指標3 「預金保険機構の資本増強額の状況」
	○参考指標4 「生命保険契約者保護機構の資金援助の件数及び額の推移」
	○参考指標5 「銀行等保有株式取得機構の株式等買取額の推移」
	○参考指標6 「株式会社地域経済活性化支援機構の支援決定件数等の推移」

政策目標に係る予算額	令和3年度	4年度	5年度	6年度当初	令和6年度行政事業レビュー番号
(項) 貨幣製造及信用秩序制度等企画立案費	10,489千円	9,524千円	9,679千円	11,074千円	(注2)
(事項) 金融破綻処理制度等の企画及び立案に必要な経費	10,489千円	9,524千円	9,679千円	11,074千円	

(注1) 「政策目標に係る予算額」の表中には、政策目標4-2に係る予算額を記載しています。

(注2) 行政事業レビューの対象か否か及び対象となった場合の番号は、確定後に記載します。

担当部局名	大臣官房信用機構課	政策評価実施予定時期	令和7年6月
-------	-----------	------------	--------

○ 政策目標 5 - 1 : 内外経済情勢等を踏まえた適切な関税率の設定・関税制度の改善等

政策目標の内容及び
目標設定の考え方

関税率の設定・関税制度の改善等に際しては、関税の機能の一つとしての国内産業保護機能に留意しつつ、国際的な経済・貿易の発展への貢献、国内産業の実情、需要者・消費者への影響等を総合的に勘案し、他の政策手段とあいまって、国民経済の健全な発展、更には世界経済の健全な発展につながるものとする必要があります。

上記の「政策目標」を達成するための「施策」

政5-1-1：生産者・消費者・利用者等の現状、政策評価の結果等を踏まえた適切な関税改正の実施

政5-1-2：特殊関税制度の適正な運用

関連する内閣の基本方針

○「令和 6 年度税制改正の大綱」（令和 5 年12月22日閣議決定）

施策 政5-1-1：生産者・消費者・利用者等の現状、政策評価の結果等を踏まえた適切な関税改正の実施

取組内容

関税率の設定・関税制度の改善に当たっては、最近における内外の経済情勢、貿易動向、国民のニーズ等を踏まえ、公平・中立・簡素という観点に留意しつつ法令改正（関税改正）を行っており、引き続きこの基本的な考え方に基づいて 関税改正の検討を行っていきます。

各年度における見直しに当たっては、生産者・消費者・利用者等の現状や諸外国の関税制度等も踏まえて検討を行っています。また、関係省庁から提出される関税改正要望等について、その政策目標・効果等を踏まえて検討を行うなど、関税改正における政策評価の活用を図っています。

さらに、学識経験者、消費者の代表者等からなる関税・外国為替等審議会関税分科会での調査、審議を踏まえて関税改正を行っており、令和 6 年度においても、こうした取組を着実に実施します。

定性的な測定指標

〔主要〕 政5-1-1-B-1：適切な関税改正の実施

（令和 6 年度目標）

適切な関税率の設定・関税制度の改善を行う。

（目標の設定の根拠）

関税率の設定・関税制度の改善等に際しては、関税の国内産業保護機能に留意しつつ、国際的な経済・貿易の発展への貢献、国内産業の実情、需要者・消費者への影響、貿易実績等を総合的に勘案し、国民経済、更には世界経済の健全な発展につながるものとする必要があるため、これらを踏まえ、適切な関税改正を行うことを目標として設定しました。

今回廃止した測定指標とその理由

該当なし

参考指標

該当なし

施策	政5-1-2：特殊関税制度の適正な運用
取組内容	<p>不当廉売関税（用語集参照）などの特殊関税制度については、不公正な貿易取引、輸入急増による国内産業への損害に対する対応などの役割を通じて、自由貿易体制の秩序維持・強化に資することが期待されていますが、反面、制度の濫用や恣意的な運用を避けなければならないことから、特殊関税の調査や賦課決定等の制度の運用に当たっては、WTO（用語集参照）協定及び国内関係法令に則り、透明かつ公平・適正な運用に努めていきます。なお、特殊関税制度の運用に当たっては、関税・外国為替等審議会に諮ることとしています。</p> <p>引き続き、これらの取組を着実に実施します。</p> <p>（注）特殊関税制度とは、WTO協定等で認められたルールとして、不公正な貿易取引や輸入の急増など特別の事情がある場合に、通常課されている関税に割増関税を追加的に賦課する制度の総称であり、報復関税（用語集参照）、相殺関税（用語集参照）、不当廉売関税（用語集参照）及び緊急関税（用語集参照）が含まれます。</p>
定性的な測定指標	
	<p>[主要] 政5-1-2-B-1：特殊関税制度の適正な運用</p> <p>（令和6年度目標） 特殊関税制度の適正な運用を行う。</p> <p>（目標の設定の根拠） グローバル化の進展による貿易の拡大に伴って特殊関税制度の重要性が増している中、その運用に際して、WTO協定及び国内関係法令に則って制度の濫用や恣意的な運用を避けつつ、調査や賦課決定等を適正に行う必要があることから、特殊関税制度の適正な運用を目標として設定しました。</p>
今回廃止した測定指標とその理由	
該当なし	
参考指標	<p>○参考指標1 「課税の求めから2か月以内に調査を開始した件数」</p> <p>○参考指標2 「調査開始から12か月以内及び18か月以内に最終決定した件数」</p>

政策目標に係る予算額	令和3年度	4年度	5年度	6年度当初	令和6年度行政事業レビュー番号
(項) 関税制度等企画立案費	130,944千円	141,631千円	121,823千円	121,297千円	
(事項) 関税制度等の企画及び立案に必要な経費	130,944千円 (注2)	141,631千円 (注2)	121,823千円 (注2)	121,297千円 (注2)	

(注1) 「政策目標に係る予算額」の表中には、政策目標5-1に係る予算額を記載しています。

(注2) 令和3年度の一部及び令和4年度以降の政府情報システム関連予算の予算額は、デジタル庁所管(組織)デジタル庁に「(項) 情報通信技術調達等適正・効率化推進費」にて一括計上されています。

担当部局名	関税局関税課	政策評価実施予定時期	令和7年6月
--------------	--------	-------------------	--------

○ 政策目標5-2：多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進並びに税関分野における国際的な貿易円滑化の推進

政策目標の内容及び
目標設定の考え方

自由貿易は世界経済成長の源泉であり、力強い経済成長を実現するためには、自由貿易体制を強化し、諸外国の活力を我が国の成長に取り込む必要があります。この点につき、「経済財政運営と改革の基本方針2023」（令和5年6月16日閣議決定）等では、世界の成長と繁栄の基盤となる、自由で公正な経済圏の拡大やルールに基づく多角的貿易体制の維持・強化に取り組むとともに、引き続き、EPA（経済連携協定：用語集参照）の締結に関する取組を積極的に行うことが求められています。

財務省としては、関係省庁と連携しつつ、WTO（世界貿易機関：用語集参照）を中心とする多角的自由貿易体制の維持・強化に引き続き取り組むとともに、アジア・太平洋地域、東アジア地域、欧州などとの経済連携を推進していきます。

また、税関手続の国際的調和・簡素化等を通じた国際貿易の一層の円滑化の推進は、日本を含む各国の貿易拡大・経済成長に貢献し、日系企業の海外展開の側面支援につながります。こうした観点から、各国における貿易手続の改善を通じたビジネス環境の改善に積極的に関与していきます。具体的には、WCO（世界税関機構：用語集参照）等の国際機関、APEC（アジア太平洋経済協力：用語集参照）等の地域協力の枠組み、EPA及び外国税関当局との協力の枠組みにおいて、税関手続の国際的調和・簡素化や税関分野における安全・安心の確保に向けた取組がなされており、これらの取組にも積極的に貢献していきます。

上記の「政策目標」を達成するための「施策」

政5-2-1：多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進

政5-2-2：税関分野における国際的な貿易円滑化の推進

関連する内閣の基本方針

- 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」「成長戦略等のフォローアップ」（令和5年6月16日閣議決定）
- 「経済財政運営と改革の基本方針2023」（令和5年6月16日閣議決定）
- 「総合的なTPP等関連政策大綱」（令和2年12月8日TPP等総合対策本部決定）

施策 政5-2-1：多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進

取組内容

財務省としては、引き続き、関係省庁と連携しつつ、以下の取組を進めていきます。

A WTOにおける取組

WTOは世界の多角的自由貿易体制の要です。一部の国で見られる保護主義的な動きに対応すると同時に、我が国の国内産業への適切な配慮を行うため、従来から我が国は、他国のWTO協定違反行為に対する紛争解決手続への付議、セーフガード措置等の活用、貿易政策検討会合での議論等、様々なWTOの政策手段を通じた多角的自由貿易体制の維持・強化への取組を進めてきました。

ドーハ・ラウンド交渉（用語集参照）の一分野である貿易円滑化交渉の成果として平成29

年2月に発効した、WTO貿易円滑化協定(用語集参照)について、財務省としては、受諾した各国において協定が適切に実施されるよう、各国・関係する国際機関等と連携して取り組むとともに、引き続き未受諾国の受諾に向けた取組を促していきます。

また、近年のWTOが、保護主義や不公正な貿易慣行、及び、技術革新等がもたらす新たな課題に十分に対応できていないことを踏まえ、WTO改革に向けた取組が行われています。令和4年6月に開催されたWTO第12回閣僚会議では、パンデミックへの対応や漁業補助金協定に加え、WTO改革等に係る成果文書が合意されました。その後、令和6年2月に開催されたWTO第13回閣僚会議においては、上級委員会を含む紛争解決手続の改革や、ポストコロナで重要性が増す電子商取引の貿易関連の側面に関する国際的なルール作り等について加盟国間で議論されたところです。

財務省としては、これらの議題について、主に関税制度・通関制度を所管する立場から、引き続き関係省庁と連携しつつ、多角的自由貿易体制の維持・強化に向けた議論に積極的に参画・貢献してまいります。

B 経済連携の推進に係る取組

我が国では、令和5年12月末現在、24か国・地域との間で21の経済連携協定(EPA)等が署名又は発効済みです。

TPP(環太平洋パートナーシップ:用語集参照)については、平成29年1月に米国が離脱を宣言した後、我が国が交渉を主導し、平成30年3月に11か国で署名が行われ、平成30年12月30日に環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定(CPTPP)として発効しました。同月、6か国(メキシコ、日本、シンガポール、ニュージーランド、カナダ、オーストラリア)について発効し、その後令和5年7月までに他の全ての原署名国(ベトナム、ペルー、マレーシア、チリ、ブルネイ)について発効しました。また、令和4年2月の加入要請に始まった英国加入プロセスについても、同年9月末から、我が国が議長を務める加入作業部会を開催し、令和5年7月には加入議定書が署名されました。以降、同議定書の発効に向けて各国が国内手続を進めていくことになり、我が国においては同年12月に同議定書が国会承認されました。CPTPPは、市場アクセスの面でも、ルールの面でも高いレベルの内容となっており、アジア太平洋地域に自由で公平な21世紀型のルールを作っていく上で、大きな一歩を踏み出しました。我が国としては、今後も高いレベルを維持しながらの拡大に向けた議論を主導していくこととしています。

また、RCEP(地域的な包括的経済連携:用語集参照)協定は、平成24年11月のRCEP交渉立上げ宣言以来約8年間にわたる交渉を経て、令和2年11月に署名に至り、令和4年1月に発効しました。RCEP協定は、世界のGDP、貿易総額及び人口の約3割、我が国の貿易総額のうち約5割を占める地域の経済連携協定です。本協定により、我が国と世界の成長センターであるこの地域とのつながりがこれまで以上に強固になり、これを通じて我が国の経済成長に寄与することが期待されます。我が国としては、今後もRCEP協定の円滑な運用及び履行の確保に取り組むこととしています。

財務省としては、引き続き、主に関税制度・通関制度を所管する立場から、EPAの交渉等に貢献するとともに、必要な関係法令の整備等を進めることとし、EPA等の着実な実施や円滑な運用及び履行の確保に取り組むことで、アジア・太平洋地域、東アジア地域、欧州などとの経済連携を推進してまいります。

(参考) EPA交渉の状況(令和6年1月現在)

<https://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/torikumi.htm>

定性的な測定指標

[主要] 政5-2-1-B-1：多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進

(令和6年度目標)

WTOやEPA交渉等における我が国の国益実現のため、財務省所管物品等の関税交渉や、関税関係法令をはじめ財務省が所管する制度等を通じた交渉への貢献を行います。

(目標の設定の根拠)

主に関税制度・通関制度を所管する立場から、多角的自由貿易体制の維持・強化への取組に貢献するとともに、EPA交渉及び必要な関係法令の整備等を着実に進めるため、目標として設定しました。

今回廃止した測定指標とその理由

該当なし

参考指標

○参考指標「FTA/EPA交渉会合開催数、交渉妥結数、署名数及び発効数」(FTA：用語集参照)

施策 政5-2-2：税関分野における国際的な貿易円滑化の推進

取組内容

税関手続の国際的調和・簡素化等を通じた国際貿易の円滑化の推進は、日本を含む各国の貿易拡大・経済成長に貢献するものであり、ひいては日系企業の海外展開の側面支援にもつながるものです。平成29年2月に発効したWTO貿易円滑化協定の途上国における円滑な実施を実現する観点も踏まえ、この施策を重点施策として進めていきます。

A 途上国の税関行政近代化への取組

貿易の健全な発展と安全な社会を実現するためには、貿易相手国を含む国際社会の協力・協調が不可欠です。このため、財務省としては、開発途上国における税関行政の近代化及び執行能力の強化を図るべく、関税技術協力を行っています。実施にあたっては、「『自由で開かれたインド太平洋』(FOIP)のための新たなプラン」(令和5年3月)も踏まえ、地理的・経済的な関係性が深いASEAN諸国を最重要地域と位置付けながら、インド太平洋地域やアフリカ地域等に対する協力を実施しています。具体的には、日本に途上国税関の職員を招へいする受入研修、日本の税関職員を専門家として途上国に派遣する専門家派遣等によって知的支援を実施するとともに、特にWCOに対しては技術協力に特化した資金的貢献も行っています。なお、受入研修等については、新型コロナウイルス感染症の影響により主にオンライン方式で開催していましたが、すでに対面形式での交流・セミナー等を再開しました。一方で、その開催目的・テーマ、人数などを考慮して、オンライン方式による開催が適切な場合もあると考えられ、双方のメリットを比較考量しながら開催方式を決定・実施してまいります。

また、税関を取りまく環境変化を踏まえつつ、人員・予算が限られる中、より効果的・効率的な関税技術協力を戦略的に実施するために中期的戦略を設けており、その中で、各国の税関に共通する①安全・安心な社会の実現、②貿易円滑化の推進、③適正かつ公平な関税等の徴収の3つの使命に基づいた施策を、開発途上国自身が自立的に国際標準に則った形で導入・実施できるよう、支援を行うことを関税技術協力の目的としております。例えば、①については、越境電子商取引(越境EC)の拡大により輸入貨物が急増していることを踏ま

え、各国が効果・効率的に水際取締りが行えるよう技術協力を実施するなど、引き続き支援してまいります。②については、日系企業の海外展開の側面支援の観点から、広域EPA等によって複雑化する原産地規則、通関を迅速化しながらも適正公平な徴税を確保する輸入事後調査（用語集参照）、及び税関管理の一層の効率化を図るリスクマネジメント等に係る支援を引き続き実施します。さらに、③については、アフリカや太平洋島嶼国における貿易円滑化のための税関実務に加え、適切な徴税能力構築支援を行うため、指導的な教官を育成する「マスタートレーナープログラム」をWCO及び国際協力機構（JICA）と連携し、引き続き実施します。開発途上国の多くは、近年のWTO貿易円滑化協定発効や重層的なEPAの導入によって複雑化・高度化する規定の実施に課題を抱えており、技術支援の世界的なニーズが増々高まっているところです。これを踏まえ我が国は、途上国の状況やニーズを適切に汲みつつ、税関行政近代化に向けた支援に引き続き取り組んでいきます。

B WCOにおける取組

WCOでは、「改正京都規約（税関手続の簡易化及び調和に関する国際規約：用語集参照）」やWTO貿易円滑化協定をはじめとする、税関分野における国際的な貿易円滑化のための国際標準の策定・実施について、民間の声も踏まえつつ、加入国・地域間で検討を行っており、また、途上国に対しては、これらの実施のための技術協力を行っています。

C 地域協力の枠組みにおける取組

我が国とアジア太平洋地域との間の地域協力の枠組みであるAPECでは、貿易及び人の移動の円滑化や水際取締りの強化に向けた取組を通じ、貿易円滑化及び地域経済統合等の実現に向けて積極的に貢献してまいります。さらに、我が国を含むアジア地域と欧州との間の地域協力の枠組みであるASEM（アジア欧州会合：用語集参照）では、アジア地域・欧州間の税関協力等に向けた取組を通じ、ASEM域内における貿易円滑化の実現に向けて引き続き貢献してまいります。

D EPA等における取組

我が国が締結したEPAにおいては、貿易円滑化を推進する観点から、税関手続の透明性の向上や迅速化・簡素化、税関当局間の協力等に関する規定が盛り込まれています。今後のEPA交渉においても、税関手続や貿易円滑化に関する規定について、既に発効しているWTOの貿易円滑化協定の内容を上回る規定を目指すことなどにより、我が国企業の経済活動を後押ししてまいります。また、IPEF（インド太平洋経済枠組み：用語集参照）においては、その第一の柱である「貿易」の中で、貿易円滑化が主要な議題の一つとなっており、令和4年9月から交渉が継続しています。財務省としても、貿易円滑化の推進につながるよう、引き続き積極的に議論に参加してまいります。

E 税関当局間の情報交換等に関する取組

国際物流の拡大に伴い、不正薬物、銃砲及び知的財産侵害物品等の密輸が後を絶たない状況です。こうした不正薬物等の水際における取締りをより効率的に推進するための情報交換等の相互支援や、貿易円滑化の取組を含む協力関係の強化を他国の税関当局との間で実施することを定めた政府間協定（税関相互支援協定：用語集参照）等の枠組みを、米国や、EU及びその加盟国、韓国、豪州等アジア・大洋州地域の主要国等と構築しています。さらに、これまで署名・発効している多くのEPAには、税関相互支援協定と同様、水際取締りのための情報交換の規定を盛り込んでいます。我が国は、こうした情報交換等に関する枠組みを41か国（地域）と構築しています。税関相互支援協定等は、機密性の高い情報を交換するた

めの枠組みであり、交渉にあたっては各相手国における情報管理体制を確認することも不可欠です。今後も情報交換ネットワークの充実等に向け、これまで構築に向けた取組が必ずしも十分ではなかった地域や分野も含め、各国との情報交換の枠組みの活用・構築を積極的に進めていきます。

また、令和 6 年 1 月から R I L O ・ A P (W C O アジア・大洋州地域情報連絡事務所：用語集参照) のホストを日本が務めています。アジア・大洋州地域内における安全・安心な社会の確保、適切な関税の徴収、関税法違反に対する効率的な取締の実施に貢献するため、R I L O ・ A P と連携し、密輸関連情報の収集、分析、評価及び発信を促進していきます。

定性的な測定指標

[主要] 政5-2-2-B-1：税関分野における国際的な貿易円滑化の推進

(令和 6 年度目標)

税関分野における技術協力、W C O をはじめとする国際機関等での取組、E P A における税関協力や税関相互支援協定の締結等の取組を通じた貿易円滑化の推進への貢献を行います。

(目標の設定の根拠)

税関手続の国際的調和・簡素化等を通じた国際貿易の一層の円滑化の推進は、日本を含む各国の貿易拡大・経済成長に貢献し、日系企業の海外展開の側面支援につながるものであるため、指標として設定しました。

今回廃止した測定指標とその理由

該当なし

参考指標

- 参考指標 1 「研修・セミナーの実施状況（関税技術協力）」
- 参考指標 2 「改正京都規約に係る締約国数」
- 参考指標 3 「税関相互支援等の枠組みを構築した国・地域数」

政策目標に係る予算額	令和 3 年度	4 年度	5 年度	6 年度当初	令和 6 年度行政事業レビュー番号
(項) 関税制度等企画立案費	40,298千円	33,213千円	160,863千円	198,695千円	
(事項) 経済連携等の推進に必要な経費	40,298千円	33,213千円	160,863千円	198,695千円	
内 世界税関機構(WCO)アジア・大洋州地域情報連絡事務所(RILO・AP)に係る拠出	—	—	120,706千円	158,785千円	(注 2)

(注 1) 「政策目標に係る予算額」の表中には、政策目標 5 - 2 に係る予算額を記載しています。

(注 2) 行政事業レビューの対象か否か及び対象となった場合の番号は、確定後に記載します。

担当部局名	関税局（参事官室（国際交渉担当）、参事官室（国際協力担当）、経済連携室、調査課）	政策評価実施予定時期	令和 7 年 6 月
--------------	--	-------------------	------------

○ 政策目標 5-3 : 関税等の適正な賦課及び徴収、社会悪物品等の密輸阻止並びに税関手続における利用者利便の向上

**政策目標の内容及び
目標設定の考え方**

経済のグローバル化、ネットワーク化が急速に進む中で、貿易の秩序維持と健全な発展を目指すに当たっては、変化する時代の要請に主体的かつ積極的に応えていくことが重要です。

「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」においては、サプライチェーンの効率化・強靱化の観点から、我が国の貿易手続の電子化が要請されています。また、「明日の日本を支える観光ビジョン」では、訪日外国人旅行者数を2030年に6,000万人に増加させることを目指すとされています。

一方、「「世界一安全な日本」創造戦略2022」や「知的財産推進計画2023」に示されているように、不正薬物、銃器といった社会悪物品をはじめ、テロ関連物資、知的財産侵害物品（用語集参照）等の社会の安全・安心を脅かす物品等の密輸出入に対して、より一層厳格な水際での取締りが要請されています。

これらの要請に応えるために、税関手続の改善、リスク管理手法の高度化等により、貿易円滑化の推進と水際取締りの強化をより高いレベルで両立させることを目標として、税関行政の運営に取り組んでいきます。

上記の「政策目標」を達成するための「施策」

政5-3-1 : 関税等の適正な賦課及び徴収

政5-3-2 : 社会悪物品等の密輸阻止

政5-3-3 : 税関手続における利用者利便の向上

政5-3-4 : 税関手続システムの機能拡充及び利用者利便の向上

政5-3-5 : 税関行政に関する情報提供の充実

関連する内閣の基本方針

- 「「世界一安全な日本」創造戦略2022」（令和4年12月20日閣議決定）
- 「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成28年3月30日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定）
- 「知的財産推進計画2023」（令和5年6月9日知的財産戦略本部決定）
- 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」（令和5年6月16日閣議決定）
- 「経済財政運営と改革の基本方針2023」（令和5年6月16日閣議決定）
- 「令和6年度税制改正の大綱」（令和5年12月22日閣議決定）

施策 政5-3-1：関税等の適正な賦課及び徴収

取組内容

A 輸入（納税）申告の適正性の確保等

関税等の適正な賦課及び徴収を確保するために、税関では、引き続き納税環境の整備を進めるほか、輸入（納税）申告された貨物について、その申告内容（品目分類、課税価格及び原産地等）の適正性を審査・確認し、必要に応じ、貨物の検査や分析を実施します。また、輸入許可後において関係帳簿書類を調査すること等により、輸入貨物に係る輸入（納税）申告が適正に行われていたかを確認する輸入事後調査（用語集参照）に重点的に取り組んでいきます。なお、税関が保有するビッグデータ（輸出入申告等）を解析し、輸入事後調査の立入先選定業務支援や輸入申告に対する検査選定支援として引き続き活用していきます。

また、適正な輸入（納税）申告等が行われるためには、通関業者・通関士の適正な業務遂行が必要であることから、通関業者・通関士に対する指導・監督を適切に実施します。

さらに、保税地域（用語集参照）の巡回や保税地域に出し入れされる貨物の取締り及び検査を実施する等、保税地域における外国貨物の適正な管理を行うことにより、貿易秩序を維持するとともに適正な輸入（納税）申告の確保を図ります。

B 事前教示の充実

税関においては、輸入を予定している貨物の品目分類、課税価格、原産地及び減免税について、事前に照会を受け付け、回答を行う事前教示制度（用語集参照）を設けています。本制度の活用によって、税関にとっては、適正な輸入（納税）申告が確保でき、また、輸入者にとっては、事前に関税率等を知ることにより、予見可能性が高まり、円滑な輸入手続を行うことが出来ます。

このような事前教示制度の利用を促進するため、関係者向けの説明会や税関の窓口等において周知し、そのメリットを丁寧に説明します。また、事前教示制度の運用に当たっては、進捗管理を実施し、迅速かつ適正な事務処理を遂行します。

定量的な測定指標

政5-3-1-A-1：事前教示制度の運用状況 (一定期間内で回答した割合等) (単位：%、日)	年度		令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度目標値
	文書による回答 (%)	目標値	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9
実績値		99.2	99.5	99.5	N.A.		
平均処理日数 (日)	目標値	14.0	14.0	14.0	短縮又は前年度並み	短縮又は前年度並み	
	実績値	12.9	15.5	16.2	N.A.		
口頭による回答 (%)	目標値	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9
	実績値	99.9	99.9	99.9	N.A.		

(注1) 令和5年度実績は、令和6年6月末までにデータが確定するため、令和5年度実績評価書に掲載予定です。
 (注2) 各回答割合は、品目分類に係る事前教示回答件数のうち、受付から回答までの所要日数が一定期間（文書による回答については30日（回答するために必要な資料等の提供が遅れるなど税関が関与できない要因により30日以内に回答できない場合を除く。）、口頭による回答については即日（回答又は質問のための税関からの電話等に照会者が応答しないなど税関が関与できない要因により即日に回答できない場合を除く。）以内であったものの割合です。平均処理日数は、文書による回答についての処理日数の平均です。
 (出所) 関税局業務課調

	<p>(目標値の設定の根拠)</p> <p>輸入者等が、輸入を予定している貨物に係る関税率表適用上の所属区分等について、輸入前に税関に対して照会を行い、税関からその回答を受けることができる制度（事前教示制度）があります。</p> <p>輸入者等による事前教示制度の利用を更に促進し、税関における運用を引き続き高いレベルで維持するべく、高い目標値を設定しました。</p>
<p>定性的な測定指標</p>	
<p>[主要] 政5-3-1-B-1：輸入（納税）申告の適正性の確保</p>	
<p>(令和6年度目標)</p> <p>関税等の適正な賦課及び徴収のため、輸入（納税）申告の適正性を確保します。</p>	
<p>(目標の設定の根拠)</p> <p>関税等の適正な賦課及び徴収のためには、申告時や輸入許可後の申告内容の適正性の確認、通関業者・通関士等に対する指導・監督、保税制度の適切な運用等によって、輸入（納税）申告の適正性を確保することが重要であることから、これを目標として設定しました。</p>	
<p>今回廃止した測定指標とその理由</p>	
<p>該当なし</p>	
<p>参考指標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○参考指標1「関税等徴収額（国税全体に対する割合を併記）」 ○参考指標2「審査・検査における非違発見件数」 ○参考指標3「輸入事後調査実績」 ○参考指標4「通関業者の業務の運営状況（通関業の許可件数及び総数、通関業者通関士の処分件数）」 ○参考指標5「保税業務検査等における非違発見件数及び処分件数」
<p>施策 政5-3-2：社会悪物品等の密輸阻止</p>	
<p>取組内容</p>	<p>A 有効な取締体制の整備</p> <p>税関では、覚醒剤・麻薬等の不正薬物や銃器をはじめ、テロ関連物資、知的財産侵害物品等について、国際貿易における秩序維持を図るため、関係機関と連携し、水際取締りを行っています。また、2025年には大阪・関西万博の開催が予定されています。こうした国際的な大規模イベントは世界的に大きな注目を集め、テロの格好の攻撃対象となり得るため、税関ではテロ関連物資の水際取締りの強化に取り組んでいます。</p> <p>不正薬物・テロ関連物資等の水際取締りに当たっては、積荷や旅客の情報をできるだけ早く電子的に入手し、リスクの高い取締対象を効率的に絞り込み、重点的に検査を行うことが効果的かつ効率的です。出港前報告情報（用語集参照）及び乗客予約記録（PNR）（用語集参照）といった事前情報を一層迅速かつ適切に入手・活用し、より充実した貨物及び旅客のスクリーニングを行っています。特に乗客予約記録（PNR）については、大宗を占める航空会社から電子的に取得し、分析・活用しているところ、関係機関との情報連携の推進等、情報収集を一層進め、更なる情報分析・活用の高度化を推進します。また、手荷物等を開封せずに隠匿物の有無等を的確かつ迅速に確認することができるX線検査装置をはじめとする各種取締・検査機器の活用による厳格な水際取締りを実施します。</p> <p>知的財産侵害物品の水際取締りについては、令和4年10月に改正商標法・意匠法・関税法が施行され、海外の事業者が郵送等により国内に持ち込む模倣品（商標権又は意匠権を侵害する</p>

もの)は、個人使用目的で輸入されるものであっても、税関の水際取締りの対象となりました。この制度改正を踏まえて、越境電子商取引の進展に伴って増加する知的財産侵害物品の流入に対応するため、関係機関との連携や国際的な協力等を行いつつ、水際取締りを着実に実施してまいります。

金密輸の水際取締りについては、平成29年11月に策定した「『ストップ金密輸』緊急対策」に基づき、金密輸の取締りを着実に実施してまいります。具体的には、取締・検査機器の活用等による水際取締りの強化、大幅に強化された罰則に基づく厳正な処分、国内流通における透明性やコンプライアンスの確保など、隠匿手口が巧妙な事案が散見されることや金の価格が高止まりしている状況も踏まえ、引き続き、厳格に対応してまいります。

さらに、テロ関連物資等の不正輸出を阻止するため、輸出許可後に関係帳簿書類を調査すること等により、輸出手続が適正に行われていたかを確認する輸出事後調査(用語集参照)についても実施し、国際犯罪組織の摘発及びテロの未然防止を図ります。また、マネー・ローンダリング(資金洗浄)及びテロ資金供与対策の一つとして、保安検査業務と連携した取締り等によるキャッシュ・クーリエ(現金等の携帯輸出入)対策に引き続き取り組みます。さらに、ロシアによるウクライナ侵略を受け、ロシアに対するWTO協定税率の適用の撤回に関し、輸入貨物に対する適正な関税率の適用のための原産地の確認を行うとともに、ロシア等に対する外国為替及び外国貿易法による輸出入禁止措置に関し、輸出入貨物に対する厳格な審査等を実施し、当該措置の実効性の確保に努めます。

加えて、経済安全保障への対応として、軍事転用のおそれのある製品や技術等の流出につながる不正輸出の防止を念頭に、体制強化、インテリジェンス能力強化、規制対象物品の輸出実績の把握と適正な輸出通関の徹底、民間事業者との連携等の取組を推進してまいります。

B 関係機関との連携と情報の収集

不正薬物・金・テロ関連物資等の密輸を水際で阻止するためには、国内外の関係機関と連携強化を図るとともに、民間団体からも密輸関連情報を収集し、それらの情報を有効に活用する必要があります。

このため、合同取締りや犯則事件の共同調査・捜査を通じて、関係機関との連携を強化します。また、警察・海上保安庁等の国内関係機関、外国税関やWCO等の国際機関との情報交換を積極的に推進するとともに、諸外国と税関相互支援協定(用語集参照)等の協力枠組みの活用・構築を積極的に進めていきます。さらに、民間団体からの密輸関連情報の収集にも引き続き取り組みます。

なお、国内外関係機関等から得られた密輸関連情報を全国一元的に管理するとともに、分析手法の向上を図り、収集した情報を積極的に活用することにより、不正薬物・テロ関連物資等の密輸の阻止に努めます。

定量的な測定指標

政5-3-2-A-1：不正薬物の水際押収量の割合 (単位：%)	年度		令和2年度 (平成28～令和2年平均)	3年度 (平成29～令和3年平均)	4年度 (平成30～令和4年平均)	5年度 (令和元～令和5年平均)	6年度 目標値 (令和2～令和6年平均)
	目標値	不正薬物	過去5年の平均より増加	過去5年の平均より増加	過去5年の平均より増加	過去5年の平均より増加	過去5年の平均より増加
		うち覚醒剤	過去5年の平均より増加	過去5年の平均より増加	過去5年の平均より増加	過去5年の平均より増加	過去5年の平均より増加

	実績値	不正薬物	88.6	86.7	88.4	N. A.	
		うち覚醒剤	97.9	96.8	97.6	N. A.	
<p>(注1) 国内全押収量に占める税関関与分の割合です。当該年を含めた過去5年間の平均値です。</p> <p>(注2) 令和元～令和5年の実績値は、令和5年における国内全押収量の把握が6月頃となる予定であるため、その把握後、令和5年度実績評価書に掲載予定です。</p> <p>(出所) 関税局調査課調</p> <p>(目標値の設定の根拠)</p> <p>税関では、国際貿易における秩序維持を図るため、水際において不正薬物等の輸出入が禁止されている物品に対する厳正な取締りを行う必要があります。覚醒剤をはじめとする不正薬物の国内全押収量に対する水際押収量の割合(実績値)については、近年高水準で推移していることから、目標値を「過去5年の平均より増加」としました。</p>							

定性的な測定指標

[主要] 政5-3-2-B-1：密輸事犯に対する厳格な水際取締りの実施

(令和6年度目標)

国際貿易における秩序維持を図るため、社会悪物品等(不正薬物、銃器類、テロ関連物資、知的財産侵害物品及び金地金等)に対する厳格な水際取締りを実施します。

(目標の設定の根拠)

税関においては、有効な情報の収集・活用、取締・検査機器の有効活用、関係機関との連携等により、厳正な取締りを実施することが社会悪物品等の密輸阻止に貢献する施策の根幹であることから、その実績を評価する上ではこれらの取組を総合的に勘案する必要があることから、これら密輸事犯に対する厳格な水際取締りを実施することを目標として設定しました。

今回廃止した測定指標とその理由

該当なし

参考指標

- 参考指標1「社会悪物品の摘発実績」
- 参考指標2「不正薬物の密輸形態別摘発件数」
- 参考指標3「覚醒剤の密輸形態別摘発実績」
- 参考指標4「金密輸の摘発実績・処分実績」
- 上記1～4につき
(https://www.mof.go.jp/policy/customs_tariff/trade/safe_society/mitsuyu/cy2023_1/index.html)
- (https://www.mof.go.jp/policy/customs_tariff/trade/collection/20231108a1.html)
- 参考指標5「知的財産侵害物品の差止実績」
(https://www.mof.go.jp/policy/customs_tariff/trade/safe_society/chiteki/index.html)
- 参考指標6「テロ関連物資の摘発実績」
- 参考指標7「テロ関連研修の開催実績」
- 参考指標8「輸出事後調査実績(実施件数)」
- 参考指標9「関係機関との連携・情報収集の実績」
- 参考指標10「出港前報告情報による検査の割合」

施策 政5-3-3：税関手続における利用者利便の向上

取組内容

近年、税関における水際取締りの強化について社会の要請が強まる中、年々増加する輸出入申告を迅速・円滑に処理することも同時に求められています。特に、越境電子商取引の拡大に伴う航空・海上貨物の輸入申告件数の大幅な増加などへの対応は、税関の果たすべき役割である適正な通関の確保や国際物流の迅速化・円滑化及び利用者利便の向上に貢献する上で、必須なものとなっています。

これを踏まえ、令和5年10月には、非居住者が税関関係手続等を処理させるために税関事務管理人を定めて税関長に届け出る制度（税関事務管理人制度）について、非居住者からの届出がない場合に、税関長がその国内関連者を税関事務管理人として指定できることとする等の制度の見直しを行いました。このほか、引き続き、検査設備の高度化等を行いリスクの高い貨物に対する重点的な審査・検査を実施するとともに、AEO制度（用語集参照）の更なる普及、通関関係書類の電子化・ペーパーレス化の促進など、輸出入通関、保税その他の税関手続に係る様々な制度の利用促進・改善を進めてまいります。

また、産業界からの要望を踏まえ、原産地証明書の真正性を確保しつつ一層迅速なやり取りを可能とするために、貿易相手国との原産地証明書のデータ交換の取組を進めます。日インドネシアEPAについては令和5年6月から原産地証明書のデータ交換を開始したところであり、さらにタイ及びASEANとの間においても、早期実現に向け、国内関係省庁等と連携して、相手国との協議を進めていきます。

加えて、「明日の日本を支える観光ビジョン」も踏まえ、入国旅客の迅速な通関と厳格な水際取締りの両立を実現するため、Eゲート（税関検査場電子申告ゲート）等の適切な運用に努めます。

さらに、関係民間事業者や学識経験者の方々から税関手続における利用者利便について、ご意見を伺い、制度の改善による利用者の一層の利便性向上を図るとともに、適正な運用に努めます。

また、入国旅客の携帯品に係る通関（旅具通関：用語集参照）についても、これまでのアンケート調査の結果を踏まえ、更なる税関職員の接遇の向上等に努めます。

以上の取組を通じて、引き続き、税関の果たすべき役割である適正な通関の確保や国際物流の迅速化・円滑化及び利用者利便の向上に貢献してまいります。

定量的な測定指標

政5-3-3-A-1： AEO事業者 数及び貿易額 に占めるAEO 事業者の割合 (単位：者、 %)	年		令和2年	3年	4年	5年	6年 目標値
	AEO事業者 数 (単位：者)	目標値	-	-	-	-	増加又は 前年並み
実績値		714	723	737	751		
貿易額に占 めるAEO 事業者の割 合 (単位：%)	目標値	-	-	80.0	80.0	80.0	80.0
	実績値	77.1	79.0	74.2	N.A.		

(注1) AEO事業者数は、税関が承認・認定した各AEO事業者の総数です。貿易額に占めるAEO事業者の割合は、我が国の輸出入総額のうち、AEO輸出入者又はAEO通関業者が関与した輸出入取引の占める割合を算出したものです。
 (注2) 貿易額に占めるAEO事業者の割合の令和5年実績値は、令和6年3月末までにデータが確定するため、令和5年度実績評価書に掲載予定です。
 (参考) 令和5年末現在のAEO事業者数は、751者(うち輸出者230者、輸入者102者、倉庫業者150者、通関業者260者、運送者9者)です。
 (出所) 関税局業務課調
(目標値の設定の根拠)

AEO制度とは、貨物のセキュリティ管理を含む法令遵守の体制が整備された事業者の貨物に関する手続を簡素化・迅速化する制度であり、国際物流全体のセキュリティ向上と円滑化の両立に資するものです。したがって、同制度の信頼性維持・向上に努めつつ、普及を図ることは貿易円滑化の推進と水際取締りの強化の観点から重要となっています。本指標はその貢献の程度を把握するためのものであり、近年の実績値を踏まえて目標値を設定しました。

[主要] 政5-3-3-A-2 : 輸出入通関に おける利用者 満足度 (単位：%)	年度		令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度 目標値	
	輸出者 (上位4段階)	目標値	95.0	95.0	95.0	95.0	95.0	/
実績値		99.4	97.7	98.8	N.A.			
通関業者 (上位4段階)		目標値	95.0	95.0	95.0	95.0	95.0	/
		実績値	98.8	98.3	98.6	N.A.		

(注1) 輸出入者及び通関業者に対し、輸出入通関手続等について、「大変良い」「良い」「やや良い」「普通」「やや悪い」「悪い」「大変悪い」までの7段階評価で、アンケート調査したものです。
 (注2) 令和5年度実績値は、令和6年6月末までにデータが確定するため、令和5年度実績評価書に掲載予定です。
 (出所) 関税局業務課調
(目標値の設定の根拠)

輸出入通関制度の改善を図り、利用者の一層の利便向上に努めるとともに、通関手続の適正な運営を図るための指標です。輸出入者及び通関業者に関して近年95%程度で推移していることから95%以上を目標としました。

今回廃止した測定指標とその理由

該当なし

参考指標

- 参考指標1 「AEO事業者新規承認数」
- 参考指標2 「旅具通関に対する利用者の評価」

施策 政5-3-4：税関手続システムの機能拡充及び利用者利便の向上

取組内容

輸出入及び港湾・空港の税関手続のシステム化については、昭和53年にNACCSを導入して以降、累次のシステム更改を行うとともに、平成15年には関係省庁システムとのシングルウィンドウ(用語集参照)化を実現し、その後、順次、関連する関係省庁システムをNACCSに統合するなど、財務省及び輸出入・港湾関連情報処理センター(株)(NACCSセンター：NACCSの管理・運営会社)は、物流の迅速化、円滑化に取り組むとともに、より一層の利用者の利便性向上に努めてきました。

このような利便性の高いシステムの安定稼働が国際物流の円滑化にとって重要であることから、NACCSセンターと協力してNACCSの利便性向上に引き続き努めるとともに、令和7年10月に予定している第7次NACCS更改の検討作業も含めて、NACCSセンターを

適切に監督していきます。

定量的な測定指標

[主要]	年	令和 2 年	3 年	4 年	5 年	6 年 目標値
政5-3-4-A-1 : N A C C S の利用状況(システム 処理率)	目標値	維持	維持	維持	維持	維持
(単位 : %)	実績値	99.9	99.9	99.9	N.A.	

(注1) (NACCSにより処理された輸出入申告件数) / (税関への全輸出入申告件数)

※なお、「輸出入申告件数」は、輸出入許可、蔵入承認、移入承認、積戻し許可などに係る申告等を指します。

(注2) 令和5年実績値は、令和6年6月末までにデータが確定するため、令和5年度実績評価書に掲載予定です。

(出所) 関税局総務課事務管理室調

(目標値の設定の根拠)

税関への全輸出入申告件数のうちNACCSにより処理された輸出入申告件数の割合で、国際物流の電子化への貢献状況を示す指標であり、直近(平成29年10月)のシステム更改後の実績が99%以上であることを踏まえ、平成30年以降の実績値を維持することとしました。

定性的な測定指標

政5-3-4-B-1 : N A C C Sセンターの監督

(令和6年度目標)

NACCSの利便性向上等に努めるとともに、NACCSセンターの事業計画の認可等を通じて、適切な監督を行います。

(目標の設定の根拠)

利便性の高いシステムの安定稼働は、国際物流の円滑化にとって非常に重要であることから、NACCSの利便性向上等に努めるとともに、NACCSを管理・運営するNACCSセンターの適正な業務の運営を確保するため、本目標を設定しました。

今回廃止した測定指標とその理由

該当なし

参考指標

○参考指標1「NACCSの運用状況(システム稼働率)」

施策 政5-3-5 : 税関行政に関する情報提供の充実

取組内容

関税等の適正な賦課及び徴収を確保するためには、輸入者に対して、関税制度や輸入貨物の関税等に関する情報を提供することが必要です。また、国民生活の安全・安心の確保のためには、税関における不正薬物やテロ関連物資等の水際取締りの取組やその重要性を国民の皆様にご案内いただくことが必要です。さらに、国際貿易の安全確保と円滑化の両立を進めるため、AEO制度等の輸出入通関制度の情報を利用者が必要とする時に、分かり易い形で得られるようにすることが重要です。

このため、税関ホームページにおいて、原産地規則(用語集参照)、AEO制度、品目分類、課税価格の計算方法等に関する情報の充実を図るとともに、「税関チャットボット」(令和3年2月リリース)の内容等について随時見直しを行います。また、各コンテンツから関連情報へのリンクの追加や各税関ホームページへのアクセスを簡素化するなどして利用者の利便性

を向上させます。さらに「税関X (旧Twitter)」、「税関公式フェイスブックページ」及び動画共有サイト「税関チャンネル」を引き続き活用し、これまで税関に接する機会の少なかった方に対しても、迅速かつ分かり易い形で積極的に情報を発信していきます。また、これらの税関行政に関する情報については、講演会や税関見学も積極的に活用して、引き続き発信していきます。

また、税関相談官制度について、アンケート調査により利用者の印象、意見等を聴取し、その結果を分析することにより、当該制度を活用して、更なる業務の充実を図ります。

さらに、税関ホームページに掲載している「カスタムスアンサー」について、制度改正等を踏まえた質問・回答内容の見直しを適時に実施する等、利用者にとってより使い易いものにしていきます。

定量的な測定指標

政5-3-5-A-1：税関ホームページへのアクセス状況 (単位：者)	年度	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度 目標値
目標値		4,000,000	4,400,000	4,400,000	4,800,000	5,200,000
実績値		4,468,552	4,849,856	5,251,413	N. A.	

(注) 令和5年度実績値は、令和6年6月末までにデータが確定するため、令和5年度実績評価書に掲載予定です。

(出所) 関税局総務課調

(目標値の設定の根拠)

税関の取組については、迅速かつ分かり易い形で積極的に情報を発信し、知っていただくよう努めており、実際に国民の皆様を知っていただいているかどうか状況を測定していく必要があるため指標化しています。引き続き取組の周知に努めていく必要があることから、近年の実績値を踏まえ、目標値を設定しました。

政5-3-5-A-2：講演会及び税関見学における満足度(上位3段階) (単位：%)	年度	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度 目標値
目標値		過去5年平均より増加	過去5年平均より増加	95.0	過去5年平均より増加	95.0
実績値		96.5	90.3	96.5	N. A.	

(注1) 講演会や税関見学の参加者に対して、「大変良い」から「大変悪い」までの7段階評価で、アンケート調査を行ったものです。

(注2) 令和5年度実績値は、令和6年6月末までにデータが確定するため、令和5年度実績評価書に掲載予定です。

(出所) 関税局総務課調

(目標値の設定の根拠)

Web形式などによる講演会や税関見学を活用して、税関の取組を分かり易い形で説明し、理解していただくよう努めているところ、実際に国民の皆様にとって有益な内容であるかどうか状況を測定していく必要があるため指標化しています。近年の実績値が概ね95%を超え高い水準を維持していること、これまでの期間を絞った調査よりも、より多くの方から意見を聴取し満足度を計ることを目的としてアンケート調査期間を通年へと変更したことから、目標値を設定しました。

政5-3-5-A-3: 輸出入 通関制度の認知度 (単位: %)	年度		令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度 目標値
	事前教示 制度	目標値	80.0	維持	維持	維持	増加又は 前年度並 み
実績値		80.3	76.5	79.0	N.A.		
納期限延 長制度	目標値	80.0	維持	維持	維持	増加又は 前年度並 み	増加又は 前年度並み
	実績値	78.6	71.6	78.3	N.A.		
AEO制度	目標値	90.0	維持	維持	維持	増加又は 前年度並 み	増加又は前年 度並み
	実績値	90.8	87.4	91.7	N.A.		
<p>(注1) 輸出入者、通関業者に対し、事前教示制度やAEO制度等の各種通関制度を知っているかどうか、アンケート調査したものです。</p> <p>(注2) 令和5年度実績値は、令和6年6月末までにデータが確定するため、令和5年度実績評価書に掲載予定です。</p> <p>(出所) 関税局業務課調</p> <p>(目標値の設定の根拠)</p> <p>各種通関制度を適切に利用していただくためには、これらの制度について情報提供を十分に行い、利用者に認識していただく必要があるため、制度の認知度を指標化しており、近年の実績値を踏まえ、目標値を設定しました。</p>							
[主要] 政5-3-5-A-4: 密輸取 締り活動に関する認 知度 (単位: %)	年度		令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度 目標値
	目標値	過去5年平均より増加	過去5年平均より増加	過去5年平均より増加	過去5年平均より増加	過去5年平均より増加	過去5年平均より増加
	実績値	91.8	70.5	95.2	N.A.		
<p>(注1) 輸出入者や講演会参加者等に対し、麻薬探知犬やX線検査装置による検査などの各密輸取締り活動を知っているかどうか、アンケート調査したものです。</p> <p>(注2) 令和5年度実績値は、令和6年6月末までにデータが確定するため、令和5年度実績評価書に掲載予定です。</p> <p>(出所) 関税局総務課調</p> <p>(目標値の設定の根拠)</p> <p>税関の不正薬物やテロ関連物資等の水際取締りの取組やその重要性については、迅速かつ分かり易い形で積極的に情報を発信し、知っていただくよう努めており、実際に国民の皆様を知っていただいているかどうか状況を測定していく必要があるため指標化しています。近年の実績値を踏まえ、過去5年の平均より増加することを目標としました。</p>							
政5-3-5-A-5: 税関相 談官制度の運用状況 (税関相談について)	年度		令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度 目標値
	目標値	95.0	95.0	95.0	95.0	95.0	95.0

の利用者満足度：上位 4 段階) (単位：%)	実績値	96.8	96.3	97.3	N. A.	
<p>(注 1) 輸出入者、通関業者及び窓口来訪者に対し、税関相談等について、「大変良い」「良い」「やや良い」「普通」「やや悪い」「悪い」「大変悪い」までの 7 段階評価で、アンケート調査したものです。</p> <p>(注 2) 令和 5 年度実績値は、令和 6 年 6 月末までにデータが確定するため、令和 5 年度実績評価書に掲載予定です。</p> <p>(出所) 関税局業務課調</p> <p>(目標値の設定の根拠)</p> <p>税関相談官制度の業務改善を図り、一層効率的な行政サービスを提供するための指標として利用者満足度を調査しており、近年の実績値が 95% 程度で推移していることを踏まえ、95% 以上を目標としました。</p>						
政 5-3-5-A-6: カスタム スアンサー利用件数 (単位：件)	年度	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度 目標値
	目標値	増加又は 前年度並み	増加又は 前年度並み	増加又は 前年度並み	増加又は 前年度並み	増加又は 前年度並み
	実績値	2,351,969	2,469,882	1,850,610	N. A.	
<p>(注) 令和 5 年度実績値は、令和 6 年 6 月末までにデータが確定するため、令和 5 年度実績評価書に掲載予定です。</p> <p>(出所) 関税局業務課調</p> <p>(目標値の設定の根拠)</p> <p>税関ホームページでは、通関手続等についての Q & A (カスタムアンサー) を掲載しています。カスタムスアンサーの利用状況 (Q & A の閲覧回数) を測定するため、カスタムスアンサーの各ページのアクセス件数の合計を指標化しています。目標値については、近年のカスタムスアンサー全体へのアクセス件数の実績値を上回る目標値を設定しました。</p>						
今回廃止した測定指標とその理由						
該当なし						
参考指標	○参考指標 1 「税関相談制度の運用状況 (相談処理件数)」					
	○参考指標 2 「税関 X (旧 Twitter)、税関フェイスブックページ及び税関チャンネルの利用状況」					

政策目標に係る予算額	令和 3 年度	4 年度	5 年度	6 年度当初	令和 6 年度行政事業レビュー番号
(項) 税関業務費	25,988,491 千円	22,313,132 千円	23,477,302 千円	20,654,047 千円	
(事項) 輸出入貨物の通関及び関税等の徴収並びに監視取締りに必要な経費	25,988,491 千円 (注 2)	22,313,132 千円 (注 2)	23,477,302 千円 (注 2)	20,654,047 千円 (注 2)	
内 税関監視艇整備 運航経費	1,436,175 千円	1,422,600 千円	1,863,022 千円	1,580,316 千円	(注 4)
内 X 線検査装置 整備等経費	2,733,205 千円	1,809,376 千円	2,113,576 千円	621,953 千円	(注 4)
内 大型 X 線検査 装置整備等経費	2,530,138 千円	3,138,608 千円	2,944,579 千円	2,649,398 千円	(注 4)
内 埠頭監視カメラ 整備等経費	2,968,879 千円	2,373,427 千円	2,312,662 千円	2,156,614 千円	(注 4)
内 麻薬探知犬整備 等経費	151,434 千円	152,641 千円	154,358 千円	153,559 千円	(注 4)

(項) 国際観光旅客税財源 税関業務費	(注3)	(注3)	(注3)	(注3)	
(事項) 国際観光旅客税財 源輸出入貨物の通関及 び関税等の徴収並びに 監視取締りに必要な経 費	(注3)	(注3)	(注3)	(注3)	(注4)
(項) 船舶建造費	848,849千円	835,755千円	965,274千円	1,079,276千円	
(事項) 船舶建造に必要な 経費	848,849千円	835,755千円	965,274千円	1,079,276千円	
税関監視艇整備運航 経費	848,849千円	835,755千円	965,274千円	1,079,276千円	(注4)
(項) 関税制度等企画立案費	798,227千円	723,184千円	732,969千円	759,421千円	
(事項) 関税中央分析所に 必要な経費	350,415千円 (注2)	356,119千円 (注2)	353,495千円 (注2)	367,332千円 (注2)	
内 取締機器等調査 研究経費	69,140千円	68,618千円	53,154千円	53,768千円	(注4)
(事項) 税関研修所に必要 な経費	447,812千円 (注2)	367,065千円 (注2)	379,474千円 (注2)	392,089千円 (注2)	
合計	27,635,567 千円	23,872,071 千円	25,175,545 千円	22,492,744 千円	

(注1) 「政策目標に係る予算額」の表中には、政策目標5-3に係る予算額を記載しています。

(注2) 令和3年度の一部及び令和4年度以降の政府情報システム関連予算の予算額は、デジタル庁所管(組織)デジタル庁に「(項) 情報通信技術調達等適正・効率化推進費」にて一括計上されています。

(注3) 「(項) 国際観光旅客税財源税関業務費」の予算額は、国土交通省所管(組織)観光庁に「(項) 国際観光旅客税財源観光振興費」にて一括計上されています。

(注4) 行政事業レビューの対象か否か及び対象となった場合の番号は、確定後に記載します。

担当部局名	関税局(業務課、総務課、監視課、調査課、参事官室(国際交渉担当)、参事官室(国際協力担当)、事務管理室、税関調査室)、関税中央分析所	政策評価実施予定時期	令和7年6月
--------------	--	-------------------	--------

○ 政策目標6-1：外国為替市場の安定並びにアジア地域を含む国際金融システムの安定に向けた制度強化及びその適切な運用の確保

<p>政策目標の内容及び目標設定の考え方</p>	<p>世界各国の経済の相互連関が深まり、国際的な資金移動が活発化する中で、我が国と外国との間の資金移動が円滑に行われる環境を整えるとともに、国際金融システムを安定させることが重要となっています。</p> <p>このような認識の下、財務省では、外国為替及び外国貿易法（昭和24年12月1日法律第228号）（以下「外為法」）に基づいて外国為替制度の運営に当たるとともに、国際金融システムの安定に向けた制度強化に取り組んでいます。特に、我が国と密接な経済的結びつきを有するアジア地域の経済の安定は重要であり、域内における地域金融協力を更に強化していきます。また、テロ・大量破壊兵器の拡散等に関連する資金等による国際金融システムの濫用の防止にも取り組んでいきます。併せて、我が国に対する対内直接投資を審査する制度の適正な運用を行います。</p>
---------------------------------	--

<p>上記の「政策目標」を達成するための「施策」</p>	
<p>政6-1-1：外国為替市場の安定</p>	
<p>政6-1-2：国際金融システムの安定に向けた制度強化に関する国際的な取組への参画</p>	
<p>政6-1-3：アジアにおける地域金融協力の推進</p>	
<p>政6-1-4：テロ資金や北朝鮮の核関連及び大量破壊兵器の拡散等に関連する資金等による国際金融システムの濫用への対応</p>	
<p>政6-1-5：対内直接投資審査制度の適正な運用</p>	

<p>関連する内閣の基本方針</p>	<p>○「経済財政運営と改革の基本方針2023」（令和5年6月16日閣議決定）</p> <p>○「「世界一安全な日本」創造戦略2022」（令和4年12月20日閣議決定）</p>
---------------------------	--

<p>施策</p>	<p>政6-1-1：外国為替市場の安定</p>
<p>取組内容</p>	<p>為替レートは、経済ファンダメンタルズ（経済の基礎的状況）を反映しつつ、安定的に推移することが重要であると考えます。通貨当局として、G7（用語集参照）財務大臣・中央銀行総裁会議声明やG20（用語集参照）財務大臣・中央銀行総裁会議声明で確認されている考え方を踏まえつつ、引き続き、各国の通貨当局との意見交換や国際協調等を行うなど、外国為替相場の安定に向けて取り組みます。</p> <p>A 外国為替市場の安定化に向けた取組</p> <p>引き続き関係機関と緊密に連携しつつ、G7/G20財務大臣・中央銀行総裁会議声明で確認されている為替相場に対する考え方を踏まえ、国際的な議論に積極的に参画し、各国の通貨当局との意見交換や国際協調等を行っていきます。</p> <p>また、政策当局のより緊密な連携を目的とする、財務省・金融庁・日本銀行からなる国際金融資本市場に係る情報交換会合を引き続き開催し、有事の際には、市場の急激な動きを受けて直ちに会合を開催するなど、政府として迅速な対応を行っていきます。</p> <p>B 外国為替平衡操作実施状況、国際収支等の適切な公表</p> <p>外国為替市場の安定に資するため、外国為替平衡操作実施状況・外貨準備等の状況について、引き続き正確かつ適時に公表を行っていきます。</p>

また、「国際収支統計」、「対外及び対内証券売買契約等の状況」等も、対外的な資金の流れに関して、市場に対する正確かつ適時な情報の提供、及び経常収支・金融収支の動向の把握といった観点から重要です。国際収支統計は、内閣府において作成・公表される「国民経済計算」の基礎統計ともなっており、適切な作成・公表を行っていきます。

定性的な測定指標

[主要] 政6-1-1-B-1：外国為替市場の安定に向けた取組

(令和6年度目標)

G7/G20財務大臣・中央銀行総裁会議声明で確認されている考え方を踏まえつつ、引き続き、各国の通貨当局との意見交換や国際協調等を行います。国内においても、金融庁・日本銀行とより緊密な連携を図ります。

(目標の設定の根拠)

外国為替市場の安定のためには、国際協調や金融庁・日本銀行との連携が重要であるためです。

定量的な測定指標

[主要]		作成 頻度	年度	令和2 年度	3年度	4年度	5年度	6年度 目標値
[主要] 政6-1-1-A-1： 外国為替平衡操 作実施状況、外 貨準備の状況等 の正確かつ適時 な情報の提供 (単位：回)	外国為替 平衡操作 実施状況 (月ベー ス)	月1回	目標値	12	12	12	12	12 公表対象期間の最終日から 第5営業日までに公表
			実績値	12	12	12	N.A.	
	外国為替 平衡操作 実施状況 (日ベー ス)	年4回	目標値	4	4	4	4	4 公表四半期の翌々月の第5 営業日までに公表
			実績値	4	4	4	N.A.	
	外貨準備 等の状況	月1回	目標値	12	12	12	12	12 公表対象月の翌月の第5 営業日までに公表
			実績値	12	12	12	N.A.	
	外国為替資 金特別会計 の外貨建資 産の内訳及 び運用収入 の内訳等	年1回	目標値	1	1	1	1	1 公表対象年度の決算書国会 提出の翌月までに公表
			実績値	1	1	1	N.A.	
[主要] 政6-1-1-A-2： 国際収支状況等 の正確かつ適時 な情報の提供 (単位：回)	国際収支 状況	月1回	目標値	12	12	12	12	12 公表対象月の翌々月の第10 営業日までに公表
			実績値	12	12	12	N.A.	
	本邦対外 資産負債 残高	年1回	目標値	1	1	1	1	1 公表対象年末から5か月以 内に公表
			実績値	1	1	1	N.A.	

	オフショア勘定残高	月1回	目標値	12	12	12	12	12 公表対象月の翌々月末までに公表
			実績値	12	12	12	N.A.	
	対外及び対内証券売買契約等の状況	月1回	目標値	12	12	12	12	12 公表対象月の翌月の第10営業日までに公表
			実績値	12	12	12	N.A.	
	達成割合			100%	100%	100%	N.A.	
	<p>(注) 令和5年度実績値は、令和6年6月末までにデータが確定するため、令和5年度実績評価書に掲載予定。</p> <p>国際収支状況 ＜https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/balance_of_payments/data.htm＞ 本邦対外資産負債残高 ＜https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/iip/data/index.htm＞ 外貨準備等の状況 ＜https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/official_reserve_assets/index.htm＞ 外国為替資金特別会計の外貨建資産の内訳及び運用収入の内訳等 ＜https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/gaitametokkai/index.html＞ 外国為替平衡操作実施状況 ＜https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/feio/index.html＞ オフショア勘定残高 ＜https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/offshore/data/index.htm＞ 対外及び対内証券売買契約等の状況（週次でも公表） ＜https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/itn_transactions_in_securities/data.htm＞</p> <p>(出所) 国際局為替市場課</p> <p>(目標値の設定の根拠)</p> <p>外国為替市場の安定に資するため、外国為替平衡操作実施状況・外貨準備等の状況について、引き続き正確かつ適時に公表することとし、また、市場に対する正確かつ適時な情報の提供、及び經常収支・金融収支の動向の把握といった観点から国際収支状況等について適切な作成・公表を行うために上記目標値を設定しました。</p>							

今回廃止した測定指標とその理由

該当なし

参考指標

- 参考指標1 「為替相場の動向」
- 参考指標2 「国際収支動向」
- 参考指標3 「対外資産負債残高」
- 参考指標4 「外貨準備動向」
- 参考指標5 「外国為替平衡操作の実施状況」

施策

政6-1-2：国際金融システムの安定に向けた制度強化に関する国際的な取組への参画

取組内容

A G7、G20等の国際的な議論への参画

強固で、持続可能で、均衡ある、かつ包摂的な世界経済の成長を生み出すために、引き続き、G7、G20等の枠組みを通じ、各国と一層協働して国際金融システムの安定に向けた取組を進めていきます。とりわけ、G20サミットは、平成20年秋の金融危機発生による混乱が実体経済にまで波及し、世界経済の先行きに対する懸念が急速に高まる中で、新興国を含め

た枠組みによって対応を議論する必要性が認識されて発足したものであり、国際経済協力に関する第一のフォーラムとされています。

令和 4 年 2 月以降の国際秩序の根幹を揺るがすロシアによるウクライナ侵略等によって世界経済が多くの困難に直面する中、G 7 及び G 20 は、重要な役割を果たしています。また、このような困難な情勢にもかかわらず、国際保健の枠組強化、国際開発金融機関 (MD B s) (用語集参照) や国際通貨基金 (IMF) (用語集参照) を通じた脆弱国支援、途上国の債務問題への対応、国際課税の 2 本の柱の迅速な実施等を推進するとともに、中央銀行デジタル通貨、気候変動等の課題に対応するための議論も行っています。

我が国はこれらの取組・議論に積極的に貢献しており、今後も、国際金融システムの安定化に向けて、国際経済協力に向けた取組を牽引していきます。

B 国際通貨基金 (IMF) 等による国際金融システム安定化の取組への参画

平成 20 年秋の金融危機発生以降、IMF は、対外的な支払困難に陥った加盟国に対し資金支援を実施し、加盟国が危機から脱却する上で極めて重要な役割を果たしてきました。また、IMF には、危機予防目的の資金支援等、経済政策に関する助言を行う加盟国へのサーベイランスや G 7、G 20 への技術的なインプット等、様々な役割が期待されています。世界経済が複合的な危機に直面する中、我が国は、IMF が加盟国の直面する課題への対応に一層貢献できるよう、IMF の活動を積極的に支援しています。昨年 12 月を期限として行われた第 16 次クォーター一般見直しの議論にも積極的に参画し、最終的に 50% の増資への合意に至りました。また、IMF が配分する特別引出権 (SDR) を活用した低所得国支援について、世界に先駆けて貢献率を引き上げるにより、世界全体で 1,000 億ドルの目標達成に大いに貢献したほか、配分された SDR の貢献を通じ、IMF が低所得国に対し融資を行う枠組である、貧困削減・成長トラスト (PRGT) の資金動員目標の達成に大きく貢献しました。

我が国は、IMF を通じて国際金融システムの安定を実現すべく、今後も IMF の議論に積極的に参画し、IMF の更なる機能強化に取り組んでいきます。加えて、IMF が真にグローバルな機関として、その役割を果たすためには、スタッフの多様性確保が重要であり、我が国は、日本人スタッフ増加のための努力も続けていきます。

また、アジア地域では、ASEAN+3 (日中韓) (用語集参照) 財務大臣・中央銀行総裁会議等において、チェンマイ・イニシアティブ (用語集参照) をはじめとする多国間の地域金融協力の更なる強化に関する議論等を牽引していきます (詳細は政6-1-3参照)。

以上のような、G 7、G 20、IMF 等における議論へ積極的に参画することを通じて、国際金融システムの安定化を目指していくことは極めて重要であり、引き続き取り組んでいきます。

定性的な測定指標

[主要] 政6-1-2-B-1: 国際金融システムの安定に向けた国際的な協力への参画

(令和 6 年度目標)

G 7、G 20 等の国際的な枠組みにおいて積極的に議論に貢献します。また、IMF をはじめとする国際機関及び各国の財務金融当局等との政策対話も積極的に行います。

(目標の設定の根拠)

国際金融システムの安定を実現し、強固で、持続可能で、均衡ある、かつ包摂的な世界経済の成長を生み出すためには国際的な協力が重要なためです。

今回廃止した測定指標とその理由

該当なし

参考指標

- 参考指標 1 「国際通貨基金（IMF）への主要国出資」
- 参考指標 2 「IMFの融資状況」
- 参考指標 3 「IMFに対する融資貢献の状況」
- 参考指標 4 「IMFのキャパシティ・ビルディングの実施状況」
- 参考指標 5 「IMFのサーベイランス実施状況」
- 参考指標 6 「IMFにおける日本人職員数等（日本人幹部職員等を含む）」
- 参考指標 7 「IMFのセーフティネットの規模」
- 参考指標 8 「チェンマイ・イニシアティブのマルチ化における各国の貢献額と借入可能総額」

施策 政6-1-3：アジアにおける地域金融協力の推進

取組内容

アジア地域では、ロシアのウクライナ侵略による食料・エネルギー不安の高まりや、持続的なインフレ圧力による生活コストの上昇と金融条件の引き締め等、地域経済及び金融市場が影響を受けるリスクが存在します。こうしたリスクが顕在化した場合でも地域金融市場の安定を維持するには、平素からの金融協力が重要です。アジア経済が不確実性の高い状況の中で持続的な成長を達成していくためにも、地域金融協力の重要性が改めて認識されているところです。

日本は、ASEAN+3（日中韓）財務大臣・中央銀行総裁会議等において、チェンマイ・イニシアティブをはじめとする多国間の地域金融協力の更なる強化に関する議論を牽引していきます。

二国間の金融協力についても、二国間通貨スワップ取極（用語集参照）の締結や現地通貨の利用促進のための協力などを引き続き積極的に進めていきます。

A 多国間の地域金融協力

アジアにおける多国間の地域金融協力の枠組みであるASEAN+3財務大臣・中央銀行総裁会議において、我が国はこれまで、アジア通貨危機を踏まえ、危機時に外貨資金を相互に融通するためのセーフティネットであるチェンマイ・イニシアティブの設立や機能強化を主導するなど、その議論の進展に積極的に貢献してきました。令和5年の日本共同議長下においては、パンデミックや自然災害等の外生ショックに迅速に対応できる「緊急融資ファシリティ」の創設に係る議論を主導しました。我が国は、第27回ASEAN+3財務大臣・中央銀行総裁会議（令和6年5月）の機会も活用しつつ、アジアの金融安定に向けてチェンマイ・イニシアティブの更なる強化のための議論を主導していきます。

また、ASEAN+3域内の経済情勢の監視（サーベイランス）を行う役割を担う「ASEAN+3マクロ経済リサーチ・オフィス（AMRO）」（用語集参照）は、サーベイランス業務の負担が増大しつつあることを踏まえて、ガバナンスの強化を進めています。日本は、引き続き、AMROによるサーベイランスやメンバー国向けの技術支援の強化等を支援していきます。

さらに、アジア債券市場育成イニシアティブ（用語集参照）については、平成22年11月に創設された信用保証・投資ファシリティ（CGIF）（用語集参照）による、現地通貨建て債券への保証（令和5年9月末時点で累計61件、累積保証残高2,975百万米ドル）など多くの成果が実現しており、同イニシアティブ開始前の平成14年末と比べ、現地通貨建て債券市場の規模が約20倍に拡大しているほか、債券の発行体や債券の種類も多様化していま

す。新たな3年間の中期ロードマップの策定をはじめ、引き続き本イニシアティブに積極的に貢献し、アジア地域における金融市場の環境整備支援を推進していきます。

ASEAN地域の自然災害リスクへの財務強靱性を強化させることを目的とする東南アジア災害リスク保険ファシリティ（SEADRIF: Southeast Asia Disaster Risk Insurance Facility）（用語集参照）については、平成31年4月にSEADRIF保険会社が設立され、令和3年2月にラオスを対象とした災害保険を開始したほか、中所得国向けの公共財産保護プログラムの具体化を進めています。令和5年5月のASEAN+3財務大臣・中央銀行総裁会議において、こうした災害リスクファイナンス（DRF）に係る取組をASEAN+3財務トラックの定例議題に格上げし、アクションプランが承認されました。引き続きSEADRIFの強化・拡大に貢献し、DRFイニシアティブ（用語集参照）を積極的に支援していきます。

B 二国間の金融協力

多国間（マルチ）の地域協力の枠組に加え、二国間（バイ）の取組も重要です。特に、ASEAN、インド、太平洋島嶼国等のアジア・太平洋地域の国々との経済関係を深めることは、我が国の持続的成長のためにも重要です。

ASEAN+3諸国との関係においては、日本は、チェンマイ・イニシアティブの補完として、インドネシア、シンガポール、タイ、フィリピン、マレーシア、韓国の6カ国との間で二国間通貨スワップ取極を締結しています（令和5年12月時点）。これらの取組を通じて、ASEAN+3地域の金融安定強化に引き続き貢献していきます。また、日本円と現地通貨の直接取引を促進させる観点から、令和2年8月にインドネシア中央銀行との間で設立された現地通貨の利用促進に係る協力枠組みを令和3年8月に強化するなど、今後もこれらの取組を強化・拡大することで、各国の現地通貨の利用促進による、同地域の安定的な金融市場の実現に貢献していきます。

インドとの間では、資本市場の育成や金融規制についての議論や両国のマクロ経済情勢についての情報交換を行っているほか、平成31年2月に二国間通貨スワップ取極を締結しています。また、令和4年6月には初の次官級の日印財務協議を開催しており、今後も継続的な協議開催を通じて二国間協力を推進していきます。

また、太平洋島嶼国との間では、令和5年10月に初の次官級の日フィジー財務協議を開催しており、今後も同地域との協力を推進していきます。

定性的な測定指標

[主要] 政6-1-3-B-1：アジアの金融市場における安定のための地域金融協力の取組

(令和6年度目標)

ASEAN+3財務大臣・中央銀行総裁会議の議論を主導し、チェンマイ・イニシアティブやアジア債券市場育成イニシアティブ、SEADRIF等の地域金融協力を積極的に推進していきます。

(目標の設定の根拠)

アジア地域での金融協力を強化することが、地域金融市場の安定を図る上で重要なためです。

[主要] 政6-1-3-B-2：アジア各国との二国間金融協力の取組

(令和6年度目標)

金融関係の規制緩和に向けた相手国への要望を含め、アジア各国との金融協力に関する二国間の対話を引き続き実施していくほか、二国間通貨スワップ取極の継続・拡充や現地通貨の利用促進のための協力といった取組を引き続き推進していきます。

(目標の設定の根拠)

アジア各国との二国間金融協力の取組の推進は、地域の金融安定強化・各国との関係強化を図る上で重要なためです。

定量的な測定指標

政6-1-3-A-1：ASEAN+3における現地通貨建て債券による資金調達の状況（現地通貨建て債券市場の債券残高の対前年比）	年度	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度目標値
	目標値	-	-	100%以上	100%以上	100%以上
	実績値	125.5%	113.6%	101.8%	N.A.	

（注1）ASEAN主要6ヵ国及び中韓の、年末時点及びその前年末時点の現地通貨建て債券の残高について、同一の為替レート（当該暦年末時点の為替レート）により米ドル換算した上で対前年比を測定。

（注2）令和5年度の実績値は、令和6年6月頃に確定し、令和5年度の実績評価書に記載します。

（出所）Asian Bonds Online（令和5年12月17日時点の公表値）

(目標値の設定の根拠)

アジアにおける地域金融協力の推進の観点から、現地通貨建て債券の発行促進を進めていくことが重要であることから、これまでの実績を踏まえつつ、対前年比100%を目標値として設定します。

今回廃止した測定指標とその理由

該当なし

参考指標

- 参考指標1「チェンマイ・イニシアティブのマルチ化における各国の貢献額と借入可能総額（再掲）」
- 参考指標2「日本—AMRO特別信託基金が実施するメンバー国向けのキャパシティ・ビルディングの実施件数」
- 参考指標3「アジア諸国との二国間通貨スワップ取極」
- 参考指標4「サーベイランスの実施状況（ASEAN+3財務大臣・中央銀行総裁プロセスにおける実施回数（代理レベル含む）」

施策

政6-1-4：テロ資金や北朝鮮の核関連及び大量破壊兵器の拡散等に関連する資金等による国際金融システムの濫用への対応

取組内容

国際社会の平和と安全を脅かすテロリストの活動や現在の核不拡散体制に対する大きな脅威である北朝鮮の核開発等の問題や、足下のロシアによるウクライナ侵略は、国際社会全体の課題です。これらの課題に対処するため、関連した資金が国際金融システムを濫用する形で移転していくことを防止するとともに、各種の金融制裁措置によりこれらの国々に対して圧力をかけることも重要となっています。

このような観点から、財務省としては、国連安保理決議等を踏まえ、外為法に基づき、様々な制裁措置を講じてきました。例えば、テロ資金や北朝鮮の核・弾道ミサイル・大量破壊兵器関連の計画等に関し、制裁対象者に対する資産凍結等措置や資金移転防止措置を講じています。加えて、令和3年6月以降、国連安保理制裁委員会により資産凍結等の対象となるタリバーン関係者等を指定する決定が行われた場合には、関係省庁と連携の上、当該決定から24時間以内に外為法に基づく資産凍結等の措置を講じており、FATF（金融活動作業部会）（用語集参照）勧告に基づく速やかな資産凍結を実施しています。さらに、令和4年2月以降のロシアによるウクライナ侵略を受け、G7を始めとする国際社会と緊密に連携して、ロシア及びベラルーシの政府高官

等を始めとした個人・団体及び特定の銀行に対する資産凍結等や、対外直接投資規制、サービスの提供に係る規制等の措置を機動的に実施しています。今後とも、関係各国や関係省庁、金融機関等との連携体制及び調査・分析機能の強化を図るなどし、当該措置を適時に実施していきます。

また、FATFやG20等の国際的な枠組みに積極的に貢献し、国際社会と協調して、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、大量破壊兵器の拡散活動への資金供与への対策（以下「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策」）に関するFATF勧告の実施等を推進していきます。国内のマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策については、引き続き、警察庁・財務省を共同議長とする「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議」の枠組みを活用しつつ、「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の推進に関する基本方針」（令和4年5月）に沿って、関係省庁等と協力して着実に取り組んでいきます。

更に、金融機関等における外為法等の遵守体制の整備・強化を図るとともに、制裁措置の実効性の確保及びFATF勧告の着実な実施等を図るため、資金移転の仲介等を行う金融機関等に対して、外国為替検査ガイドラインに基づき、検査の効率性及び有効性を高めることに留意しつつ、外国為替検査を実施していきます。

定性的な測定指標

[主要] 政6-1-4-B-1：マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の国際的な枠組みの中での対応及び国連安保理決議等に基づく制裁措置の適切な実施等

(令和6年度目標)

国連安保理決議等を踏まえ、外為法に基づく制裁措置を適時に実施する等、対外取引に対して適切な管理・調整を実施していきます。

また、令和3年8月に策定した「マネロン・テロ資金供与・拡散金融に関する行動計画」や、令和4年5月に策定した「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の推進に関する基本方針」に沿った取組、暗号資産等の新たな技術の普及に伴う影響などの対応を含め、国際社会と協調しつつ、マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関するFATF勧告の実施等を、国民や民間事業者の理解と協力を得ながら、関係省庁等と協力して強力に推進していきます。

更に、金融機関等における外為法等の遵守体制の整備・強化を図るとともに、制裁措置の実効性の確保及びFATF勧告の着実な実施等を図るため、ロシアに関する制裁等の新たな政策課題の重要性を踏まえつつ、金融機関等のリスクに応じ、適切に外国為替検査を実施していきます。また、外国為替検査等で特定した課題等について、金融機関等へのアウトリーチ活動の実施や、外国為替検査の着眼点に追加することなどにより、制裁措置の実効性を継続的に強化していきます。

(目標の設定の根拠)

国連安保理決議等を踏まえた外為法に基づく制裁措置及びFATF勧告の着実な実施等が、国際金融システムの安定に資するためです。

定量的な測定指標

政6-1-4-A-1：外国為替及び外国貿易法に基づく制裁措置の適時実施	年度		令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度目標値
	目標値	割合 (%) (b)/(a)	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
実績値	割合 (%) (b)/(a)	100.00	100.00	100.00	N.A.		

		(a) 国連安保理決議等を踏まえた外務省告示を新規発出又は廃止した件数	1	3	2	N. A.	
		(b) 外務省告示の整備と同日に財務省告示を整備した件数	1	3	2	N. A.	
<p>(注) 令和 5 年度の実績値は、令和 6 年 3 月末に確定し、令和 5 年度の実績評価書に記載します。</p> <p>(目標値の設定の根拠)</p> <p>制裁措置の適時実施のためには、制裁の対象者等を指定する外務省告示が制定された場合、これに対応し迅速に財務省告示を整備することが重要であるため、上記目標値（割合）を設定しました。</p>							
政6-1-4-A-2：外国為替検査の実施状況	年度		令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度目標値
	オフサイト・モニタリングの実施件数	目標値	238	238	226	223	213
		実績値	226	223	213	N. A.	
	外国為替検査の実施件数	目標値	110	90	110	104	N. A.
実績値		15	85	116	N. A.		
<p>(注 1) 令和 5 年度の実績値は、令和 6 年 3 月末に確定し、令和 5 年度実績評価書に記載します。</p> <p>(注 2) オフサイト・モニタリングとは、平成 30 年の外国為替検査ガイドラインの制定に伴い、これまで実施していた内部監査ヒアリングを改組し、外為法令等を遵守するための内部管理態勢等に係る報告を求めるもの。</p> <p>(注 3) 外国為替検査の目標値については、令和 6 年 7 月～8 月に令和 6 事務年度（7 月～翌年 6 月までの期間）の検査計画を策定することとしているため、令和 7 年度実施計画に掲載予定です。</p> <p>(目標値の設定の根拠)</p> <p>制裁措置の実効性の確保及び F A T F 勧告の着実な実施を進めていくために、外為業務の状況や外為法令等を遵守するための内部管理態勢等を定期的かつ継続的に把握するオフサイト・モニタリングや、外為法令等の遵守状況及び内部管理態勢の状況を検証する立入検査を実施しており、オフサイト・モニタリングの実施件数については、令和 4 年度の実績を参考に目標値を設定しました。外国為替検査については、上記オフサイト・モニタリングの結果を活用し、ロシアに関する制裁等の新たな政策課題の重要性も踏まえた金融機関のリスクプロファイルの評価作業等を行い、検査計画を策定しています。</p>							
政6-1-4-A-3：外為法令等遵守に係る説明会の実施状況	年度		令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度目標値
	目標値		12	12	12	12	12
	実績値		10	16	13	N. A.	
<p>(注) 令和 5 年度の実績値は、令和 6 年 3 月末に確定し、令和 5 年度の実績評価書に記載します。</p> <p>(目標値の設定の根拠)</p> <p>外為法令等遵守に係る説明会については、ロシアに関する制裁等の新たな政策課題や外国為替検査等で特定した課題等に関する事項も含め、外為業務の取扱いを行っている金融機関等に対し、各財務局・業界団体等が主催する機会や、オンラインを活用して実施しており、引き続き、説明会を月 1 回程度実施するよう上記目標値を設定しました。</p>							

今回廃止した測定指標とその理由	
該当なし	
参考指標	<p>○参考指標 1 「テロリスト等に対する我が国による資産凍結措置対象者数【再掲（総5-1：参考指標 3）】」</p> <p>○参考指標 2 「F A T F 関連会合への出席回数」</p> <p>○参考指標 3 「F A T F 勧告に係る研修等への参加状況」</p> <p>○参考指標 4 「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議の開催回数」</p>

施策	政6-1-5：対内直接投資審査制度の適正な運用
取組内容	<p>我が国への対内直接投資は、我が国経済の健全な発展に寄与するものである一方、投資を通じて、国の安全等に関わる技術情報の流出や事業活動の喪失といった事態につながるおそれを生じうるものです。かかる観点から財務省としては、外為法に基づき、投資の自由を原則としつつ、一定の対内直接投資については国の安全等の観点から事前に審査する制度を設け、こうした懸念に対応しています。</p> <p>昨今、我が国経済の健全な発展に寄与する対内直接投資の促進はその重要性が一層増す一方、諸外国において自国の安全等を損なうおそれのあるものについて対応を強化する動向がみられるところです。こうした状況も踏まえ、外為法の下で、国内関係省庁と連携し、政府全体として審査能力の底上げ・事後モニタリングの実効性強化を図るほか、外国当局との情報交換の連携を引き続き進めていきます。加えて、地方企業等に対する投資の動向にも目配りできるよう、財務局も含め情報収集・分析・モニタリング等の強化を図るなど、執行体制の一層の強化を図っていきます。これらにより、対内直接投資の迅速かつ適切な審査の実施に努めていきます。</p> <p>また、投資家の利便性向上の観点から、オンラインにより事前届出を提出できるよう対応したところですが、引き続き関係省庁と連携しつつ、e-Govを利用して一連の手続きをオンラインで完結できるよう検討を進めます。加えて、引き続き、対内直接投資審査制度の内容の周知・徹底を図るために市場関係者等の正確な理解に寄与する情報提供を行うことで、円滑かつ着実に対内直接投資審査制度を運用していきます。</p>

定性的な測定指標

[主要] 政6-1-5-B-1：実効性のある対内直接投資審査制度への取組

(令和 6 年度目標)

迅速かつ適切に審査を実施するため、国内関係省庁との連携強化や各国当局との情報交換を進めつつ、財務局も含め執行体制の強化を図っていきます。

(目標の設定の根拠)

安全保障と経済を横断する領域で様々な課題が顕在化する中、健全な投資を一層促進しつつ、国の安全等に係る技術などが流出することを防ぐためには、国内関係省庁・海外当局との連携や、財務局のネットワークを活用し、幅広く関係者に対して説明等を行うことを通して、対内直接投資審査制度の実効性を確保することが重要であると考えられるためです。

今回廃止した測定指標とその理由

該当なし

参考指標	○参考指標 1 「我が国への対内直接投資残高」
	○参考指標 2 「対内直接投資にかかる説明会の回数」

政策目標に係る予算額	令和 3 年度	4 年度	5 年度	6 年度当初	令和 6 年度行政事業レビュー番号
(項) 事務取扱費	3,447,056 千円	2,604,411 千円	2,374,668 千円	2,485,438 千円	
(事項) 外国為替市場及び国際金融システムの安定に必要な経費	3,447,056 千円	2,604,411 千円	2,374,668 千円	2,485,438 千円	
(項) 諸支出金	268,268,473 千円	348,074,791 千円	426,363,595 千円	524,922,719 千円	
(事項) 手数料等に必要な経費	268,268,473 千円	348,074,791 千円	426,363,595 千円	524,922,719 千円	
(項) 融通証券事務取扱費一般会計へ繰入	758 千円	747 千円	749 千円	751 千円	
(事項) 融通証券事務取扱費の財源の一般会計へ繰入れに必要な経費	758 千円	747 千円	749 千円	751 千円	
(項) 国債整理基金特別会計へ繰入	506,935,763 千円	496,251,843 千円	489,590,531 千円	489,149,360 千円	
(事項) 国債整理基金特別会計へ繰入れに必要な経費	506,935,763 千円	496,251,843 千円	489,590,531 千円	489,149,360 千円	
合計	778,652,050 千円	846,931,792 千円	918,329,543 千円	1,016,558,268 千円	

(注) 「政策目標に係る予算額」の表中には、政策目標 6 - 1 に係る予算額を記載しています。

担当部局名	国際局（総務課、調査課、国際機構課、地域協力課、為替市場課）	政策評価実施予定時期	令和 7 年 6 月
--------------	--------------------------------	-------------------	------------

○ 政策目標 6 - 2 : 開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進

政策目標の内容及び
目標設定の考え方

ロシアによるウクライナ侵略は、世界経済に大きな影響を与え、複雑化する状況の中で多くの困難をもたらしています。このような状況下で、世界経済の中で大きな地位を占める我が国は、自由かつ公正な国際経済社会の実現やその安定的発展に向け、開発途上国における貧困や地球環境問題等の課題への対応を含む国際的な協力を積極的に取り組むことが求められています。

こうした状況に鑑み、我が国の厳しい財政状況や国民のODAに対する見方も踏まえつつ、開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための効果的かつ効率的な資金協力等を実施していきます。国際協力機構（JICA）の有償資金協力や国際協力銀行（JBIC）による支援については、現地の経済社会への貢献等の要素を備える「質の高いインフラ投資」の実現や、デジタル・グリーンなどの成長分野への投資の促進も含め、開発途上国の経済社会の発展を支援していく観点から、重点的に取り組んでいきます。

上記の「政策目標」を達成するための「施策」

政6-2-1 : ODA等の効率的・戦略的な活用

政6-2-2 : 有償資金協力（国際協力機構（JICA））を通じた支援並びに国際協力銀行（JBIC）及び国際開発金融機関（MDBs）を通じた支援等

政6-2-3 : 債務問題への取組

政6-2-4 : 開発途上国に対する知的支援

関連する内閣の基本方針

- 「開発協力大綱」（令和 5 年 6 月 9 日閣議決定）
- 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」「成長戦略等のフォローアップ」（令和 5 年 6 月 16 日閣議決定）
- 「経済財政運営と改革の基本方針2023」（令和 5 年 6 月 16 日閣議決定）
- 「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（令和 5 年 11 月 2 日閣議決定）
- 「インフラシステム海外展開戦略2025」（令和 2 年 12 月 10 日経協インフラ戦略会議決定、令和 3 年 6 月 17 日改訂、令和 4 年 6 月 3 日追補、令和 5 年 6 月 1 日追補）

施策 政6-2-1 : ODA等の効率的・戦略的な活用

取組内容

我が国は、SDGs（用語集参照）やODA等に関する様々な国際公約の達成に向けた取組を積極的に推進する一方、我が国の厳しい財政状況や国民の視点を踏まえると、ODAについてはこれまで以上に戦略的な実施や開発効果の向上等に努めていくことが課題となっており、令和 5 年 6 月 9 日に閣議決定された「開発協力大綱」でも示された通り、ODA等について一層効果的・戦略的に活用することが求められています。

財務省は、関係省庁間で密接な連携を図りながら、有償資金協力（円借款（用語集参照）等）・技術協力・無償資金協力の一体的活用、国際開発金融機関（MDBs）及び諸外国との援助協力の推進、国別援助方針の策定、ODA評価の充実、NGOや民間企業等との連携、国際協力

銀行（J B I C）の機能強化等に取り組んでいるところであり、引き続きODA等の効率的・戦略的な活用に取り組んでいきます。

定性的な測定指標

〔主要〕政6-2-1-B-1：円借款を通じたODAの効率的・戦略的な活用

（令和6年度目標）

円借款等を実施するに当たって、適切な事業規模の確保、他機関との連携及び必要に応じた制度改善等を通じて、その効率的・戦略的な活用を図っていきます。

（目標の設定の根拠）

我が国の経済・財政状況が厳しい中、幅広い国民の理解を得てODAを実施していくためには、効率的かつ戦略的に援助を実施していく必要があるためです。

政6-2-1-B-2：国際協力銀行（J B I C）を通じたその他の政府資金（O O F : Other Official Flows）の効率的・戦略的な活用

（令和6年度目標）

J B I Cの機能強化及び他機関との連携を通じて、開発途上国の安定的な経済社会の発展や、地球規模課題の解決に貢献していきます。

（目標の設定の根拠）

「開発協力大綱」にも示されている通り、開発協力を実施するに当たって、ODAのみならず、J B I Cの実施するO O Fとの連携を強化し、開発のための相乗効果を高める必要があるためです。

今回廃止した測定指標とその理由

該当なし

参考指標

- 参考指標1 「開発途上国に対するODA、O O F及びP F（民間資金）の実施状況」
- 参考指標2 「円借款実施状況」【再掲（総5-1：参考指標5）】
- 参考指標3 「円借款の標準処理期間の達成状況」
- 参考指標4 「J I C Aの詳細型事後評価完了案件の分布」
- 参考指標5 「国際協力銀行（J B I C）の出融資保証業務実施状況」【再掲（総5-1：参考指標6）】

施策

政6-2-2：有償資金協力（国際協力機構（J I C A））を通じた支援並びに国際協力銀行（J B I C）及び国際開発金融機関（M D B s）を通じた支援等

財務省は、有償資金協力（J I C A）を通じた支援やJ B I C業務、M D B sに関する業務を所管する立場から、以下の通り取り組んでいきます。

A 有償資金協力（J I C A）を通じた支援

開発途上国に対して、長期・低利の緩やかな条件で開発資金を融資する円借款は、開発途上国にとって必要不可欠な経済インフラの整備や社会開発を推進するために重要な役割を果たしています。その効果を一層高め機動的な円借款の実施を可能とするために、円借款や海外投融資（用語集参照）の更なる迅速化や、ハイスpekク借款（用語集参照）、サブ・ソブリン向け円借款（相手国政府保証の免除）及びドル建て借款といった制度拡充を実施し、その運用をしています。

円借款は、返済が求められる有償の資金であることから、債務償還確実性の確保に慎重を期す必要があります。財務省としては、IMFをはじめとする国際金融機関の知見も活用しつつ、開発途上国の財政や国際収支の状況を分析する等、債務持続可能性に目を配る

とともに、世界銀行をはじめとするMDBsとの連携が図られるように意を用いる等、援助効果の向上に努めています。こうした観点から、相手国政府との協議や、それを受けて策定される国別援助方針、更には、個々の円借款の案件の形成に参画していきます。

引き続き、アジア地域をはじめ、世界各地域に対し、その必要性と特性に応じ、世界銀行、アジア開発銀行などのMDBsとの連携を深めながら、開発効果の高い円借款の供与を図っていくほか、更に技術協力・無償資金協力との有機的連携を進めていきます。

B J B I Cを通じた支援

J B I Cについては、引き続き、民業補完の原則の下、国策上重要な海外資源確保、我が国産業の国際競争力の維持・向上、地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする事業の促進、国際金融秩序の混乱への対処に努め、こうした取組により、開発途上国等の持続的発展に貢献していきます。

令和5年10月には、株式会社国際協力銀行法（平成23年法律第39号）の一部改正法（令和5年4月成立）が全面施行され、日本の産業の国際競争力の維持・向上に資するサプライチェーンの強靱化や、デジタル・グリーンなどの成長分野を見据えた、スタートアップ企業を含む日本企業の更なるリスクテイクの後押し、そして国際協調によるウクライナ復興支援への参画が可能となりました。

こうした枠組も活用し、開発途上国等を支援すると共に、日本企業の国際競争力の維持・向上を支援していきます。

C M D B s等を通じた効率的・戦略的な支援

世界銀行、アジア開発銀行等のMDBsは開発援助における豊富な経験を有し、高度な専門知識を持った人材を数多く有するとともに、その広範な情報網を活用して現地の支援ニーズを的確に把握することにより、効果的な援助を行うことができる等の長所があります。MDBsは、貧困削減や包摂的成長の実現に向け、国際開発コミュニティの中で中核的な役割を担うことに加え、気候変動等の地球規模の課題への対応についても重要な役割を果たしています。

我が国は、開発分野で重視するテーマについて、MDBsを重要なパートナーとして協働して取り組んでいきます。例えば、日本議長下のG20の成果である「質の高いインフラ投資に関するG20原則」の推進や、日本が国際的な議論を主導してきたユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）（用語集参照）の推進、途上国における感染症への予防・備え・対応（PPR）の強化等について、MDBsの知見を活用して取組を進めるため、MDBsに設置された日本信託基金やマルチドナー信託基金を通じて、積極的に途上国を支援していきます。

併せて、MDBsの主要出資国として、業務運営に積極的に参画し、我が国のODA政策・開発理念や経験・専門的知見をMDBsの政策や業務に反映させ、また、我が国の開発援助にMDBsの経験・専門的知見を活用することで、我が国支援の効果・効率を増大させていきます。令和5年度には、世界銀行グループで低所得国向け支援を行う国際開発協会（IDA）においては、今後行われる第21次増資（IDA21）に向け、また、アジア開発銀行（ADB）のアジア・太平洋地域の低所得国への支援を行うアジア開発基金（ADF）においては、第13次財源補充（ADF14）に向け、加盟国間で議論が行われており、我が国は主要出資国として積極的に参画しています。引き続きこれらも含めて、我が国が開発分野で重視するテーマがMDBsの重点政策として位置づけられ、MDBsを通じた効果的な支援が可能となるよう取り組んでいきます。

取組内容

また、MDBsにおいては、気候変動やパンデミック等の地球規模の課題への対応強化を通じて、開発効果の最大化を図るための取組であるMDB改革が議論されています。具体的には、民間資金動員強化や、新たな金融手法の開発などが議論されています。また、MDBsの既存資本を最大限活用するための方策が実施されています（G20による「自己資本の十分性に関する枠組みの独立レビュー（CAFレビュー）」）。我が国は、令和5年10月に開催された世界銀行・IMF合同開発委員会において、世界銀行の融資余力を拡大するための新たな金融手法であるポートフォリオ保証プラットフォームに対して貢献する用意がある旨表明する等、各MDBsやG7・G20等におけるこれらの議論を積極的に主導してきました。今後も、引き続きこうした取組に積極的に参画し、MDBsやG7・G20諸国等との意見交換・議論を活発に行っていきます。

D 国際機関と連携したUHC実現のための支援及びパンデミックへのPPRの強化

UHCは持続可能な開発目標（SDGs）のターゲットの一つとして挙げられています。財務省は、国際開発金融機関の主要ドナーとして、世界銀行等と共同して開発途上国におけるUHC推進に積極的に取り組んできました。また、G7やG20等の国際場裡におけるUHC推進やパンデミックへの予防・備え・対応（PPR）強化の議論を先導しています。令和5年の日本議長下のG7においては、「財務・保健の連携強化及びPPRファイナンスに関するG7共通理解」を取りまとめ、財務・保健の更なる連携強化の重要性を確認するとともに、パンデミック発生時の「対応」のため、必要な資金を迅速かつ効率的に供給する、「サージ・ファイナンス」の枠組みについて「G20財務・保健合同タスクフォース」等とともに検討を進めることに合意しました。これを踏まえ、G20における議論に積極的に貢献しました。

また、世界銀行には、令和4年9月にパンデミックPPRに関して既存の保健システムにおける資金ギャップに対処する新たな資金メカニズムであるパンデミック基金（Pandemic Fund）が設立されました。財務省は、創設ドナーとして同基金に参画し、令和5年7月の第1回目の支援案件決定等に貢献してきました。

加えて、令和5年9月には途上国に対しPPRの向上を支援するため、新たな円借款制度を創設しました。

今後も、関係省庁・機関や、世界銀行等のMDBs・世界保健機関（WHO）といった国際機関と連携し、財務・保健当局の連携枠組みのさらなる強化や、パンデミックPPRを含む国際保健枠組みの強化に取り組むとともに、UHC実現に向けた議論・取組に積極的に参画していきます。

E 気候変動対策及び地球環境保全に向けた開発途上国の取組支援

平成27年12月に行われた国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）では、「京都議定書」に代わる、2020年（令和2年）以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組である「パリ協定」（Paris Agreement）が採択されました。同協定は平成28年11月に発効し、令和2年1月より本格実施されているところであり、引き続きこの協定の目的達成に向けた途上国の取組を積極的に支援していきます。

我が国は、世界銀行が管理する信託基金である地球環境ファシリティ（Global Environment Facility：GEF）（用語集参照）及び気候投資基金（Climate Investment Funds：CIF）（用語集参照）、更には緑の気候基金（Green Climate Fund：GCF）（用語集参照）の主要な拠出国です。関係省庁と協力し、各基金の評議会等への参加を通じてその活動を支援しています。

財務省は、G7、G20及びCOP等の国際場裡において、パリ協定の目的達成に向けた途上国の取組に係る議論や支援に積極的に参画しています。具体的には、対象国の高排出インフラの早期退役の加速化と、再生可能エネルギー及び関連インフラへの投資等のための支援をドナー国が連携して実施するパートナーシップである、「公正なエネルギー移行パートナーシップ」(Just Energy Transition Partnership: JETP)において、インドネシアを対象としたパートナーシップの共同リード国として米国とともに議論を主導しています。さらに、令和5年の日本議長下のG7において、「脱炭素時代における強靱なサプライチェーン構築に向けた財政・公的金融手段に係るハイレベル政策ガイダンス」を策定し、同志国や世界銀行とともに、低・中所得国がクリーンエネルギー関連製品の中流(鉱物の精練・加工)及び下流(部品製造・組立)において、より大きな役割を果たせるよう協力する新たなパートナーシップ「強靱で包摂的なサプライチェーンの強化」(Resilient and Inclusive Supply-chain Enhancement: RISE)を立ち上げました。今後も、主要ドナーとして、RISEの議論・取組に積極的に参画していきます。

また、財務省が最初のドナーとして貢献している、アジア開発銀行(ADB)のエネルギー・トランジション・メカニズム(ETM)では、第1号案件の実施に向けて関係者間での覚書が締結されるなど、取組が進んでいます。さらに、ADBでは、令和5年5月の総会において、アジア・太平洋革新気候変動金融ファシリティ(IFCAP: Innovative finance Facility for Climate in Asia and Pacific)の立ち上げが発表されるなど、アジア・太平洋地域の気候変動対応支援のための取組が積極的に進められています。同ファシリティには、財務省は設立パートナーの1か国として資金貢献する方針を表明しています。

加えて、自然災害リスク保険を活用し、太平洋島嶼国等において、災害発生時の迅速な資金供与を支援しており、引き続き災害リスクファイナンスを含む適応分野について、国際協調を促進していきます。

今後も、国際社会とも連携し、気候変動対策及び地球環境保全に向けた取組に積極的に参画していきます。

F ロシアによるウクライナ侵略への対応

国際秩序の根幹を揺るがすロシアのウクライナ侵略は、厳しさを増す東アジアの安全保障を踏まえると、我が国にとっても決して他人事ではなく、ウクライナへの支援は、国際社会全体の責務と言えます。我が国は、令和5年のG7議長国として、同年3月のウクライナ向けIMF支援プログラムの開始から、12月の第二次レビューまでの議論の取りまとめを行いました。

ウクライナ及び周辺国に対しては、令和5年6月までに、財政支援や人道・食料関連支援等をあわせて計約76億ドルの支援を表明しました。このうち、財務省としては、無償支援と、国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律(昭和27年法律第191号)の一部改正法(令和5年4月成立)によって可能となった世界銀行融資への信用補完を合わせて、総額55億ドルの財政支援に取り組んできました。更に、令和5年12月には、日本政府として、人道及び復旧・復興支援を含む10億ドル規模の追加支援を決定したこと、今後この追加支援と世界銀行融資への信用補完を合わせて総額45億ドル規模の支援を行っていく用意があることを表明したところであり、これらの着実な実行に向けて取り組んでいきます。

国際社会ではウクライナの復旧・復興を見据えた議論も進んでいます。財務省は、復旧・

復興に向けた民間資金動員の促進のために、令和5年2月に設立された、民間セクターへの保証業務を行う世界銀行グループの多数国投資保証機関(MIGA)のウクライナ復興・経済支援(SURE)信託基金に、第1号ドナーとして貢献しています。加えて、主に、中東欧等の民間セクター支援を行う欧州復興開発銀行(EBRD)において、日本は主要ドナーとして、令和5年12月に合意されたウクライナの復旧・復興支援のための増資に参画しています。引き続き、ウクライナにおける経済復興を力強く推進する観点から、EBRD等のMDBsを通じて、主に民間セクターにおけるウクライナ支援の強化に向けて取り組んでいくとともに、現地のニーズを適切に把握しながら、持続可能な支援方法を検討していきます。

財務省では、膨大な支援ニーズに応えるため、MDBsの知見を活用しつつ、ウクライナへの財政支援や復旧・復興支援、JBICの機能強化等を通じた支援を進めていきます。

定性的な測定指標

[主要] 政6-2-2-B-1：国際開発金融機関(MDBs)等を通じた支援への参画

(令和6年度目標)

世界銀行グループ、アジア開発銀行等のMDBs等の主要出資国として、低所得国支援等も含めた業務運営に積極的に参画していきます。また、地球規模の課題への対応を強化するためのMDB改革が進むように議論に貢献していきます。

(目標の設定の根拠)

MDBs等の業務運営に積極的に参画し、我が国のODA政策・開発理念や経験・専門的知見をMDBs等の政策や業務に反映させることで、我が国支援の効果・効率を増大させていくことが重要であるためです。

政6-2-2-B-2：UHC実現・パンデミックへのPPRの強化に向けた戦略的な取組への積極的な参画

(令和6年度目標)

我が国が国際的取組を先導しているUHCの実現に向けた議論や、パンデミックへのPPRの強化に向けた議論に積極的に参画していきます。

(目標の設定の根拠)

開発途上国等の持続的な経済社会の発展のためには、UHCの実現やパンデミックへのPPRの強化が重要であり、その観点から、議論への積極的な参加とUHC実現・パンデミックへのPPRの強化に向けた取組の推進が必要であるためです。

政6-2-2-B-3：気候変動対策及び地球環境保全に向けた議論への積極的な参画

(令和6年度目標)

G7やG20等の国際会議や、我が国が主要な拠出国となっている地球環境ファシリティ(Global Environment Facility:GEF)、気候投資基金(Climate Investment Funds:CIF)、緑の気候基金(Green Climate Fund:GCF)及び「強靱で包摂的なサプライチェーンの強化」(Resilient and Inclusive Supply-chain Enhancement:RISE)の運営、また米国とともに共同リード国として取り組む公正なエネルギー移行パートナーシップ(Just Energy Transition Partnership:JETP)に係る議論等に積極的に参画していきます。

(目標の設定の根拠)

気候変動及び地球環境問題に対する必要な援助を引き続き提供することにより、開発途上国における気候変動対策及び地球環境保全を支援するため、議論に積極的に参画する必要があります。

政6-2-2-B-4：ロシアによるウクライナ侵略による影響を受けている国々への支援

	<p>(令和 6 年度目標)</p> <p>我が国の厳しい財政事情も踏まえつつ、G 7 や国際機関をはじめとする国際社会と一層緊密に連携しながら、ウクライナ及び周辺国、ロシアによるウクライナ侵略の影響を受けている脆弱国の支援を行っていくため、必要となる施策を講じていきます。また、ウクライナの復興も見据え、民間資金の動員に向けた取り組みも行っていきます。</p> <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>令和 4 年 2 月以降のロシアによるウクライナ侵略は、世界経済に多くの困難をもたらしており、G 7 や国際機関をはじめとする国際社会と連携しながら、ウクライナ及び周辺国、ロシアによるウクライナ侵略の影響を受けている脆弱国の支援を行うことが重要であるためです。</p>
<p>今回廃止した測定指標とその理由</p>	
<p>該当なし</p>	
<p>参考指標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○参考指標 1 「国際開発金融機関 (M D B s) に対する主要国の出資」 ○参考指標 2 「国際開発金融機関 (M D B s) 等に対する拠出金」 ○参考指標 3 「国際開発金融機関 (M D B s) の活動状況」 ○参考指標 4 「円借款実施状況」【再掲 (総 5-1 : 参考指標 5)】 ○参考指標 5 「国際協力銀行 (J B I C) の出融資保証業務実施状況」【再掲 (総 5-1 : 参考指標 6)】 ○参考指標 6 「国際協力銀行 (J B I C) によるサムライ債発行支援の実績」

<p>施策</p>	<p>政 6-2-3 : 債務問題への取組</p>
<p>取組内容</p>	<p>我が国は、債務問題に直面した開発途上国政府に対し、パリクラブ (主要債権国会合) 合意に基づき、公的債権の繰り延べや削減を行っています。近年においては、開発途上国に対する資金援助の構造も変化してきており、中国等のパリクラブ以外の新興援助国からの資金が増加する傾向にあります。また、開発途上国自身による債券発行も含めた民間からの資金借入も増加しています。その一方で、IMF や世界銀行においては、我が国を含めた全ての債権者やドナーが、債務持続可能性分析の枠組に沿った行動をとるよう促しています。</p> <p>財務省としても、債務透明性の向上及び債務持続可能性の確保に向けた、債務者及び公的・民間の債権者双方による協働が必要との認識の下、国際社会における議論に積極的に参画しています。また、IMF ・世界銀行の各信託基金 (「決定のためのデータ基金」・「債務管理ファシリティ」) 等に拠出し、債務国の債務管理能力の構築に向けた技術支援等を実施しています。加えて、債権国と世界銀行それぞれが保有する債務データを突合する取組を主導し、多額のギャップを把握するなど、債務の透明性・正確性の向上に取り組んでいます。</p> <p>G 20 及びパリクラブは、令和 2 年 4 月、新型コロナウイルス感染症の拡大によって流動性危機に直面する低所得国に対し、これら諸国の公的債務の支払を一時的に猶予する「債務支払猶予イニシアティブ」 (以下、D S S I) に合意しました。また、令和 2 年 11 月には、D S S I 対象国に対する債務救済を行うにあたっての「D S S I 後の債務措置に係る共通枠組」 (以下、「共通枠組」) に合意しました (D S S I は令和 3 年 12 月末に失効)。「共通枠組」の下での債務措置は、一部の新興国が、プロセスの前進に非常に時間を要していますが、令和 5 年 10 月、債権者委員会は、ザンビアの覚書について合意に至りました。我が国は、国際機関や他の債権国と密に連携を図り、迅速な債務措置の妥結に向けて、対処しています。また、「共通枠組」対象外の中所得国の債務問題についても、スリランカの債務再編を交渉する債権国会合の共同</p>

議長を担う等、我が国が主導してプロセスを進め、令和5年11月には同債権国会合とスリランカ政府との間で債務再編にかかる基本合意に至りました。このように、我が国は、具体的な債務措置に向けた議論への参画を通して、開発途上国の債務透明性の向上及び債務持続可能性の確保に向けて、取り組んでいます。

今後も、債務持続可能性を脆弱なものとする非譲許的借入（用語集参照）の増加等、開発途上国が直面する債務に関する諸問題に対し、IMF、世界銀行、G20やパリクラブ等の国際的枠組において、新興援助国等も含めた包括的な対応の実現に向けて、積極的に議論に参画していきます。

定性的な測定指標

[主要] 政6-2-3-B-1：債務に関する諸問題についての議論への積極的な参画

(令和6年度目標)

債務持続可能性を脆弱なものとする非譲許的借入の増加等、開発途上国が直面する債務に関する諸問題に関し、IMF、世界銀行、G20やパリクラブ等の国際的枠組において、開発途上国からの要請に基づく「共通枠組」の実施をはじめ、新興援助国等も含めた包括的な対応の実現に向けて、積極的に議論に参画していきます。また、G7やG20等の国際的枠組みにおいて、我が国は、債権国に対する債権データの国際機関への共有に係る働きかけを通して、債務の透明性・正確性の向上に引き続き取り組んでいきます。

(目標の設定の根拠)

新興援助国や民間からの資金流入の増大等、開発途上国への資金流入状況が変化している中で、開発途上国の債務持続可能性を確保するために積極的に議論に参画していくことや、債権国による債務の透明性・正確性向上への協力が重要であるためです。

今回廃止した測定指標とその理由

該当なし

参考指標

該当なし

施策 政6-2-4：開発途上国に対する知的支援

取組内容

開発途上国が持続的な経済発展を進めるためには、財政金融分野等における適切な制度の構築が必要です。また、開発途上国と我が国が貿易投資等の経済関係や、密輸阻止及びテロ防止等のための協力関係を深める前提として、相手国当局の能力強化が重要です。

この観点から、これまでの取組を踏まえつつ、政策担当者等を日本に受け入れての経済財政政策等についての調査研究・セミナー等の実施、開発途上国が抱える政策課題等について現地に専門家等を派遣しての調査研究・セミナー等による技術支援の実施のほか、海外の研究機関との交流を通じ、我が国の経験に裏打ちされた知識やノウハウを提供することで、開発途上国における政策の立案及び実施能力の向上等を目的とした人材育成支援を中心とする国際協力に積極的に取り組んでいきます。

また、開発途上国の税関当局に対しても、WCO（世界税関機構）（用語集参照）をはじめとする国際機関等とも連携しながら、開発途上国自身が自立的に国際標準に則った形で、税関分野の制度構築・整備、執行改善・能力強化ができるよう支援することにより、我が国との貿易投資等の経済関係及び水際取締り等に関する協力関係の強化に取り組んでいきます。

同時に、これまで行った支援の不断の点検と改善を行うことにより、今後実施する支援が質

の高いものとなるよう努めます。

なお、すでに対面形式での交流・セミナー等を再開した一方で、交流・セミナーにおける開催目的・テーマ、対象者や講師の所在、人数などを考慮して、オンライン方式による開催が適切な場合もあると考えられます。そのため、双方のメリットを比較考量しながら開催方式を決定・実施してまいります。政策実施の効果を客観的・定量的に測定することが可能なものとして、「知的支援に関する研修・セミナー参加者の満足度」(研修・セミナーを「有意義」以上と回答した者の割合)を、測定指標として設定しています。

定量的な測定指標

[主要] 政6-2-4-A-1：知的支援に関する研修・セミナー参加者の満足度(研修・セミナーを「有意義」以上と回答した者の割合) (単位：%)	年度	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度 目標値
目標値		95.0以上	95.0以上	95.0以上	95.0以上	95.0以上
実績値		99.0	99.6	99.1	N.A.	

(注) 令和5年度の実績値は、令和6年6月に確定し、令和5年度実績評価書に記載します。

(出所) 関税局参事官室(国際協力担当)、財務総合政策研究所総務研究部国際交流課

(目標値の設定の根拠)

知的支援の効果・有効性の向上を一層図っていく観点から目標値を「95.0以上」としています。

今回廃止した測定指標とその理由

該当なし

参考指標

○参考指標1「研修・セミナー等の実施状況」

政策目標に係る予算額	令和3年度	4年度	5年度	6年度当初	令和6年度行政事業レビュー番号
(項) 経済協力費	104,998,911 千円	150,329,198 千円	159,357,975 千円	83,435,692 千円	
(事項) 経済協力に必要な経費	104,998,911 千円	150,329,198 千円	159,357,975 千円	83,435,692 千円	
内 アジア開発銀行等拠出金	57,418,106 千円	102,687,985 千円	111,126,784 千円	34,540,091 千円	(注2)
内 独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門出資金	47,020,000 千円	47,090,000 千円	47,840,000 千円	48,480,000 千円	(注2)
内 米州投資公社出資金	162,498 千円	159,004 千円	-	27,800 千円	(注2)
その他	398,307 千円	392,209 千円	391,191 千円	387,801 千円	(注2)
合計	104,998,911 千円	150,329,198 千円	159,357,975 千円	83,435,692 千円	

(注1) 「政策目標に係る予算額」の表中には、政策目標6-2に係る予算額を記載しています。

(注2) 行政事業レビューの対象か否か及び対象となった場合の番号は、確定後に記載します。

担当部局名	国際局（総務課、地域協力課、開発政策課、開発機関課）、関税局（参事官室（国際協力担当））、税関研修所、財務総合政策研究所（総務研究部国際交流課）	政策評価実施予定時期	令和7年6月
--------------	--	-------------------	--------

○ 政策目標6-3：日本企業の海外展開支援の推進

政策目標の内容及び
目標設定の考え方

国内市場が少子高齢化・人口減等により縮小傾向にあるなか、拡大が見込まれる海外市場の獲得は引き続き重要であり、日本企業が持つ技術力を始めとした強みを活かし、積極的に世界市場への展開を図っていくことが重要となっています。

令和2年12月、新興国企業との競争の激化、SDGsの考え方の普及、国際情勢の複雑化等、インフラ市場をめぐる急速な環境変化を踏まえ、平成25年5月に策定した「インフラシステム輸出戦略」を見直す形で、「インフラシステム海外展開戦略2025」を策定し（令和3年6月に改訂、令和4年6月に追補、令和5年6月に追補）、令和7年に34兆円のインフラシステムの受注を達成するとの目標に向けて取り組んでいます。

財務省としては、これらの方針を踏まえ、関係省庁、関係機関と連携し、日本の産業の国際競争力の維持・向上に資するサプライチェーンの強靱化によって、日本企業の海外進出の基盤を確保しつつ、デジタル・グリーンなどの成長分野を見据えた、スタートアップ企業等の支援を含む日本企業の海外展開支援を推進していきます。

上記の「政策目標」を達成するための「施策」

政6-3-1：国際協力機構（JICA）有償資金協力業務、国際協力銀行（JBIC）業務を通じた支援の推進

関連する内閣の基本方針

- 「開発協力大綱」（令和5年6月9日閣議決定）
- 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」「成長戦略等のフォローアップ」（令和5年6月16日閣議決定）
- 「経済財政運営と改革の基本方針2023」（令和5年6月16日閣議決定）
- 「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（令和5年11月2日閣議決定）
- 「インフラシステム海外展開戦略2025」（令和2年12月10日第49回経協インフラ戦略会議決定、令和3年6月17日改訂、令和4年6月3日追補、令和5年6月1日追補）

施策

政6-3-1：国際協力機構（JICA）有償資金協力業務、国際協力銀行（JBIC）業務を通じた支援の推進

取組内容

国際情勢の複雑化、地球規模課題の深刻化やインフラ市場展開地域・分野の拡大により、インフラ海外展開等に影響を与えるリスクも多様化しており、安定的な日本企業の海外展開のため、一層の対応が求められています。日本企業の海外でのビジネス展開に対しては、これまでJICAによる有償資金協力やJBIC等を通じた支援を行ってきたところですが、国際的な競争が激しくなっている分野の案件や民間の金融機関で対応できないリスクの高い案件については、官民あがいで一層取り組む必要があります。財務省は、「インフラシステム海外展開戦略2025」等に盛り込まれている当該施策について、経協インフラ戦略会議における議論にも参加しながら、JICAによる有償資金協力やJBICの出融資保証業務の枠組みを活用して、ファイナンス面から日本企業の海外展開支援をより一層支援していきます。

A JICAによる有償資金協力等を通じた支援

JICAによる有償資金協力については、政府が発表した「質の高いインフラパートナーシップ」(平成27年5月)等において、質の高いインフラ輸出促進のための更なる制度改善を進めることとされています。これらを踏まえ、新興国・開発途上国の経済社会の発展と日本経済の活性化を支援するため、本邦技術活用条件(STEP)(用語集参照)による円借款供与をはじめとする着実な支援を実施するとともに、関係省庁・関係機関との連携を図りつつ、円借款の更なる迅速化等に努めるなど、制度改善を実施してきました。具体的には、STEPについて、平成30年12月に、入札における競争性の向上及び応札企業の価格競争力強化等に資する制度改善を行いました。また、JICAが海外投融資(用語集参照)業務で出資する際の現地企業等への直接出資にかかる限度額について、原則は25%以下であるところ、質の高いインフラの推進に資する事業については50%未満とする出資比率上限規制の柔軟化を実施しました。さらに、JICA海外投融資が、既存の金融機関では対応できない開発効果の高い案件に対応するにあたり、JBIC先議を含むJICA海外投融資の審査プロセスについて、産業界の意向も踏まえつつ、本邦企業のニーズに透明性と予見可能性をもって迅速に対応するために、関係省庁が検討した運用の見直し・改善の具体的な方策を実行に移しました。

こうした制度改善等を踏まえた有償資金協力の活用や国際機関との連携を通じ、日本企業の参画を支援することで、新興国・開発途上国を支援しつつ、各国の成長を取り込み、日本経済の活性化の実現を図ります。

B JBICを通じた支援

平成27年5月に発表された「質の高いインフラパートナーシップ」等を踏まえ、民間の資金・ノウハウを活用した海外のインフラプロジェクト等について、日本企業の海外展開をより一層後押しするため、これまでJBICの機能強化を図ってきました。令和4年7月には、「グローバル投資強化ファシリティ」を創設し、日本企業による、脱炭素化をはじめとする地球環境保全への貢献を支援すると共に、サプライチェーン強靱化や質の高いインフラの海外展開、海外における新たな市場創出を支援しています。令和5年10月には、株式会社国際協力銀行法(平成23年法律第39号)の一部改正法(令和5年4月成立)(以下「改正法」)が全面施行され、日本の産業の国際競争力の維持・向上に資するサプライチェーンの強靱化や、デジタル・グリーンなどの成長分野を見据えた、スタートアップ企業を含む日本企業の更なるリスクテイクの後押しが可能となりました。今後とも、JBICが有する様々なツールを一層活用し、開発途上国等海外の経済社会の発展を取り込み、日本企業の積極的な海外展開を一層支援できるよう、JBICの機能強化を通じ、日本の産業の国際競争力の維持・向上に資するサプライチェーンの強靱化やスタートアップ等の日本企業のリスクテイク推進などの課題に、財務省として積極的に取り組んでいきます。

定性的な測定指標

政6-3-1-B-1：国際協力機構(JICA)による有償資金協力を通じた効率的・戦略的な支援の取組
(令和6年度目標)

日本企業の優れた技術・ノウハウを新興国・開発途上国に提供することを通じて、各国の成長を取り込み、日本経済の活性化につながるよう、JICAによる有償資金協力を通じた支援をより一層、効率的・戦略的に実施していきます。

<p>(目標の設定の根拠)</p> <p>我が国が新興国・開発途上国の持続的な経済社会の発展を支援しつつ、日本企業の海外展開を支援していく上で、JICAによる有償資金協力が重要なツールの一つであるためです。</p>											
<p>[主要] 政6-3-1-B-2: 国際協力銀行(JBIC)を通じた効率的・戦略的な支援の取組</p>											
<p>(令和6年度目標)</p> <p>JBICにおいては、更なるリスクテイクを可能とする「グローバル投資強化ファシリティ」等のツールを活用しつつ、改正法による機能強化を活かして、日本企業の海外展開をより一層、効率的・戦略的に後押ししていきます。</p>											
<p>(目標の設定の根拠)</p> <p>日本企業の海外展開を支援していく上では、様々な機能強化等を行ってきたJBICによる出融資保証業務が重要なツールの一つであるためです。</p>											
<p>今回廃止した測定指標とその理由</p>											
<p>該当なし</p>											
<p>参考指標</p>	<p>○参考指標1「円借款実施状況」【再掲(総5-1:参考指標5)】</p> <p>○参考指標2「国際協力銀行(JBIC)の出融資保証業務実施状況」【再掲(総5-1:参考指標6)】</p>										
<p>政策目標に係る予算額</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>令和3年度</th> <th>4年度</th> <th>5年度</th> <th>6年度当初</th> <th>令和6年度行政事業レビュー番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5">上記の政策目標に関連する予算額はありません。</td> </tr> </tbody> </table>	令和3年度	4年度	5年度	6年度当初	令和6年度行政事業レビュー番号	上記の政策目標に関連する予算額はありません。				
令和3年度	4年度	5年度	6年度当初	令和6年度行政事業レビュー番号							
上記の政策目標に関連する予算額はありません。											
<p>担当部局名</p>	<p>国際局(総務課、開発政策課)</p>										
<p>政策評価実施予定時期</p>	<p>令和7年6月</p>										

○ 政策目標 7 - 1 : 政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営の確保

政策目標の内容及び
目標設定の考え方

政策金融は、金融という資金供給の手法によって、特定の政策目的を達成する政策実現手段であり、税制、補助金等と同様に財政政策の一環として政策的な資源配分機能を果たしています。政策金融の機能が的確に発揮されるためには、その担い手である政府関係金融機関等が適正かつ効率的に運営されていることが重要です。今後も、政府関係金融機関等が経済動向を踏まえつつ、必要なニーズに対し、質・量ともに的確な対応を行うことができるよう、民業補完の観点から不断の業務の見直しを行います。

また、政府関係金融機関等の財務の健全性及び適正な業務運営を確保するため、主務省として、金融庁や関係省庁と連携しつつ、効果的・効率的な検査等を行います。

(参考) 政府関係金融機関等

政府関係金融機関等には、以下の機関が含まれます。

○ 財務省所管の政府系金融機関

(1) 株式会社日本政策金融公庫

国民一般、中小企業者及び農林水産業者の資金調達を支援するための金融並びに危機対応（内外の金融秩序の混乱又は大規模な災害、テロリズム若しくは感染症等による被害について主務大臣による危機認定がなされた場合の「指定金融機関」（用語集参照）に対する信用供与）を行う政府関係金融機関。

(2) 株式会社国際協力銀行

重要な資源の海外における開発及び取得を促進し、産業の国際競争力の維持及び向上を図り、並びに地球環境の保全を目的とする海外事業を促進し、国際金融秩序の混乱の防止又はその被害への対処に必要な金融を行う政府関係金融機関。

(3) 沖縄振興開発金融公庫

沖縄における産業の開発を促進するなど、沖縄の経済の振興と社会の開発に貢献するための資金供給を行う政府関係金融機関。

(4) 株式会社日本政策投資銀行

長期の事業資金を必要とする者に対する資金供給の円滑化及び金融機能の高度化に寄与することを目的とした機関。

(5) 株式会社商工組合中央金庫

中小企業等協同組合その他主として中小規模の事業者を構成員とする団体及びその構成員に対する金融の円滑化を図ることを目的とした機関。

○ 財務省所管の政府関係金融機関と類似の金融業務を行う独立行政法人

上記政府関係金融機関と類似の金融業務を行う独立行政法人については、中小企業基盤整備機構、情報通信研究機構、農林漁業信用基金、奄美群島振興開発基金、住宅金融支援機構及び国際協力機構があります。これらの法人の業務の実績に関する評価については、財務省ウェブサイト

(https://www.mof.go.jp/about_mof/agency/doppo/index.htm) を参照。

上記の「政策目標」を達成するための「施策」

政7-1-1 : 政府関係金融機関等の経済・金融情勢等に応じた適切な対応の確保

政7-1-2 : 政府関係金融機関等の財務の健全性及び適正な業務運営の確保

関連する内閣の基本方針

○ 「経済財政運営と改革の基本方針2023」（令和5年6月16日閣議決定）

○ 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」「成長戦略等のフォローアップ」（令和5年6月16日閣議決定）

- 「第212回国会 総理大臣所信表明演説」(令和5年10月23日)
- 「デフレ完全脱却のための総合経済対策」(令和5年11月2日閣議決定)
- 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和3年11月19日新型コロナウイルス感染症対策本部決定、令和5年2月10日変更)

施策 政7-1-1：政府関係金融機関等の経済・金融情勢等に応じた適切な対応の確保

取組内容

政府関係金融機関等は、国の政策金融の担い手として、経済・金融情勢等に即応して迅速・的確な対応を行うことが必要です。

「デフレ完全脱却のための総合経済対策」等に基づき、コロナ禍を乗り越えたものの、物価高の影響により厳しい状況にある中小企業等に対し、日本政策金融公庫等における資本性劣後ローンや、賃上げに取り組む場合の金利低減措置等を通じて資金繰り支援等を実施していきます。

また、当該経済対策等に加え、「経済財政運営と改革の基本方針2023」及び「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」等に基づき、中小企業・小規模事業者の生産性向上を図るため、また、事業承継の集中支援や創業支援等により健全な新陳代謝を促すため、日本政策金融公庫による中小企業・小規模事業者向け融資を強化するための補給金や、中小企業・小規模事業者の起業・創業及び事業承継に係る事業資金の融通を円滑化するための財務基盤の強化といった措置を引き続き講じていきます。加えて、創業や事業承継等の課題解決における地域金融機関との連携・協調について情報の収集・分析を行い、引き続き、創業や事業承継を行う中小企業・小規模事業者への支援等に注力するとともに、「経営者保証ガイドライン」に則した政府関係金融機関の取組を通じて、民間金融機関も含めた経営者保証に依存しない融資慣行の確立を一層進めていきます。

また、令和5年8月には「挑戦する中小企業応援パッケージ」を関係省庁と連名で策定し、将来の挑戦に向けたコロナ資金繰り支援や挑戦する中小企業の経営改善・再生支援の強化に関する施策を打ち出したところであり、引き続き政府関係金融機関が、こうした施策も活用し、民間金融機関との連携・協調を図りつつ、その目利き力を発揮して、経営改善に積極的に取り組む中小企業等を支援することを促し、地域経済の活性化等に寄与していきます。

日本政策投資銀行の特定投資業務(地域経済の活性化や企業の競争力強化等に資する成長資金の供給を促進するため、成長資金を時限的・集中的に供給する仕組み)について、「成長戦略フォローアップ」(令和元年6月21日閣議決定)等を踏まえ、令和2年度から「グリーン投資促進」を重点分野として、グリーン社会実現に向けた取組を支援するとともに、「経済財政運営と改革の基本方針2022」(令和4年6月7日閣議決定)や「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」(令和4年10月28日閣議決定)等を踏まえ、令和4年度から、スタートアップの創出・育成やオープンイノベーションの取組といった「スタートアップ・イノベーション」分野も重点的に支援しています。また、「デフレ完全脱却のための総合経済対策」を踏まえ、令和6年2月から「サプライチェーン強靱化・インフラ高度化」を重点分野として、重要物資等の供給力強化や物流インフラの強靱化・高度化等の取組を支援します。従前より、「成長戦略フォローアップ」等において、民間からの成長資金の供給を促すため、政府関係金融機関等を積極的に活用するとされていることを踏まえ、特定投資業務を通じ成長資金の供給を促進してきたところ、今後もより一層、地域経済の活性化や企業の競争力強化等に資する成長資

金の供給を図っていきます。

そのほか、「経済財政運営と改革の基本方針2023」等も踏まえ、東日本大震災からの復興に貢献するよう、日本政策金融公庫において、特別貸付や、避難指示・解除区域における創業に係る融資の貸付利率の引下げ等を通じ、引き続き被災企業の資金繰りを支援していきます。また、令和6年能登半島地震については、日本政策金融公庫等による「令和6年能登半島地震特別貸付」の創設や信用保証協会が通常の保証とは別枠で借入額の100%を保証する「セーフティネット保証4号」等を災害救助法の適用を受けた新潟県、富山県、石川県及び福井県の市町村に適用するなどの措置を講じており、被災企業の資金繰りを支援していきます。さらに、その他激甚災害等における被災企業へも、引き続き資金繰りを支援していきます。

(参考) 株式会社国際協力銀行が行う業務については、政策目標6-2(施策6-2-2)で記載。

定性的な測定指標

[主要]政7-1-1-B-1：中小企業等への金融支援等を通じた資金繰りの円滑化

(令和6年度目標)

中小企業等の資金繰り支援事業等の実施を確保します。また、経済危機や災害時に、危機対応業務を迅速かつ適切に行えるよう、体制を確保します。

(目標の設定の根拠)

「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」、「経済財政運営と改革の基本方針2023」等を踏まえ、生産性向上や創業、事業承継、災害からの復興等の課題解決に取り組む中小企業等の資金繰りを支援する必要があるためです。

[主要]政7-1-1-B-2：地域経済の活性化や企業の競争力強化等に資する成長資金の供給の強化

(令和6年度目標)

成長資金の供給業務の実施を確保します。

(目標の設定の根拠)

「株式会社日本政策投資銀行法」、「成長戦略フォローアップ」及び「(株)日本政策投資銀行の特定投資業務の在り方に関する検討会とりまとめ」等を踏まえ、民間の投資分野が限定的であることや地域における成長資金が不足していることなどから、成長資金の供給促進が必要であるためです。

今回廃止した測定指標とその理由

該当なし

参考指標

- 参考指標1 「政府関係金融機関の出融資計画額(補正後)の推移」
- 参考指標2 「政府関係金融機関の融資実績・残高の推移」
- 参考指標3 「政府関係金融機関の金利の推移」
- 参考指標4 「政府関係金融機関の平均貸付期間(新規貸出し)」
- 参考指標5 「日本政策金融公庫における特別貸付制度の実績(創業・事業承継・再生支援)」
- 参考指標6 「危機対応業務の実施状況」

施策 政7-1-2：政府関係金融機関等の財務の健全性及び適正な業務運営の確保

取組内容

政策金融の機能が的確に発揮され、その政策目的が実現されるためには、政府関係金融機関等において、財務の健全性及び適正な業務運営が確保されていることが重要です。

そのため、主務大臣において、検査を的確に実施することにより、各機関の財務状況や業務

運営の適切性を正確に把握し、また、業務の状況等について報告を求め、必要かつ適切な監督を行います。

政府関係金融機関等に対する検査の実施に当たっては、政策目的の実現及び適正な業務運営の確保という観点から、各機関の法令等遵守態勢等に関し、オフサイトモニタリングを活用しながら、コロナ禍における経験をふまえて対面とリモート手法を使い分けるなど、引き続き効果的・効率的な検査を行うとともに、財務の健全性及び透明性の確保を一層推進する観点から、民間金融機関を検査している金融庁のノウハウや専門性を活用するため、リスク管理分野に関する検査を平成15年度から金融庁に委任しています。

また、法令等遵守態勢等及びリスク管理分野に関する検査結果を踏まえて、各機関の財務の健全性の確保や業務運営体制の改善を図ることとし、これらの取組に当たっては、双方向の議論により問題の本質的な改善につながる深度ある原因分析・解明に努め、指摘根拠の明示や改善を求めるべき事項の明確化を図ります。

なお、不良債権などの開示について、政府関係金融機関等においても、リスク管理債権や「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（平成10年法律第132号）に基づく開示債権を公表するなど、その充実に引き続き取り組んでいきます。

定性的な測定指標

[主要]政7-1-2-B-1：政府関係金融機関等に対する検査の的確な実施

(令和6年度目標)

「検査基本方針」及び「基本計画」に従い、深度ある検証を行います。

(目標の設定の根拠)

株式会社日本政策金融公庫法等、各政府関係金融機関等の根拠法令に基づき、金融庁をはじめ関係省庁と緊密に連携しつつ、財務の健全性及び法令等遵守態勢等を整備・確立するなど適正な業務運営の確保を求めていく必要があるためです。

今回廃止した測定指標とその理由

該当なし

参考指標

- 参考指標1 「政府関係金融機関への検査実績件数」
- 参考指標2 「政府関係金融機関の財務諸表等の主要な計数」
- 参考指標3 「政府関係金融機関の延滞率の推移」

政策目標に係る予算額	令和3年度	4年度	5年度	6年度当初	令和6年度行政事業レビュー番号
(項) 政策金融費	61,650,589 千円	81,884,472 千円	65,583,348 千円	60,343,520 千円	
(事項) 政府関係金融機関の運営に必要な経費	61,575,000 千円	81,805,000 千円	65,505,000 千円	60,261,000 千円	
新創業融資等実施事業	15,175,000 千円	24,985,000 千円	18,805,000 千円	13,661,000 千円	(注2)
中小企業信用保険事業	46,400,000 千円	56,820,000 千円	46,700,000 千円	46,600,000 千円	(注2)
(事項) 危機対応円滑化業務に必要な経費	75,589 千円	79,472 千円	78,348 千円	82,520 千円	

	危機対応円滑化業務	75,589 千円	79,472 千円	78,348 千円	82,520 千円	(注2)
--	-----------	--------------	--------------	--------------	--------------	------

(注1) 「政策目標に係る予算額」の表中には、政策目標7-1に係る予算額を記載しています。

(注2) 行政事業レビューの対象か否か及び対象となった場合の番号は、確定後に記載します。

担当部局名	大臣官房政策金融課	政策評価実施予定時期	令和7年6月
--------------	-----------	-------------------	--------

○ 政策目標8-1：地震再保険事業の健全な運営

政策目標の内容及び
目標設定の考え方

地震再保険事業は、民間の損害保険会社が引き受けた地震保険の責任のうち、日本地震再保険株式会社を通じて、民間の負担力を超えるところを政府が再保険し、官民が保険責任を分担する形になっており、地震の規模に応じて政府が保険責任を担う仕組みです。

地震保険に関する法律（昭和41年法律第73号）第1条では、「この法律は、保険会社等が負う地震保険責任を政府が再保険することにより、地震保険の普及を図り、もつて地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的とする。」とされており、この目的の実現には、地震再保険事業の適切かつ健全な運営が重要となっています。

このような認識の下、継続的に制度の検証を行い、地震保険制度の安定的な運営の確保に努め、保険会社等に対して、地震保険の更なる普及活動を行うよう支援・意見交換を行うとともに、地震保険検査を実施していきます。

上記の「政策目標」を達成するための「施策」

政8-1-1：地震保険制度の安定的な運営

政8-1-2：地震保険の普及

政8-1-3：地震保険検査の実施

関連する内閣の基本方針

該当なし

施策 政8-1-1：地震保険制度の安定的な運営

取組内容

被災者の生活の安定に寄与するとの地震保険の目的を達成するため、官民で連携して、迅速・確実な再保険金の支払体制を確保することにより、契約者に対し保険金が迅速に支払われるよう努めています。

また、近年の地震災害による保険金支払により、民間危険準備金残高が減少する中、今後も首都直下地震、南海トラフ地震等の発生が懸念され、地震保険制度の安定的な運営が求められています。

このため、保険金の迅速な支払に加え、令和2年度から行っている民間危険準備金残高の回復を図る取組を引き続き実施するとともに、関係者・有識者との意見交換を通じて、継続的に制度の検証を行い、地震保険制度の安定的な運営の確保に努めます。

定性的な測定指標

[主要] 政8-1-1-B-1：安定的な地震保険制度の運営の確保

(令和6年度目標)

大規模な地震発生時にも民間の損害保険会社から契約者に対し保険金が迅速に支払われるよう、政府が迅速・確実に再保険金を支払うことで、契約者の地震保険制度に対する信頼性を確保するよう努めます。また、民間危険準備金残高の回復を図る取組を引き続き実施するとともに、関係者・有識者との意見交換を通じて、継続的に制度の検証を行い、地震保険制度の安定的な運営の確保に努めます。

(財務省6政8-1)	
(目標の設定の根拠)	
<p>地震保険の目的である被災者の生活の安定に寄与するためには、大規模な地震発生時にも保険金が迅速に支払われるよう、政府が再保険金を迅速・確実に支払うことが重要であるためです。</p> <p>また、今後も継続的に制度の検証を行い、安定的な地震保険制度の運営の確保を目標に努めていくことが必要です。</p>	
今回廃止した測定指標とその理由	
該当なし	
参考指標	<p>○参考指標1「地震保険制度における政府と民間の責任(危険)準備金残高」</p> <p>○参考指標2「過去の地震災害の支払額(元受保険会社の支払額)」</p>
施策	政8-1-2：地震保険の普及
取組内容	<p>広く国民の目に留まるよう更なる広報活動に努めるとともに、保険会社等における地震保険の説明についてその充実を図ることにより、周知啓発を強化していきます。</p> <p>具体的な広報活動については、例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 我が国においては全国どこでも地震発生の可能性があること、 ・ 地震による被災後の生活再建に寄与するといった地震保険の意義を認識してもらうこと、 ・ 政府が再保険を行うことにより、ノーロス・ノープロフィットの原則(用語集参照)の下、できる限り低廉な保険料率で大規模な地震にも対応しうる保険であること、 ・ 地震保険料控除による税制上のメリットがあること、 <p>といった内容について、財務省ウェブサイトやSNS等を活用して実施するほか、損害保険業界の取組への支援や意見交換などの普及促進に向けた取組を行っていきます。</p>
定性的な測定指標	
[主要] 政8-1-2-B-1：地震保険の普及促進に向けた取組	
(令和6年度目標)	
財務省ウェブサイトやSNS等を活用した広報活動を実施するほか、損害保険業界の取組への支援や意見交換などを行い、官民挙げて地震保険の更なる普及促進に努めます。	
(目標の設定の根拠)	
「地震保険制度等研究会における議論のとりまとめ(令和2事務年度)」や、第46回行政改革推進会議(令和3年12月9日)の「特別会計に関する検討の結果の取りまとめ」等において、地震保険の更なる普及促進の必要性が確認されたこと等を踏まえ、地震保険の普及促進を目標として設定しました。	
今回廃止した測定指標とその理由	
該当なし	
参考指標	○参考指標1「地震保険の普及率等の推移」

施策	政8-1-3：地震保険検査の実施					
取組内容	<p>地震保険を取り扱う保険会社等に対して、地震保険に関する法律第9条に基づき、政府の再保険事業の健全な経営を確保するため、保険会社等が行う地震保険契約において、限度額を超える契約を行っていないか、保険金の支払にあたり損害区分の認定を誤っていないか等の視点で関係書類の検査を実施します。</p> <p>また、検査予定日を早めに設定し日程調整を行うことや、必要に応じてオンラインによるヒアリングを活用することで、効果的・効率的な検査を行います。</p>					
定量的な測定指標						
[主要] 政8-1-3-A-1：地震 保険検査先数の推 移	年度	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度 目標値
	目標値	5社	4社	4社	5社	5社
	実績値	2社	4社	4社	N.A.	
<p>(注1) 自然災害の発生等やむを得ない事情により保険会社等において検査受任が困難となり、検査を実施できなかった場合には、当該事情を総合勘案し政策評価を行います。</p> <p>(注2) 令和5年度の実績値は、令和6年3月末に確定するため、令和5年度の実績評価書に記載します。</p> <p>(出所) 大臣官房信用機構課調</p> <p>(目標値の設定の根拠)</p> <p>地震保険の引受けを行っている保険会社等(令和5年7月時点：27社)のうち、検査の必要性が認められる保険会社等に対して、おおむね3年から4年の周期で実施しており、令和6年度は5社を目標値とします。</p>						
今回廃止した測定指標とその理由						
該当なし						
参考指標	該当なし					

政策目標に係る予算額	令和3年度	4年度	5年度	6年度当初	令和6年度行政事業レビュー番号
(項) 再保険費	107,341,454 (注2)千円	109,940,861千円	108,890,915千円	113,241,096千円	
(事項) 地震再保険金 支払に必要な経費	107,341,454千円	109,940,861千円	108,890,915千円	113,241,096千円	
地震再保険事業	107,341,454千円	109,940,861千円	108,890,915千円	113,241,096千円	(注3)
(項) 事務取扱費	2,181千円	2,181千円	2,180千円	2,196千円	
(事項) 地震再保険事 業に必要な経費	2,181千円	2,181千円	2,180千円	2,196千円	(注3)
合計	107,343,635千円	109,943,042千円	108,893,095千円	113,243,292千円	

(注1) 「政策目標に係る予算額」の表中には、政策目標8-1に係る予算額を記載しています。

(注2) 令和3年度において、特別会計予算予算総則第19条第1項第2号の規定により、再保険費(69,215,716千円)を増額しており、増額後の金額は、176,557,170千円となります。

(注3) 行政事業レビューの対象か否か及び対象となった場合の番号は、確定後に記載します。

担当部局名	大臣官房信用機構課	政策評価実施予定時期	令和7年6月
--------------	-----------	-------------------	--------

○ 政策目標9-1：安定的で効率的な国家公務員共済制度等の構築及び管理

政策目標の内容及び 目標設定の考え方	<p>国家公務員共済組合制度は、国家公務員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与するとともに国家公務員の職務の能率的運営に資することを目的とする社会保険制度です。具体的には、被保険者である組合員（国家公務員等）と使用者である国等とが所要の保険料を分担拠出し、組合員又はその被扶養者について所要の給付事由が発生した場合に、所定の保険給付等を行っています。</p> <p>上記の目的を踏まえ、安定的で効率的な国家公務員共済組合制度の構築及び管理を行っていくことが重要であると認識しています。その際、「社会保障制度改革推進法」（平成24年法律第64号）、「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」（平成25年法律第112号）等に沿って取り組む社会保障制度改革及び諸外国との社会保障協定に適切に対応すること、福祉事業を含む全ての事業について、適正な運営を確保することが重要であると考えています。</p> <p>（注）国家公務員共済組合制度の事業内容</p> <p>（1）短期給付事業</p> <p>① 保健給付：病気、負傷、出産又は死亡に係る給付</p> <p>② 休業給付：育児、介護等による休業に係る給付</p> <p>③ 災害給付：災害による死亡又は損害に係る給付</p> <p>（2）長期給付事業</p> <p>① 厚生年金保険給付：老齢厚生年金、障害厚生年金及び障害手当金、遺族厚生年金</p> <p>② 退職等年金給付：退職年金、公務障害年金、公務遺族年金</p> <p>（3）福祉事業</p> <p>健康診査等の保健事業、病院、宿泊施設等の経営、臨時支出に対する貸付け等</p>
-------------------------------	--

上記の「政策目標」を達成するための「施策」

政9-1-1：年金制度の適正な運営を含む社会保障制度改革への対応
政9-1-2：共済手続の効率化・適正化
政9-1-3：国家公務員共済組合連合会等の適正な運営の確保

関連する内閣の基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「第213回国会 総理大臣施政方針演説」（令和6年1月30日） ○ 「全世代型社会保障改革の方針」（令和2年12月15日閣議決定） ○ 「経済財政運営と改革の基本方針2023」（令和5年6月16日閣議決定）
--------------------	---

施策	政9-1-1：年金制度の適正な運営を含む社会保障制度改革への対応
取組内容	<p>財務大臣は、国家公務員共済組合連合会の厚生年金保険給付積立金の管理及び運用の状況について評価を行うこととされています。国家公務員共済組合連合会から厚生年金保険給付積立金の管理及び運用に関する業務概況書の送付を受けた後、評価を行い、その結果を公表します。評価を行うにあたって、財政制度等審議会国家公務員共済組合分科会を開催し、外部から専門的な意見を伺います。年金積立金の運用は、長期的な観点から行う必要があり、安全かつ</p>

効率的な管理及び運用が行われるよう、E S G 投資（用語集参照）の推進を含め適切に注視していきます。

また、公的・準公的資金の運用・リスク管理等の高度化等に関する有識者会議の提言を踏まえ、資金の規模・性格に応じ、長期的な健全性の確保に留意しつつ、必要な施策を実施すべく所要の対応を行います。

さらに、「社会保障制度改革推進法」等に沿って取り組む社会保障制度改革や、日本と諸外国との間で締結される社会保障協定について、国家公務員共済組合制度を所管する立場から、関係省庁とも連携を図って、引き続き検討を進めます。

定性的な測定指標

[主要] 政9-1-1-B-1：年金制度の適正な運営を含む社会保障制度改革への対応

(令和6年度目標)

国家公務員共済組合連合会の厚生年金保険給付積立金の管理及び運用に関する業務概況書について、財政制度等審議会国家公務員共済組合分科会において外部から専門的な意見を伺い、適切に評価を行います。

(目標の設定の根拠)

財務大臣は、国家公務員共済組合連合会の厚生年金保険給付積立金の管理及び運用の状況について評価を行うこととされています。年金積立金の運用は、長期的な観点から行う必要があり、安全かつ効率的な管理及び運用が行われるよう適切に注視していく必要があるためです。

[主要] 政9-1-1-B-2：諸外国との社会保障協定への対応

(令和6年度目標)

社会保障協定締結に際して、関係省庁と連携を図り、適切に対応します。

(目標の設定の根拠)

海外で勤務する国家公務員の社会保障制度の二重適用の問題や、年金受給資格の問題を解決すべく、日本と諸外国との間で社会保障協定の締結を推進するためです。

今回廃止した測定指標とその理由

該当なし

参考指標

- 参考指標 1 「男女別組合員数の年次推移」
 - 参考指標 2 「年金種類別年金受給権者数及び年金額の年次推移」
 - 参考指標 3 「厚生年金及び退職等年金給付の保険料率の推移」
 - 参考指標 4 「短期負担金・掛金収入及びこれらの総報酬額に対する割合（平均保険料率）の年次推移」
 - 参考指標 5 「短期収入総額と短期支出総額の比較及び年次推移」
 - 参考指標 6 「社会保障協定の締結状況」
- ※参考指標 1、2、4、5
(https://www.mof.go.jp/policy/budget/reference/kk_annual_report/fy2022/index.html)
- ※参考指標 3
(<https://www.kkr.or.jp/nenkin/pdf/zenpan-zaisei-seidokaikaku-H30.8.pdf>)
- ※参考指標 6
(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/nenkin/nenkin/shakaihoshou.html>)

施策	政9-1-2：共済手続の効率化・適正化
取組内容	「規制改革実施計画」（令和4年6月7日閣議決定）に基づき、共済手続をオンライン化するため、関係省庁と連携を図って、適切な対応を行います。
定性的な測定指標	
	[主要] 政9-1-2-B-1：共済手続の効率化・適正化
	(令和6年度目標) 令和6年度の申請届出手続のオンライン化や内部手続も含めたデジタル完結に向けて、関係省庁と連携を図り、適切な対応を行います。
	(目標の設定の根拠) 「規制改革実施計画」（令和4年6月7日閣議決定）に盛り込まれた行政手続におけるオンライン利用率を大胆に引き上げる取組の推進に適切に対応するためです。
今回廃止した測定指標とその理由	
該当なし	
参考指標	○参考指標1「行政手続等の棚卸結果」 (https://www.mof.go.jp/about_mof/other/e-j/index.html)

施策	政9-1-3：国家公務員共済組合連合会等の適正な運営の確保
取組内容	厚生年金保険給付、退職等年金給付及び経過的長期給付の支給等の実務を担う国家公務員共済組合連合会等の適正な業務運営を確保することにより、安定的で効率的な国家公務員共済組合制度等の管理・運営に努めます。
定性的な測定指標	
	[主要] 政9-1-3-B-1：国家公務員共済組合連合会等の適正な運営の確保
	(令和6年度目標) 国家公務員共済組合連合会等の適正な業務運営を確保するため、監査を実施し、法令及び内部規則の遵守徹底を指導します。
	(目標の設定の根拠) 厚生年金保険給付、退職等年金給付及び経過的長期給付の支給等の実務を担う国家公務員共済組合連合会等の適正な業務運営を確保することにより、安定的で効率的な国家公務員共済組合制度等の管理・運営に努めるためです。
今回廃止した測定指標とその理由	
該当なし	
参考指標	○参考指標1「男女別組合員数の年次推移」【再掲(9-1-1：参考指標1)】 ○参考指標2「年金種類別年金受給権者数及び年金額の年次推移」【再掲(9-1-1：参考指標2)】 ○参考指標3「厚生年金及び退職等年金給付の保険料率の推移」【再掲(9-1-1：参考指標3)】

今回廃止した施策とその理由

該当なし

政策目標に係る予算額	令和 3 年度	4 年度	5 年度	6 年度当初	令和 6 年度行政事業レビュー番号
(項) 国家公務員共済組合連合会等助成費	85,727,820千円	84,952,097千円	84,285,297千円	84,599,850千円	(注 2)
(事項) 国家公務員共済組合連合会等補助等に必要な経費	6,468,727千円	6,454,857千円	6,220,447千円	6,189,769千円	
(事項) 日本郵政共済組合等補助に必要な経費	119,045千円	118,396千円	127,453千円	135,479千円	
(事項) 日本郵政共済組合等負担金に必要な経費	79,140,048千円	78,378,844千円	77,937,397千円	78,274,602千円	

(注 1) 「政策目標に係る予算額」の表中には、政策目標 9 - 1 に係る予算額を記載しています。

(注 2) 行政事業レビューの対象か否か及び対象となった場合の番号は、確定後に記載します。

担当部局名	主計局 (給与共済課)	政策評価実施予定時期	令和 7 年 6 月
-------	-------------	------------	------------

○ 政策目標 10-1：日本銀行の業務及び組織の適正な運営の確保

政策目標の内容及び
目標設定の考え方

財務省設置法（平成11年法律第95号）第4条第1項には、「日本銀行の業務及び組織の適正な運営の確保に関すること」が、財務省の所掌事務として規定されています。

一方、日本銀行法（平成9年法律第89号）第5条第1項には、「日本銀行は、その業務及び財産の公共性にかんがみ、適正かつ効率的に業務を運営するよう努めなければならない。」と、同条第2項には「この法律の運用に当たっては、日本銀行の業務運営における自主性は、十分配慮されなければならない。」と規定されています。

こうした法律の規定等を踏まえ、引き続き、人件費を含む経費の予算の認可、財務諸表の承認等を通じ、日本銀行の業務及び組織の適正な運営が確保されるように努めます。

上記の「政策目標」を達成するための「施策」

政10-1-1：経費予算の認可

政10-1-2：財務諸表の承認

関連する内閣の基本方針

該当なし

施策 政10-1-1：経費予算の認可

取組内容

日本銀行の予算については、日本銀行法第51条第1項において、「日本銀行は、毎事業年度、経費に関する予算を作成し、当該事業年度開始前に、財務大臣に提出して、その認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。」と規定されています。

こうした法律の規定等を踏まえ、日本銀行の人件費を含む経費の予算について、効率性等の観点から審査することにより、日本銀行の業務及び組織の適正な運営を確保します。

定性的な測定指標

[主要] 政10-1-1-B-1：経費予算の効率性の確保

(令和6年度目標)

日本銀行法の規定等を踏まえ、日本銀行の業務及び組織の適正な運営を確保するために、日本銀行の人件費を含む経費の予算について、効率性等の観点から審査します。

(目標の設定の根拠)

財務省設置法第4条第1項には、「日本銀行の業務及び組織の適正な運営の確保に関すること」が財務省の所掌事務として規定されており、また、日本銀行法第51条第1項において、日本銀行は、日本銀行の経費の予算について、「当該事業年度開始前に、財務大臣に提出して、その認可を受けなければならない。」と規定されているためです。

今回廃止した測定指標とその理由

該当なし

参考指標

○参考指標1「認可対象経費の予算」

施策	政10-1-2：財務諸表の承認				
取組内容	<p>日本銀行の決算については、日本銀行法第52条第1項において、「日本銀行は、財産目録及び貸借対照表については四月から九月まで及び十月から翌年三月までの半期ごとに、損益計算書についてはこれらの半期及び事業年度ごとに作成し、これらの書類に関する監事の意見書を添付して、当該半期又は当該事業年度経過後二月以内に、これを財務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。」と規定されています。</p> <p>こうした法律の規定等を踏まえ、日本銀行の財務諸表について、関係法令の規定に則り、決算処理の適正性等の観点から審査することにより、日本銀行の業務及び組織の適正な運営を確保します。</p>				
定性的な測定指標					
[主要]政10-1-2-B-1：財務諸表の適正性の確保					
(令和6年度目標)					
日本銀行法の規定等を踏まえ、日本銀行の業務及び組織の適正な運営を確保するために、日本銀行の財務諸表について、関係法令の規定に則り、決算処理の適正性等の観点から審査します。					
(目標の設定の根拠)					
財務省設置法第4条第1項には、「日本銀行の業務及び組織の適正な運営の確保に関すること」が財務省の所掌事務として規定されており、また、日本銀行法第52条第1項において、「財産目録及び貸借対照表については四月から九月まで及び十月から翌年三月までの半期ごとに、損益計算書についてはこれらの半期及び事業年度ごとに作成し、これらの書類に関する監事の意見書を添付して、当該半期又は当該事業年度経過後二月以内に、これを財務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。」と規定されているためです。					
今回廃止した測定指標とその理由					
該当なし					
参考指標	○参考指標1「財務諸表の主要な計数」				
政策目標に係る予算額	令和3年度	4年度	5年度	6年度当初	令和6年度行政事業レビュー番号
上記の政策目標に関連する予算額はありません。					
担当部局名	理財局総務課調査室			政策評価実施予定時期	令和7年6月

○ 政策目標 11-1 : たばこ・塩事業の健全な発展の促進と適切な運営の確保

政策目標の内容及び
目標設定の考え方

たばこ事業については、我が国たばこ産業の健全な発展を図るため、たばこ事業法（昭和59年法律第68号）において、日本たばこ産業株式会社（以下「JT」といいます。）による製造独占や国産葉たばこの全量買取りについて定めるとともに、たばこの小売販売業については許可制、小売定価については認可制とすること等を通じて、流通秩序の維持等を図っており、同法の趣旨・目的を踏まえ、法令の運用等を図る必要があります。JTについては、たばこ事業法及び日本たばこ産業株式会社法（昭和59年法律第69号）の目的に沿った経営が確保されるよう、事業計画の認可等を行うなど、適切に監督を行っていく必要があります。

また、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約（用語集参照）をはじめとするたばこに係る国際的な動向、喫煙と健康に関する意識の高まりや科学的知見の蓄積、たばこ産業の状況の変化等を踏まえ、たばこパッケージの注意文言表示やたばこ広告について、適切に規制していく必要があるほか、関係省庁とも連携しつつ、20歳未満の者の喫煙防止、受動喫煙対策など、たばこに係る様々な課題に対応する必要があります。

塩事業については、専売制から原則自由の市場構造に転換し、国の関与も必要最小限度のものとなっていますが、塩事業の適切な運営による良質な塩の安定的な供給の確保及び我が国塩産業の健全な発展を図るため、塩事業法（平成8年法律第39号）において、塩製造業、塩特定販売業及び塩卸売業を登録制としているほか、塩事業センターに対する認可等や、塩需給見通しの策定・公表等を行うこととされています。同法の趣旨・目的を踏まえ、法令の運用等を図ることを通じて、引き続き、良質な塩の安定的な供給等が確保されるよう、塩事業の適切な運営の確保に努めます。

上記の「政策目標」を達成するための「施策」

政11-1-1 : たばこ事業の適切な運営と管理・監督

政11-1-2 : 塩事業の適切な運営の確保

関連する内閣の基本方針

該当なし

施策 政11-1-1 : たばこ事業の適切な運営と管理・監督

取組内容

A たばこ事業法に基づき、製造たばこの小売定価の認可、小売販売業の許可、特定販売業及び卸売販売業の登録等を行っているほか、日本たばこ産業株式会社法に基づき、JTの事業計画の認可等を行っています。また、たばこ事業法に基づき当局が行った処分に対する不服申立て及び訴訟への対応も行っています。

なお、製造たばこの小売販売業の許可に係る標準処理期間については、製造たばこ小売販売業許可等取扱要領において、申請を受理した日の属する月の末日から原則2か月以内としており、引き続き、標準処理期間内の処理の徹底に努めます。

これらの事務について、各財務（支）局等及び税関とも連携しつつ、たばこ事業法の趣旨・目的に沿った円滑な処理を通じて、たばこ事業の健全な発展に向けた管理・監督を行います。

- B たばこ事業法においては、消費者に対し、製造たばこの消費と健康との関係に関して注意を促す等の観点から、たばこパッケージへの注意文言の表示を義務付けているほか、たばこ広告の制限を行っています。これら注意文言表示規制及び広告規制については、科学的知見の蓄積、喫煙と健康に関する意識の高まり、世界各国の規制の状況等を踏まえ、直近では令和元年6月に省令等の改正を行っており、これらの措置を円滑に実施しています。
- C 20歳未満の者の喫煙防止を推進する観点から、たばこの自動販売機を設置する場合には、平成20年7月から全国稼働している年齢識別機能付たばこ自動販売機（以下「年齢識別自販機」といいます。）の確実な導入を「たばこ小売販売業の許可の条件」としており、違反があった場合には、たばこ事業法に基づく行政処分を行うこととしています。また、年齢識別自販機が全国稼働して以降、20歳未満の者が対面販売によりたばこを購入する事例が増加したことから、警察庁及び財務省の連名により業界団体に対し、対面販売時における年齢確認の徹底を文書で要請しており、二十歳未満ノ者ノ喫煙ノ禁止ニ関スル法律（明治33年法律第33号）第5条違反として処罰された小売販売業者には、たばこ事業法に基づく行政処分を行うこととしています。さらに、インターネットによるたばこ販売については、販売時に購入希望者の年齢識別が適切に講じられるよう、あらかじめ公的な証明書により購入希望者の年齢確認等を行った上で販売することを「たばこ小売販売業の許可の条件」としており、違反があった場合には、たばこ事業法に基づく行政処分を行うこととしています。
- これらの事務について、引き続き、関係省庁等と連携しながら、20歳未満の者の喫煙防止を推進する観点から適切な施策の実施に努めていきます。
- D 東日本大震災その他の大規模災害等によって被災されたたばこ小売販売業者の営業再開が円滑に行われるよう、被災地域における小売販売業の許可の取扱いについて必要な措置を講じており、引き続きその適切な実施に努めます。

定量的な測定指標

[主要] 政11-1-1-A-1：製造 たばこ小売販売業の 許可に係る標準処理 期間達成率 (単位：%)	年度	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度 目標値
	目標値	99.5以上	99.5以上	99.8以上	99.8以上	99.8以上
実績値	100.0	99.1	99.9	N.A.		

(注) 令和5年度の実績値は、令和6年6月までに確定するため、令和5年度実績評価書に記載します。
(出所) 財務(支)局等から報告を受けて、理財局総務課たばこ塩事業室で集計。

(目標値の設定の根拠)

小売販売業の許可については、製造たばこ小売販売業許可等取扱要領において、申請を受理した日の属する月の末日から原則2か月以内に処理するように努めることとしています。近年の実績値が継続して目標値を上回っていたことを踏まえ、令和4年度から目標値を99.8%に引き上げており、令和6年度においても同水準の目標値を設定しました。

定性的な測定指標

- [主要] 政11-1-1-B-1：たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約等に係る国内措置に関する取組
(令和6年度目標)
注意文言表示規制や広告規制、受動喫煙対策等について、関係省庁とも連携しつつ、規制の見直し

	<p>など、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約等を踏まえた国内措置の円滑な実施に対応します。</p> <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約等を踏まえ、国内措置を円滑に実施していく必要があるためです。</p> <p>[主要] 政11-1-1-B-2: 20歳未満の者の喫煙防止に対する取組</p> <p>(令和6年度目標)</p> <p>20歳未満の者の喫煙防止について、関係省庁・団体とも連携しながら、その周知・徹底を図るなど、必要な取組を行います。</p> <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>20歳未満の者の喫煙防止に対する社会的要請の高まりに対応するためです。</p> <p>[主要] 政11-1-1-B-3: たばこ事業者からの申請に対する許認可等の処理</p> <p>(令和6年度目標)</p> <p>日本たばこ産業株式会社、特定販売業者、卸売販売業者及び小売販売業者からの申請に対する許認可等について、各財務(支)局等及び各税関とも連携しつつ、たばこ事業法等の趣旨・目的に沿った円滑な処理を行います。</p> <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>上記の取組を通じて、たばこ事業の健全な発展に向けた管理・監督を行うためです。</p>
今回廃止した測定指標とその理由	
該当なし	
参考指標	○参考指標1「小売販売業許可申請件数及び同許可件数」

施策	政11-1-2: 塩事業の適切な運営の確保
取組内容	<p>A 塩事業については、平成14年4月以降、原則自由の市場構造に移行しましたが、塩事業の適切な運営による良質な塩の安定的な供給の確保等のため、塩事業法において、塩製造業、塩特定販売業、塩卸売業を登録制としているほか、塩事業センターに対する認可等を行うこととされており、引き続き、法律の趣旨・目的を踏まえた運用等に努めます。塩の製造、特定販売及び卸売業の登録に係る標準処理期間については、塩製造業者登録等取扱要領等において、申請を受理した日の翌日から20日以内としており、引き続き、標準処理期間内の処理の徹底に努めます。</p> <p>B 塩事業者等に必要な情報を提供することにより、間接的に塩の需給等の安定を図る観点から、塩事業法第3条第1項の規定に基づき、塩の用途別需要見込数量及び供給見込数量について、塩事業センター及び塩事業者から報告を受けて集計を行った「塩需給見通し」を策定し、官報及び財務省ウェブサイトに掲載します。</p> <p>また、「塩需給見通し」を補完するとともに、塩事業者等に対し必要な情報を提供する観点から、塩の需要量及び供給量の実績について、塩事業センター及び塩事業者から報告を受けて集計を行った「塩需給実績」を策定し、財務省ウェブサイトに掲載します。</p> <p>(参考) 財務省ウェブサイト (https://www.mof.go.jp/tab_salt/reference/index.html)</p> <p>C 災害の発生等の緊急時においても、塩事業法第31条に基づき、塩事業センターが保有する</p>

備蓄塩を供給するなど、必要に応じ、塩の安定的な供給の確保や塩事業の適切な運営の観点から対応を行います。

定量的な測定指標

[主要]	年度	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度 目標値
政11-1-2-A-1：塩製造業者等の登録に係る標準処理期間達成率 (単位：%)	目標値	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	実績値	100.0	100.0	100.0	N. A.	

(注) 令和 5 年度の実績値は、令和 6 年 6 月までに確定するため、令和 5 年度実績評価書に記載します。

(出所) 財務(支)局等から報告を受けて、理財局総務課たばこ塩事業室で集計。

(目標値の設定の根拠)

塩の製造、特定販売及び卸売の登録については、塩製造業者登録等取扱要領等において、申請を受理した日の翌日から 20 日以内に処理するように努めるとしている中、引き続き全件を迅速に処理する必要があるため、過去の実績を参照して目標値を設定しました。

[主要]	年度	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度 目標値
政11-1-2-A-2：塩需給見通し及び塩需給実績の定期的な公表状況	塩需給見通し (年 1 回)	○	○	○	○	○
	塩需給実績 (年 1 回)	○	○	○	○	○

(注) 「塩需給見通し」及び「塩需給実績」を所定の時期に公表した場合には○、所定の時期に公表していない場合には×を記載します。

(出所) 理財局総務課たばこ塩事業室調

(目標値の設定の根拠)

塩事業者及び消費者に必要な情報を提供することにより、間接的に塩の需給及び価格の安定を図るためです。

定性的な測定指標

[主要] 政11-1-2-B-1：塩事業センターの監督、塩事業者からの登録等に対する処理

(令和 6 年度目標)

塩事業法の趣旨・目的に沿って、円滑に、塩事業センターの事業計画及び収支予算の認可等の監督を行うとともに、各財務(支)局等及び各税関とも連携して塩事業者からの登録申請・届出に対する処理を行います。

(目標の設定の根拠)

上記の取組を通じて、塩事業の適切な運営を確保し、良質な塩の安定的な供給等を確保するためです。

今回廃止した測定指標とその理由

該当なし

参考指標

○参考指標 1 「塩製造業者等登録件数」

政策目標に係る予算額	令和3年度	4年度	5年度	6年度当初	令和6年度行政事業レビュー番号
上記の政策目標に関連する予算額はありません。					

担当部局名	理財局総務課たばこ塩事業室	政策評価実施予定時期	令和7年6月
--------------	---------------	-------------------	--------

参考 1 令和 6 年度において実施するアンケート調査の概要

No.	アンケート名 【指標名】	実施対象者等	実施時期	用紙の配布方法 回収方法	主な質問項目
1	税制関連ウェブサイトに関するアンケート 【《定量的》測定指標 政 2-1-2-A-2:財務省の税制関連ウェブサイトに関する評価 (内容の分かりやすさ)】	○実施場所 財務省税制関連ウェブサイト ○実施対象者 ウェブサイト閲覧者	令和6年4月～ 令和7年3月予定	税制関連ウェブサイト内にアンケートページを開設	○無記名 ○5段階評価 (分かりやすかった、まあまあ分かりやすかった、どちらともいえない、やや分かりにくかった、分かりにくかった) ○主な質問項目 ・情報の見つけやすさ ・内容の分かりやすさ 等
2	国債広告の効果測定に関する調査委託業務 【政 3-1-3 に係る参考指標:個人向け国債の認知状況】	○実施場所 インターネット ○実施対象者 ・金融商品の購入経験者(20歳以上) ・金融商品の購入未経験者(20歳以上)	令和6年8月～ 令和6年9月予定	電子メールで通知しインターネット画面上で配布・回収	○無記名 ○選択式 (知っている、名前だけは知っている、知らない 等) ○主な質問項目 ・個人向け国債及びその商品性の認知状況
3	税関相談/通関手続に関するアンケート 【《定量的》測定指標 政 5-3-3-A-2:輸出入通関における利用者満足度】	○実施場所 ・インターネット ○実施対象者 ・通関業者 ・輸出入者	令和7年1月～ 令和7年3月予定	URL又はQRコードをアンケート対象者に通知し、インターネット画面上で配布・回収	○無記名 ○7段階評価 (大変良い、良い、やや良い、普通、やや悪い、悪い、大変悪い) ○主な質問項目 ・輸出入通関手続の満足度
4	税関検査に関するアンケート 【政 5-3-3 に係る参考指標:旅具通関に対する利用者の評価】	○実施場所 ・成田、関西、羽田、中部、福岡の各空港の旅具検査場 ○実施対象者 ・一般旅客	令和7年1月～ 令和7年3月予定	URL及びQRコードを掲載した紙を各空港の旅具検査場で配布	○無記名 ○7段階評価 (大変良い、良い、やや良い、普通、やや悪い、悪い、大変悪い) ○主な質問項目 ・検査官の対応、電子申告ゲートの利用のしやすさ、申告手続のわかりやすさ、税関の密輸取締り 等
5	税関の広報活動に関するアンケート 【《定量的》測定指標 政 5-3-5-A-2:講演会及び税関見学における満足度】	○実施場所 ・見学会、講演会の会場 ○実施対象者 ・税関見学者 ・講演会参加者	通年	見学会場、講演会場で配布	○無記名 ○7段階評価 (大変良い、良い、やや良い、どちらともいえない、やや悪い、悪い、大変悪い) ○主な質問項目 ・講演会及び税関見学の満足度

No.	アンケート名 【指標名】	実施対象者等	実施時期	用紙の配布方法 回収方法	主な質問項目
6	税関相談/通関手続に関するアンケート 【《定量的》測定指標政5-3-5-A-3:輸出入通関制度の認知度】	○実施場所 ・インターネット ○実施対象者 ・通関業者 ・輸出入者	令和7年1月～ 令和7年3月予定	URL又はQRコードをアンケート対象者に通知し、インターネット画面上で配布・回収	○無記名 ○選択式 (知っている、知らない) ○主な質問項目 ・各通関制度の認知度 (事前教示制度、認定事業者制度等)
7	税関の広報活動に関するアンケート 【《定量的》測定指標政5-3-5-A-4:密輸取締り活動に関する認知度】	○実施場所 ・見学会、講演会の会場 ・全国の税関本関・支署・出張所 ・成田、関西、羽田、中部、福岡の各空港の旅具検査場 ○実施対象者 ・税関見学者 ・講演会参加者 ・通関業者 ・輸出入者 ・窓口来訪者 ・一般旅客	令和7年1月～ 令和7年3月予定	(税関見学者等) 会場で配布 (通関業者等) URL又はQRコードをアンケート対象者に通知し、インターネット画面上で配布・回収 (窓口来訪者) URL又はQRコードをアンケート対象者に通知し、インターネット画面上で配布・回収 (一般旅客) 各空港の旅具検査場で配布	○無記名 ○複数選択式 (知っている、知らない) ○主な質問項目 ・各密輸取締り活動の認知度(空港・海上等パトロール、麻薬探知犬・X線検査装置による検査等)
8	税関相談に関するアンケート 【《定量的》測定指標政5-3-5-A-5:税関相談官制度の運用状況(税関相談についての利用者満足度)】	○実施場所 ・インターネット ○実施対象者 ・通関業者 ・輸出入者 ・窓口来訪者	令和7年1月～ 令和7年3月予定	URL又はQRコードをアンケート対象者に通知し、インターネット画面上で配布・回収	○無記名 ○7段階評価 (大変良い、良い、やや良い、普通、やや悪い、悪い、大変悪い) ○主な質問項目 ・相談業務、カスタムスアンサーについての満足度
9	知的支援に関する研修・セミナーのアンケート 【《定量的》測定指標政6-2-4-A-1:知的支援に関する研修・セミナー参加者の満足度】	○実施場所 研修所・セミナー会場・オンライン ○実施対象者 研修生・セミナー受講者	令和6年4月～ 令和7年3月の間 (各研修・セミナー時)	研修・セミナー中に配付 研修・セミナー終了時に回収	○無記名 ○5段階評価 (とても有意義、有意義、どちらでもない、あまり有意義ではない、全く有意義ではない) ○主な質問項目 ・研修・セミナー全体の満足度

用語集

あ アジア債券市場育成イニシアティブ
平成15年8月のASEAN+3（日中韓）財務大臣会議で合意された、域内の民間貯蓄を経済発展に必要な中長期の資金ニーズに結び付けることを目的とし、域内の債券発行体の多様化、市場インフラの整備等を通じて債券市場の育成を図っていくイニシアティブ。

い 一般歳出
国の一般会計の歳出から国債費及び地方交付税交付金等を除いたもの。

え 円借款
開発途上国政府等に対して、低利で長期の緩やかな条件で開発資金を貸付けるもの。円借款の実施は、国際協力機構（JICA）が担当。

か 海外IR
国債に係る海外投資家との関係強化の取組のこと。投資家との対話等を通じて、投資家のニーズに応じた情報を正確かつタイムリーに提供している。

買入消却

国債の発行者である国が、償還期限が到来する前に国債を買い入れ、これを消却することで債務を消滅させること。

改革工程表

「経済・財政再生計画」推進のために経済財政諮問会議の下に設置された専門調査会においてとりまとめられた、主要な改革項目について、改革の具体的な内容、規模、時期等について明確化したもの。

海外投融資

主として、民間セクターが開発途上地域で実施する開発事業に対し、必要な資金を融資または出資するもの。

外国為替資金証券

特別会計に関する法律第83条第1項の規定に基づき「外国為替資金に属する現金に不足がある場合」に発行される、政府短期証券。

改正京都規約（税関手続の簡易化及び調和に関する国際規約）

各国の税関手続の簡易化・調和を通じた国際貿易の円滑化を目的とした、税関手続に係る国際標準を規定する条約。

昭和48年のWCO総会（於：京都）で採択された『税関手続の簡易化及び調和に関する国際規約』（通称：京都規約）を改正する形で作成された。

平成11年6月のWCO総会で採択され、平成18年2月に発効。

貨幣回収準備資金

貨幣に対する信頼の維持を目的として、政府による貨幣の発行、引換え及び回収が円滑に行われるよう、一般会計に設置された資金のこと（貨幣回収準備資金に関する法律第1条及び第3条）。

カレンダーベース市中発行額

あらかじめ額を定めた入札により定期的に発行する国債の、4月から翌年3月までの発行予定額の総額。

官民ファンド

現在、わが国では民間資金がリスクマネーとして十分に供給されていない状況にある中、政府の成長戦略の実現、地域活

性化への貢献、新たな産業・市場の創出などの政策的意義があるものに限定して、民業補完を原則とし、民間で取ることが難しいリスクを取ることによって民間投資を喚起する(呼び水効果)ためのファンドのこと。

き 気候投資基金

(C I F : Climate Investment Funds)

「クリーン・テクノロジー基金」と「戦略気候基金」の2つの基金から構成される。前者は、主要な途上国における温室効果ガス削減に資するプロジェクトを支援、後者はぜい弱な途上国の気候変動の影響を軽減する対策や、森林保全、再生可能エネルギー分野の支援を実施。

基礎的財政収支

(P B : Primary Balance)

「借入を除く税収等の歳入」から「過去の借入に対する元利払いを除いた歳出」を差し引いた財政収支のこと。基礎的財政収支が均衡すれば、毎年度の税収等によって、過去の借入に対する元利払いを除いた毎年度の歳出を賄うこととなる。

旧里道・旧水路

道路法上の市町村道等に、また河川法上の河川等に認定されていないもので、公共物としての機能を喪失したもの。

行政財産

国の行政の用に供するため所有する財産であり、さらに用途によって4つの種類に分けられる。

・公用財産：国において国の事務、事業又はその職員の住居の用に供し、又は供するものと決定した財産(例えば、庁舎、国家公務員宿舎)

・公共用財産：国において直接公共の用に供し、又は供するものと決定した財産(例えば、公園、道路、海浜地)
・皇室用財産：国において皇室の用に供し、又は供するものと決定した財産(例えば、皇居、御所、御用邸、陵墓)
・森林経営用財産：国において森林経営の用に供し、又は供するものと決定した財産。

緊急関税

輸入の増加により、同種・競合貨物を生産する国内産業に生じた重大な損害等を防止・救済するために課する割増関税。

く 国・地方の公債等残高

普通国債、地方債及び交付税特会借入金の合計。(出所) 内閣府「中長期の経済財政に関する試算」(令和6年1月22日経済財政諮問会議提出)

け 原産地規則

国際的に取引される物品の原産国(原産地)を決定するための規則。一般特惠関税制度や経済連携協定による特惠税率を適用する場合に用いる特惠原産地規則と、WTO協定税率や不当廉売関税の適用等に用いる非特惠原産地規則がある。

権利床

市街地再開発事業(都市再開発法第2条第1号に規定する事業)及び市街地再開発事業以外の市街地整備に係る事業において、権利者が取得することとなる再開発建物の一部。

こ 公共随意契約

地方公共団体などに対し、公共性の高い用途に供するために行う随意契約。

合同宿舎

国家公務員宿舎のうち財務大臣が維持管理を実施する宿舎であり、全ての省庁の職員が貸与の対象となる。

国有畦畔・脱落地

農地に付随する畦等のうち、地租改正等明治の土地制度（地所名称区別及び国有土地森林原野下戻法等）に基づいて、国有地とされているものであり、また、公図上無番地の無主の不動産であり、登記簿上も、民有地と区分されておらず、国有財産台帳にも記載されていないもの。

国有財産

国の所有する財産には、現金や預金のほか、土地、建物等の不動産、船舶、自動車、航空機等の動産、貸付金等の債権、著作権、特許権等の知的財産権、地上権、鉱業権等の用益物権等多種多様なものがある（広義の国有財産）が、本事前分析表における国有財産とは、国有財産法第2条及び附則第4条に規定されている財産（狭義の国有財産）をいう。

また、国有財産は、国の行政の用に供するため所有する行政財産と、それ以外の普通財産に分類される。

なお、国公有財産とは、国有財産のほか、地方自治法第238条に規定されている公有財産を含めた財産をいう。

誤信使用財産

自己が正当に使用することができる財産であるとの誤信により使用が開始された等の経緯を有する財産。

国庫

国は、租税及び国債を主たる財源として現金を調達し、これにより公共事業、社

会保障、教育、防衛等多様な行政を行っている。こうした財政活動の主体としてとらえた国のこと。

国庫金

国庫に属する現金のこと。

国庫金の過不足の調整

国庫金の受入（租税受入等）や支払（年金支払等）がなされる時期は様々であり、時期によって国庫には現金不足や余剰が生じる。国庫全体として現金の不足が見込まれる場合には、予算の支出を支障なく執行するため、財務省証券を発行することにより不足現金を調達する。国庫に一時的に余裕金（国庫余裕金）が発生した場合には、日本銀行に設けられている政府預金の中の当座預金から利子の付される国内指定預金に組み替えること等により国庫余裕金を管理している。

国庫原簿

予算決算及び会計令第128条の規定により、財務省が作成する国庫金の出納に関する帳簿。

さ 財政投融资

政府が財投債（国債）の発行により調達した資金などを財源として、政策金融機関・独立行政法人等や地方公共団体に対し、政策的な必要性はあるものの、大規模・超長期プロジェクトなど、民間だけでは対応が困難な長期・固定・低利の資金などの供給を行うもの。

具体的な資金供給の手法として、①財政融資（地方公共団体、政府関係機関、独立行政法人などに対して長期・固定・低利で行われる融資）、②産業投資（投資（主として出資）により長期リスクマネーを

供給)、③政府保証(政府関係機関・独立行政法人などが金融市場で発行する債券に、政府が保証を行う)の3つの方法がある。

財政投融资計画

当該年度の財政投融资の内容を表すもので、予算と合わせて編成され、国会の審議、議決を受ける。

財投債

国が発行する国債の一種。商品性も通常の国債と同じで、発行も通常の国債と合わせて行われるが、国債の発行によって調達された資金が財政融資資金の貸付けの財源となるとともに、償還・利払いが財政融資資金の貸付回収金によって賄われている点が、一般会計の歳出の財源となり、租税などを償還財源とする通常の国債とは異なる。このため、財投債は、経済指標のグローバルスタンダードである国民経済計算体系(SNA)上も、一般政府の債務には分類されておらず、また国の長期債務残高にも含まれていない。

財務省証券

財政法第7条第1項の規定に基づき「国庫金の出納上必要があるとき」に発行される、政府短期証券。

サムライ債

外国の政府・企業等の非居住者が、日本国内で円建てで発行する外債のこと。

① 資産負債管理(ALM)

金融業務を行うにあたって発生する各種のリスクを回避するため、資産(資金運用)と負債(資金調達)のバランスを総合的に管理すること。ALMとは、Asset

Liability Managementの略称。

事前教示制度

輸入者その他の関係者が、あらかじめ税関に対し輸入を予定している貨物の関税率表上の所属区分(税番)、関税率、課税価格の決定方法等について照会を行い、税関からその回答を受けることができる制度。文書により照会が行われる場合には、正式に文書により回答を行っており、当該照会に係る貨物の輸入申告の審査の際に尊重される。一方、口頭による照会については、文書による事前教示への回答とは性格が異なり、参考情報(ガイダンス)として口頭により回答する。(関税法第7条第3項)

事前選定

我が国へ到着する外国貨物等に関する情報を船舶等の到着前に入手し、当該情報等を活用して要注意貨物のスクリーニング(絞込・選定)を行うこと。

指定金融機関

申請により指定され、危機対応業務として、事業者に対する必要な資金の貸付け等を行う。株式会社日本政策投資銀行及び株式会社商工組合中央金庫は、株式会社日本政策金融公庫法上、「指定金融機関」とみなされている。

社会保障・税一体改革(社会保障と税の一体改革)

社会保障の充実・安定化と、そのための安定財源確保と財政健全化の同時達成を目指すもの。

出港前報告情報

我が国に入港しようとする船舶に積み

込まれる海上コンテナ貨物について、原則として、当該コンテナ貨物の船積港を当該船舶が出港する24時間前までに、船会社等から電子的に報告される詳細な積荷情報。

※当該制度は、WCOの「基準の枠組み」に基づくもの。

乗客予約記録

(PNR : Passenger Name Record)

航空会社が保有する旅客の予約、搭乗手続等に関する情報。

シングルウィンドウ

関係する複数のシステムを相互に接続・連携することにより、1回の入力・送信によって、必要な手続を同時に行えるようにするもの。

せ 税関相互支援協定

税関当局間において社会悪物品の密輸の防止、知的財産侵害物品の水際取締り等を目的とした相互支援を行うことや、通関手続の簡素化・調和化等について協力することを定めた国際約束。

税制調査会

内閣総理大臣の諮問に応じ、租税制度に関する事項について調査審議することを目的として内閣府に設置された機関。

製造貨幣大試験

通貨に対する国民の信頼を維持するため、造幣局が製造した貨幣を財務省が検査し、その量目(重さ)が適正であることを公開の場で示すもので、明治5年以降実施。

政府短期証券

一般会計と複数の特別会計が、法令の規定に基づき、その資金繰りに不足が生じる場合に発行できる短期証券。償還期限は原則3ヶ月だが、国庫の資金繰りを効率的に行うための償還期限が2か月程度・6か月・1年のものもある。FB (Financing Bill) とも言う。

政府保証枠

預金保険機構等が民間金融機関等から資金の借入や債券発行する際に、政府がその債務を保証する金額の上限。

政府預金

会計法等の規定により、日本銀行において受け入れた国庫金は、国の預金(政府預金)とされている。政府預金は、その性格に応じて、当座預金、別口預金、指定預金、小額紙幣引換準備預金の4種類に区分されている。

そ 相殺関税

外国において補助金の交付を受けた輸入貨物に対し、同種の貨物を生産する国内産業を保護するために課する割増関税。

相続土地国庫帰属制度

相続又は遺贈(相続人に対する遺贈に限る。)により取得した土地について、一定の要件を満たした場合に、土地の所有権を国庫に帰属させることを可能とする制度。

その他収入

歳入総額から税収と公債金を除いたもの。日本銀行・独立行政法人等からの納付金や特別会計からの受入金、前年度剰余金受入等から構成される。

た たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約

たばこの健康に対する悪影響を減らし、人々の健康を改善することを目指し、各国の実情を踏まえ、たばこに関する広告、包装表示等の規制を行うことについて定めた条約。

ち チェンマイ・イニシアティブ

アジア通貨危機を教訓として、急激な資本流出により外貨支払いに支障をきたすような危機的な状況が生じた国に対し、危機の連鎖と拡大を防ぐため、短期の外貨資金を各国の外貨準備(ドル)から融通するASEAN+3の枠組み。

地球環境ファシリティ

(GEF:Global Environment Facility)

開発途上国による、地球環境の保全・改善への取組を支援するための資金メカニズム。以下の5分野を支援対象としている:生物多様性保全、化学物質対策、気候変動対策、国際水域汚染防止、砂漠化防止。

地区計画活用型一般競争入札

地方公共団体と協議し、国有地を含む一定の区域を対象に、地方公共団体が地区計画等の都市計画決定をした上で行う一般競争入札。

知的財産侵害物品

特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、回路配置利用権、育成者権を侵害する物品及び不正競争防止法の規定に違反する物品をいう。知的財産侵害物品は、関税法上、輸出又は輸入してはならない貨物として規定されている。(関税法第69条の2及び第69条の11)

つ 通貨制度

通貨の単位や種類を定め、通貨に法的な強制通用力を付与する制度。我が国では、「通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律」で定められている。

て デュレーション・ギャップ

資産または負債から生じる将来キャッシュフローを現在価値に換算し、そのキャッシュフローが生じるまでの期間を現在価値のウェイトで加重平均したものをデュレーションといい、資産または負債の平均残存期間を示している。

デュレーション・ギャップとは、資産・負債のデュレーションの差をいう。このギャップがある場合、金利変動による現在価値の変動幅が資産と負債で異なるため、金利変動リスクが生じることとなる。

と 特定国有財産整備計画

庁舎等その他の施設の使用の効率化及び配置の適正化を図るために、これを集約立体化・移転再配置する場合又は地震防災機能を発揮するために必要な庁舎等を整備する場合に、財務大臣が定める国有財産の取得及び処分に関する計画(国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法第5条)。

ドーハ・ラウンド交渉

平成13年11月、ドーハでの第4回WTO閣僚会議で立上げが合意された多角的貿易交渉(正式名称はドーハ開発アジェンダ(Doha Development Agenda:略称DDA))。現在交渉中の分野は、「農業」「非農産品市場アクセス(NAMA)」「サービス」「ルール」「開発」「貿易関連知的財産権(TRIPs)」「環境」等。

に 二国間通貨スワップ取極

(B S A : Bilateral Swap Arrangement)

外貨流動性を必要とする国に対して、支援国が、被支援国の自国通貨を対価に、ドルや円等のハードカレンシーを短期間供給する取極。

二段階一般競争入札

定期借地権による土地の借受け又は買受けを希望する者から土地の利用等に関する企画提案を求めた上で、これを審査し、審査を通過した者を対象に行う一般競争入札。

日EU・EPA

経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定。平成25年3月に交渉が開始され平成29年7月に大枠合意、同年12月に交渉妥結、平成30年7月に署名に至り、平成31年2月に発効した。

日英EPA

包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定。EU離脱後の英国との、日EU・EPAに代わる新たな貿易・投資の枠組みとして、令和2年6月に交渉開始、9月に大筋合意、10月に署名に至り、令和3年1月に発効した。

日米貿易協定

日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定。物品貿易に関する協定で、平成30年9月の日米首脳会談における日米共同声明を受けて、平成31年4月から両国間で交渉を行い、令和元年9月に最終合意、同年10月に署名に至り、令和2年1月に発効した。

日米デジタル貿易協定

デジタル貿易に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定。円滑で信頼性の高い自由なデジタル貿易を促進するためのルールを整備したもの。日米貿易協定と同時に最終合意、署名に至り、発効した。

の ノーロス・ノープロフィットの原則

ある保険の保険料率を算出する際、利潤も損失も生じないようにする原則のこと。地震保険に関する法律第5条第1項は、「政府の再保険に係る地震保険契約の保険料率は、収支の償う範囲内においてできる限り低いものでなければならない。」と規定している。

は ハイスpekク借款

2016年5月のG7伊勢志摩サミットにて「質の高いインフラ投資の推進のためのG7伊勢志摩原則」を取りまとめたことに基づき、「質の高いインフラ」の推進に資すると特に認められる案件に対し、譲許性の高い円借款を供与するもの。

ひ 非譲許的借入

民間ベースの信用供与のように、金利、返済期間、据置期間等の借入条件が譲許的ではない(緩和されていない)借入のことを指す。

なお、これと対照的に、円借款等のODAはその条件が民間の信用供与に比して著しく譲許的である(緩和されている)。

ふ 普通財産

行政財産以外の一切の国有財産であり、原則として特定の行政目的に供されていない財産である。

不当廉売関税（反ダンピング税）

不当廉売（ダンピング）された輸入貨物に対し、同種の貨物を生産する国内産業を保護するために課する割増関税。

フューチャー・デザイン

将来世代は現在の政策決定に意思を反映できないという問題意識に立ち、現世代が将来可能性（将来世代の利益のために行動しようとする潜在的意欲）を発揮できる社会の仕組みをデザインすること。

プライマリーバランス（基礎的財政収支）

「借入を除く収支等の歳入」から「過去の借入に対する元利払いを除いた歳出」を差し引いた財政収支のこと。プライマリーバランスが均衡すれば、毎年度の税収等によって、過去の借入に対する元利払いを除いた毎年度の歳出を賄うこととなる。

ほ 報復関税

WTO協定上の利益を守り、その目的を達成するため必要があると認められる場合、又はある国が我が国の船舶、航空機、輸出貨物若しくは通過貨物に対して差別的に不利益な取扱いをしている場合に課する割増関税。

保税地域

外国から輸入する貨物について、その関税及びその他の税金を一時課税しないままにしておく場所であり、また輸出入貨物の税関手続（通関手続）をするための場所でもある。現在、保税地域の種類は、指定保税地域、保税蔵置場、保税工場、保税展示場及び総合保税地域の5種となっている。

本邦技術活用条件制度

（STEP:Special Terms for Economic Partnership）

我が国の優れた技術やノウハウを活用し、途上国への技術移転を通じて我が国の「顔の見える援助」を促進するため、2002年7月より導入された円借款の制度。

み 緑の気候基金

（GCF:Green Climate Fund）

平成22年の国連気候変動枠組条約第16回締約国会議（COP16）で設立が決定した開発途上国の温室効果ガス削減と気候変動の影響への適応を支援する多国間基金。事務局は韓国（仁川市）。

未利用国有地

単独利用困難なものを除く宅地又は宅地見込地で現に未利用となっている土地をいう。ただし、これらを管理委託、一時貸付等暫定活用しているものを含む。

ゆ 遊水地・雨水貯留浸透施設

・遊水地：洪水を一時的に貯めて、洪水の最大流量（ピーク流量）を減少させるために設けた区域であり、河川整備計画において計画高水流量を低減するものとして定められたもの（河川法第6条第1項第3号、河川法施行令第1条第2項）。

・雨水貯留浸透施設：雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を有する施設であって、浸水被害の防止を目的とするもの（特定都市河川浸水被害対策法第2条第6項）。

輸出事後調査

輸出者の事業所等を税関職員が個別に訪問して、輸出貨物に係る帳簿や書

類等の確認を行う調査のこと。輸出された貨物に係る手続が関税法等関係諸法令の規定に従って、適正に行われていたか否かを確認し、不適正な申告を行った者に対しては、適切な申告を行うよう指導することにより、適正な輸出管理体制や通関処理体制の構築を促すことで、適正かつ迅速な輸出通関の実現を目的としている。

ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ

(UHC: Universal Health Coverage) すべての人が適切な予防、治療、リハビリ等の保健医療サービスを、支払い可能な費用で受けられる状態のこと。

輸入事後調査

輸入者の事業所等を税関職員が個別に訪問して、輸入貨物に係る帳簿や書類等の確認を行う調査のこと。輸入された貨物に係る申告内容が適正に行われていたか否かを確認し、不適正な申告を行った者に対しては、是正を求めるとともに、適切な申告を行うよう指導することにより、適正な課税を確保することを目的としている。

り 流動性供給入札

国債流通市場の流動性の維持・向上を目的として、流動性の不足している銘柄の国債を追加発行すること。

留保財産

国が所有権を留保し、将来世代に残しておくべき、有用性が高く希少な国有地。地域・社会のニーズを踏まえ、定期借地権による貸付けで活用を図ることとしている。

旅具通関

旅客又は乗組員の携帯品、別送品等の通関については、その輸出入形態の特殊性から簡便な手続が認められており、一般貨物の「業務通関」に対して「旅具通関」という。

A AEO (認定事業者) 制度

Authorized Economic Operatorの略称。国際貿易における安全確保と円滑化の両立を図るため、貨物のセキュリティ管理を含む法令遵守の体制が整備された事業者に対して、税関長があらかじめ承認又は認定を行い、当該事業者が迅速化・簡素化された税関手続を利用することを認める制度。

A P E C

アジア太平洋経済協力。Asia-Pacific Economic Cooperationの略称。アジア太平洋地域の持続可能な成長と繁栄を目的とし、域内の21の国と地域(エコノミー)が参加する経済協力の枠組み。貿易・投資の自由化と円滑化を通じた地域経済統合の推進、質の高い成長の実現、経済・技術協力等の活動を実施。

A S E A N

東南アジア諸国連合。Association of South East Asian Nationsの略称。インドネシア、カンボジア、シンガポール、タイ、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、ラオスの10カ国が加盟。

A S E A N + 3

A S E A N (東南アジア諸国連合) と日本、中国、韓国の3カ国。

ASEAN+3マクロ経済リサーチオフィス (AMRO)

2011年4月にシンガポールに設置された常設機関で、ASEAN+3地域経済の監視・分析を行う。平時においては、経済サーベイランスの実施を行い、危機時においてはチェンマイ・イニシアティブの迅速な意思決定の支援等を行う。

2013年5月には、AMROの国際機関化に合意し、2014年10月には、その設立協定への署名が完了。2015年5月に設立協定が国会承認され、同年6月に受諾書をASEAN事務局へ寄託し、2016年2月にAMROは国際機関となった。

ASEM

アジア欧州会合。Asia-Europe Meetingの略称。アジア・欧州間の協力関係の強化を目的として平成8年より開始された対話と協力の枠組み。アジア・欧州の相互尊重及び相互利益に基づく平等な関係の下、政治、経済、社会・文化その他、の3つの柱を中心に活動を実施。

C CBDC

中央銀行デジタル通貨。Central Bank Digital Currencyの略称。民間銀行が中央銀行に保有する当座預金とは異なる、新たな形態の電子的な中央銀行マネー。中央銀行の負債であり、決済の手段として用いられる。

CGIF

信用保証・投資ファシリティ。Credit Guarantee and Investment Facilityの略称。ASEAN+3域内の企業が発行する債券に保証を供与することで、現地通貨建て債券の発行を支援し、域内債券市場の育成に貢献することを目指してA

DBに設置された信託基金。

D DRFイニシアティブ

ASEAN+3金融協力の柱の一つである災害リスクファイナンス・イニシアティブの略称。域内の自然災害リスクに対する財務強靱性の向上を目的としたイニシアティブ。

E EPA

経済連携協定。Economic Partnership Agreementの略称。FTAの要素(モノ・サービスの貿易の自由化)に加え、投資や人の移動、二国間協力を含む包括的な経済連携を図る協定。

ESG投資

財務的な要素に加えて、非財務的な要素であるESG(環境(E=Environment)、社会(S=Social)、ガバナンス(G=Governance))を考慮し、中長期的なリスクの軽減や収益機会の確保を図る投資。

F FATF

金融活動作業部会。Financial Action Task Forceの略称。マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の発展と促進を目的とした多国間枠組み。主な活動は、マネロン・テロ資金供与・拡散金融に関する国際基準の策定、及びメンバー間の相互審査による当該基準の履行確保。

FILP

財政投融资計画。Fiscal Investment and Loan Programの略称。当該年度の財政投融资の内容を表すもので、予算と合わせて編成され、国会の審議、議決を受ける(「財政投融资」参照)。

F T A

自由貿易協定。Free Trade Agreementの略称。関税やサービス分野の規制等を撤廃し、モノやサービスの貿易の自由化を図ることを目的とした協定。

G G20

20カ国財務大臣・中央銀行総裁会議。Group of Twentyの略称。アジア通貨危機後、G7等先進国と主要な新興市場国との間で国際経済問題について議論することを目的として、1999年創設。2008年秋の金融経済危機以降、金融・世界経済に関する首脳会合（G20サミット）に向けての準備会合としての役割も担うようになった。

G 7

先進7カ国財務大臣・中央銀行総裁会議。Group of Sevenの略称。世界経済の持続的成長及び為替相場の安定などを達成するための政策協調を行っている会合。日、米、英、独、仏、伊、加の7か国及び欧州連合（EU）が参加。

I IMF

国際通貨基金。International Monetary Fundの略称。米国ブレトン・ウッズにおいて調印された国際通貨基金協定に基づき、1945年に設立された。主な目的は、通貨に関する国際協力を促進すること、為替の安定を促進すること、国際収支困難に陥った加盟国へ融資を行うこと。

I P E F

インド太平洋経済枠組み。Indo-Pacific Economic Frameworkの略称。令和4年5月のバイデン大統領訪日時に、米国が枠組みの立上げを発表し、同年9月に交渉を開始した。貿易（柱1）、サブ

ライチェーン（柱2）、クリーン経済（柱3）、公正な経済（柱4）の4つの分野において、インド太平洋における持続可能で包摂的な経済成長を実現するための協力枠組み。令和5年5月、米国・ロサンゼルスにて閣僚級会合が開催され、柱2の実質妥結が発表された。同年11月、米国・サンフランシスコにて首脳会合及び閣僚会合が開催され、柱2についてはIPEFサプライチェーン協定として署名が行われ、柱3・4については、それぞれIPEFクリーン経済協定、IPEF公正な経済協定として実質妥結が発表された。柱1は議論を継続している。参加国は日本、米国、豪州、ブルネイ、フィジー、インド（柱1は交渉不参加）、インドネシア、マレーシア、ニュージーランド、フィリピン、韓国、シンガポール、タイ、ベトナムの計14カ国。

M MDBs

国際開発金融機関。Multilateral Development Banksの略称。世界銀行グループ、アジア開発銀行、米州開発銀行グループ、アフリカ開発銀行グループ、欧州復興開発銀行の総称。

N NACCS

輸出入・港湾関連情報処理システム Nippon Automated Cargo and Port Consolidated Systemの略称。

税関手続全般に加え、輸出入に関連する食品衛生・動植物検疫手続及び港湾・空港に関連する入出港手続等の官業務並びに輸送、保管等の輸出入に関連する民間業務を電子的に処理する官民共用のシステム。

P PNR

乗客予約記録。Passenger Name Recordの略称。

R RCEP

地域的な包括的経済連携（Regional Comprehensive Economic Partnership）の略称。参加国は、ASEAN10カ国と、日本、中国、韓国、オーストラリア及びニュージーランドの計15カ国。平成24年11月に交渉開始、令和2年11月に署名に至り、令和4年1月1日に発効した。

RILLO・AP

WCOのアジア・大洋州地域情報連絡事務所（Regional Intelligence Liaison Office）の略称。域内の税関当局による密輸関連情報の収集、分析、評価及び発信を促進することを目的としており、2024年1月から日本がホストを務めている。

S SDGs

持続可能な開発目標。Sustainable Development Goalsの略称。2001年に策定されたミレニアム開発目標（Millennium Development Goals: MDGs）の後継となるもの。2015年の9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」において、2016年から2030年までの目標として、17のゴールと169のターゲットが定められている。MDGsで残された課題（教育、母子保健、衛生等）と、この15年間で顕在化した新たな課題（環境、格差拡大等）に対応するもので、先進国を含む全ての国に適応されるユニバーサルティが最大の特徴。

SEADRIF

東南アジア災害リスク保険ファシリティ。Southeast Asia Disaster Risk

Insurance Facilityの略称。世界銀行の技術支援のもと、東南アジア諸国に対して、自然災害リスク保険プールを含む、気候変動・自然災害に対する保険ソリューションを供給することを目的としたASEAN+3の枠組み。

T TPP/CPTPP

TPPは、環太平洋パートナーシップ（Trans-Pacific Partnership）の略称。アジア太平洋における広域経済連携協定で、日本、シンガポール、ニュージーランド、ブルネイ、チリ、米、豪、ペルー、ベトナム、マレーシア、メキシコ、カナダの計12カ国が参加。平成27年10月に大筋合意に至り、平成28年2月に署名が行われたが、その後、平成29年1月に米国が離脱を表明した。

CPTPPは、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership）の略称。TPPから米国が離脱を表明後、平成30年3月に米国を除く11か国で署名が行われ、同年12月30日に発効。令和5年7月までに、全ての原署名国11か国で発効している。また、令和5年7月にCPTPPへの英国の加入に関する議定書が署名された。

W WCO

世界税関機構。World Customs Organizationの略称。正式名称は関税協力理事会（Customs Cooperation Council）で、平成6年よりWCOをワーキングネームとして使用。ベルギーのブリュッセルに本拠を置く多国間組織であり、税関制度の調和・統一等により国際貿易の発展に貢献することを目的とす

る。主な活動内容は、分類や税関手続に関する諸条約の作成及び見直し、貿易円滑化や安全対策等に関する様々な国際的ガイドライン等の作成の他、国際的な監視・取締りに係る税関協力や関税技術協力の推進等。

WTO

世界貿易機関。World Trade Organizationの略称。自由貿易促進を主たる目的として作られた国際組織で、平成7年に設立。本部はスイスのジュネーブにあり、WTO協定の管理・運営、貿易紛争の処理等を担うとともに、加盟国間の貿易交渉の場を提供。

WTO貿易円滑化協定

WTOドーハ・ラウンドの一分野として、平成16年7月に貿易円滑化交渉が開始され、平成25年12月に妥結。平成26年11月に本協定に関する改正議定書が採択され、平成29年2月に3分の2以上の加盟国が受諾し、本協定は発効した。

本協定は、貿易規則の透明性向上や税関手続の迅速化・簡素化を図るためにWTO加盟国が実施すべき措置（事前教示制度の整備、貨物到着前の申告・審査に係る制度の整備等）を規定。途上国には、実施までの移行期間を認めるとともに、自ら実施が困難な場合は、先進国等からの支援を通じた実施までの移行期間を認めることを規定している。

財務省の政策に関する情報は、財務省ウェブサイトでもご覧いただけます。

財務省ウェブサイトトップページ	https://www.mof.go.jp/
予算・決算 (国のお金の使い道)	https://www.mof.go.jp/budget/
税制 (国の税金の仕組み)	https://www.mof.go.jp/tax_policy/
関税制度 (輸出入手続きと水際での取締り)	https://www.mof.go.jp/customs_tariff/
国債 (国の発行する債券)	https://www.mof.go.jp/jgbs/
財政投融资 (国からの資金の貸付・投資)	https://www.mof.go.jp/filp/
国庫 (国のお金の動きとその調整)	https://www.mof.go.jp/exchequer/
通貨 (貨幣・紙幣)	https://www.mof.go.jp/currency/
国有財産 (国の保有する財産)	https://www.mof.go.jp/national_property/
たばこ・塩 (たばこ事業・塩事業)	https://www.mof.go.jp/tab_salt/
国際政策 (外国為替・国際通貨・経済協力)	https://www.mof.go.jp/international_policy/
政策金融・金融危機管理等	https://www.mof.go.jp/financial_system/

財務省

Ministry of Finance, JAPAN